

出席委員 岸本委員長、柳田副委員長
山田委員、茂内委員、吉田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 畑村副町長、宮崎子育て支援課長、野呂技幹、徳江主幹、加藤副主幹、木下副主幹
遠藤副主幹、加藤主査、中村主査
芝崎学び推進課長、佐野主査、柏木主任主事
大八木スポーツ課長、佐糠主査
三橋健康福祉部長、中澤福祉課長、越原副主幹、柏木主査、袴田主査
三橋高齢介護課長、秋庭副主幹、青木副主幹、伊波主査、中瀬主査
原田保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、早乙女主査
大平健康づくり課長、原主幹、飯塚主査、安藤主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算
2. 議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和5年3月15日
午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより、令和5年度寒川町議会予算特別委員会2日目を開催いたします。

本日は、学び育成部及び健康福祉部の審査になりますので、よろしくお願いを申し上げます。
それでは、執行部が入室するまで、暫時休憩をいたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

これより、学び育成部3課の審査に入ります。一番初めに子育て支援課の審査に入りますので、よろしくお願いたします。

畑村副町長。

【畑村副町長】 おはようございます。本日2日目となります。よろしくお願いたします。

それでは、これより学び育成部3課の令和5年度予算についての審査をお願いいたします。

まず、1番目は、子育て支援課が所管いたします予算の審査をお願いいたします。説明につきましては、宮崎子育て支援課長より申し上げ、ご質問には、出席職員で対応させていただきますので、よろし

くお願い申し上げます。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 おはようございます。それでは、子育て支援課が所管いたします、令和5年度予算について説明をさせていただきます。説明につきましては、タブレット資料010の予算特別委員会説明参考資料に基づき、行わせていただきます。

なお、組織の見直しに伴い、後ほどご説明する3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費の予算につきましては、令和5年度から保育幼稚園課が所管となり、資料の備考欄にその旨記載しておりますので、よろしくお願いたします。

予算書は66ページ、67ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。

職員給与費につきましては、学び育成部長と子育て支援課長、子育て支援課子ども家庭担当、学び推進課青少年育成担当及び保育幼稚園課の課長と保育幼稚園担当、合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

職員給与費に充当している特定財源でございますが、下の表をご覧くださいまして、まず、歳入番号①、予算書は26、27ページの出産子育て応援交付金2,463万3,000円と、2行飛ばしまして、歳入番号④、予算書は30、31ページの出産子育て応援交付金598万3,000円は、令和5年2月から開始した出産子育て応援事業に要する経費に対して、それぞれ国と県から交付されるものでございます。

補助率は、妊娠届出時及び出生届出後の面談後にそれぞれ5万円を支給する出産子育て応援ギフトに要する経費については、国が3分の2、県が6分の1、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出後の3回の面談を中心とした、切れ目ない相談支援を行う伴走型相談支援に要する経費については、9月までの部分は、国が3分の2、県が6分の1、10月からの部分は、国が2分の1、県が4分の1でございます。

出産子育て応援ギフト担当職員の時間外勤務手当にそれぞれ記載の額を充当しており、このほか、備考欄記載のとおり、充当しております。

次に、歳入番号②、予算書は28、29ページの特別児童扶養手当事務取扱委託金16万1,000円は、国の制度で、県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金で、担当職員の給料に充当しております。

次に、歳入番号③、予算書は30、31ページの安心こども交付金事業費補助金3万3,000円は、無償化に伴う事務に要する経費のうち、認可外保育施設に係る部分に対する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。担当職員の時間外勤務手当に7,000円を充当するほか、幼児教育の無償化推進事務経費に充当しております。

続いて、歳入番号⑤、予算書は36、37ページの児童発達支援給付費等負担金2,108万4,000円は、児童発達支援事業を行っているひまわり教室の障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室職員の給料に対し、631万8,000円を充当しているほか、備考欄に記載のとおり充当しております。

これらの特定財源の充当額合計667万8,000円を事業費1億4,731万7,000円から除いた1億4,063万9,000円が一般財源でございます。

次に、資料の3ページ、子育て支援事業費でございます。子育てサポートセンター内に子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを設置し、育児不安などの子育てに関する相談や虐待に関する相談、利用者支援や会員相互の育児援助活動の支援を行うとともに、子育て支援課への相談員配置や養育支援訪問事業などを通じて、児童虐待防止を図ります。

報酬、職員手当等、共済費、旅費につきましては、子育て支援相談員や乳児家庭全戸訪問のための助産師や保健師、子育て支援講座を開催する際の保育者を会計年度任用職員として雇用するための経費でございます。

需用費の消耗品費は、おむつ用ごみ袋無償配布に当たり、ごみ袋に張りつけるラベルシールを計上したもので、役務費については、NPファシリテーター養成講座を令和5年度は受講しないことによる認定手数料の皆減でございます。

委託料と使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

負担金補助及び交付金は、子育てサポートセンターのエレベーターや電気設備の保守点検料や光熱水費に係る維持管理負担金でございますが、設備の保守点検料や光熱水費の基本料金について、利用事業者により案分しており、その割合が、令和4年度当初予算の内容では3分の1でしたが、令和4年6月に麗寿会が完全退去したため、令和5年度は2分の1となったことに伴い、増となっております。

充当している特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの子ども子育て支援交付金4,716万円と、2行飛びまして、歳入番号④、予算書30、31ページの子ども子育て支援交付金事業費補助金の3,824万円は、子ども子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに国で定める基準額に基づき、利用者支援事業に係る部分は、国3分の2、県6分の1、それ以外の部分は国、県それぞれ3分の1の負担率で交付されるものでございます。

本事業における乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬や旅費、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターの委託料に、国が880万2,000円、県が576万円を充当しております。

このほかに、備考欄に記載のとおり充当しております。

戻りまして、歳入番号②、予算書は26、27ページの児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金318万7,000円は、国の児童虐待防止対策支援事業実施要綱に基づいて、市町村が行う相談体制整備事業への補助金で、補助率は2分の1でございます。

子育て支援相談を行う会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費、旅費に充当しております。

続いて、歳入番号③、予算書は26、27ページの出産子育て応援交付金2,463万3,000円と、1行飛ばしまして、歳入番号⑤、予算書は30、31ページの出産子育て応援交付金598万3,000円は、先ほど職員給与費のところでご説明したもので、伴走型相談支援に関わる会計年度任用職員の報酬に充当しており、このほか、備考欄記載のとおり充当しております。

これらの特定財源の充当額合計1,789万1,000円を除いた一般財源は2,858万円でございます。

続きまして、資料の4ページ、小児医療費助成事業費でございます。医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより、小児の健康増進を図るもので、町では現在、通院、入院ともにゼロ歳から中学3年生までを対象として、所得制限なく適用しております。

需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費と医療証送付用封筒の印刷製本費。役務費は、医療証

郵送のための通信運搬費と、国保連合会等への審査支払いに係る手数料。使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料。扶助費は、小児医療費扶助料でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

特定財源につきましては、まず、歳入番号①、予算書は30、31ページの、小児医療費助成事業補助金2,430万7,000円は、県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、歳入番号②、予算書は36、37ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金1,000円は、町が助成した医療費の一部負担金のうち、高額療養費に相当する額について、医療保険者から返戻金として収入するものでございます。これら特定財源の充当額合計2,430万8,000円を除いた1億3,315万9,000円が一般財源でございます。

なお、既にご承知のとおり、町では本年10月診療分から、小児医療費助成制度の適用対象を現在の中学3年生までから高校3年生までに拡大する予定でございます。そのために必要な条例改正や予算措置につきましては、今後、令和5年度当初予算が成立した場合、早急に準備を進めまして、令和5年度の早い時期に議案上程してまいりたいと考えております。

また、歳入番号①としてご説明をした、県の小児医療費助成事業補助金につきましても、県において、本年4月診療分から補助対象年齢が拡大されることになっております。こちらにつきましても、町としての影響額を精査した上で、町の適用対象拡大について予算措置をお諮りする際に、併せて盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、資料5ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費でございます。ひとり親家庭の父、または母や児童が医療機関にかかった場合に、医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を図るものでございます。

需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費。役務費は、医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いに係る手数料。扶助費は、ひとり親家庭等医療費扶助料でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、予算書は30、31ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,227万2,000円は、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、予算書36、37ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金1,000円につきましては、先ほどの小児医療費助成金高額療養費返戻金と同じ趣旨の内容でございます。これらの特定財源の充当額合計1,227万3,000円を除いた1,443万5,000円が一般財源でございます。

続いて、資料の6ページ、子ども子育て支援事業計画策定事業費でございます。子ども子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等について定める法定計画でございます。令和5年度は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする第3期の計画を策定するためのニーズ調査を実施したいと考えており、そのために必要な業務を委託して行うための経費として委託料を計上しております。

本事業については、全額一般財源でございます。なお、この後、ご説明する事業につきましては、全額一般財源の場合、特に財源について申し上げますのでご了承ください。

続いて、資料の7ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、子育て支援に関する事業等を行う団体に補助金を交付し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進しようとするものです。全額負担金補助及び交付金でございます。

備考欄に記載の①は、平成27年度当初からご利用いただいている地域子育て環境づくり支援事業補助金で、②は、令和4年度から国の交付金を活用できる制度として創設した子どものつながりの場づくり支援事業補助金でございます。充当する特定財源は、まず、歳入番号①、予算書は、26、27ページの地域子どもの未来応援交付金93万7,000円は、国の子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領に基づき、市町村が行う事業の実施に必要な経費に充てるもので、子どものつながりの場づくり支援事業補助金に充当しており、補助率は4分の3でございます。

次に、歳入番号②、予算書は28、29ページの市町村事業推進交付金は、財政課において説明した内容で、予算額57万9,000円のうち、5万円を地域子育て環境づくり支援事業補助金に充当しております。

以上の特定財源の充当額合計98万7,000円を除いた51万3,000円が一般財源でございます。

続いて、資料の8ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内の児童の遊び場に設置している遊具の点検委託料と、大塚児童の遊び場の除草業務委託料でございます。

続いて、資料9ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室に係る経費で、就学前の発達が気になるお子さんに対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施するものです。

報酬、職員手当等、共済費、旅費は、重度障害児の指導などに充てる保育士や言語聴覚士、理学療法士等の会計年度任用職員に係る経費で、需用費は、施設の維持管理及び児童の衛生管理や療育等に必要の消耗品費や光熱水費。役務費は、電話料金に係る通信運搬費と、療育に使うぬいぐるみのクリーニング手数料や各種の保険料。委託料は、カーペットクリーニングや機械警備、児童の歯科検診に伴う委託料。使用料及び賃借料は、療育指導のための行事实施に伴うバス借上料、備品購入費は、療育の際に利用児童の体温調整に用いる氷の製造、保存や管理上、冷暗所での保管が必要な薬の管理のための冷凍冷蔵庫の購入費用。負担金補助及び交付金は、児童発達支援に係る研修等の受講料負担金でございます。

主な増減理由は備考欄記載のとおりでございますが、近年、手厚い支援を必要とする児童の利用が増えており、会計年度任用職員の配置時間数を増やして対応することになるため、報酬等を増額しております。

本事業の特定財源は、歳入番号①、予算書は36、37ページの児童発達支援給付費等負担金2,108万4,000円で、事業費全額に当たる1,473万9,000円を充当しております。内容につきましては、冒頭の職員給与費でご説明したとおりでございます。

続いて、資料の10ページ、特定不妊治療費等助成事業費でございます。特定不妊治療費助成事業と不育症治療費助成事業に要する費用で、全額負担金補助及び交付金でございます。特定不妊治療費の助成は、不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精等の特定不妊治療について、県が実施している補助に上乘せする形で、治療に要した費用の一部を助成します。不育症治療費の助成は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成します。

いずれも助成することにより、経済的負担の軽減を図るもので、計上額の内訳としましては、不妊治療に係る部分として200万円、不育症治療にかかる部分が20万円と、前年度と同額としております。

なお、特定不妊治療費の助成につきましては、令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用となっておりますが、この助成制度は、1つの治療期間を単位として助成申請を受ける仕組みになっており、県の助成は、令和4年度中に治療期間が終了する場合も、最長で令和5年5月1日まで申請可能となっております。

町の助成制度は、県が助成した部分についての上乗せ助成となっておりますので、現状においては、国や県の動向を見ながら、必要に応じて改正について検討するものと考えております。

次に、資料の11ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て会議委員の報酬、旅費は、担当者会議や研修会等への出席、児童発達支援事業における療育の利用時に伴う旅費でございます。

増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源として、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金2,108万4,000円のうち、2万7,000円を児童発達支援事業に係る旅費に充当しております。

次に、資料の12ページ、出産子育て応援事業費につきましては、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援と一体的に実施する事業として、令和5年2月から始めたもので、具体的には、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出後の3回の面談と、妊娠届出時及び出生届出後の面談を行った後に、それぞれ出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして各5万円を支給するものでございます。

予算計上した内容は、4月以降に対象となる方に対応するもので、需用費は、妊娠8か月を目安にアンケートを送付するための用紙や送付用窓付き封筒などの消耗品費と、出産子育て応援ギフトの支給決定通知用メールシーラーの印刷製本費。役務費は、妊娠8か月目安のアンケート送付用郵送料や、その返送のための料金受取人払いなどの通信運搬費と、出産子育て応援ギフトの口座振込のための手数料。委託料は、出産子育て応援ギフトの支給管理を行うためのシステム導入及び保守業務の令和5年度分委託料を計上したものでございます。

負担金補助及び交付金は、出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして、給付金各5万円を対象者に支給するもので、それぞれ対象となる妊婦、新生児の人数として、340人ずつを見込み、計上したものでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの出産子育て応援交付金2,463万3,000円と、歳入番号②、予算書は30、31ページの出産子育て応援交付金598万3,000円は、冒頭職員給与費のところでご説明したもので、出産子育て応援ギフトの支給費用を含め、全ての経費に充当しており、このほか備考欄記載のとおり充当しております。

この特定財源の充当額合計2,949万円を除いた一般財源は599万4,000円でございます。

続いて、資料の13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ禍において出産し、子育てすることへの敬意と感謝を込めて、出産お祝いパッケージを配布するものでございます。

需用費として、出産された方にお渡しするマスクと抗菌マスクケース、育児用品カタログギフトを購

入するための消耗品費と、町長メッセージカード作成のための印刷製本費を計上しております。令和4年度の実績を踏まえて単価を精査したことにより、消耗品費が前年度より減となっております。

続きまして、資料の14ページ、2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等の支給のために町が行う事務に要する経費で、事務補助の会計年度任用職員の報酬や職員手当等、担当者会議等出席のための旅費、支払い通知書用メールシーラーのための需用費、通知等の郵送のための役務費がその内容でございます。

主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料の15ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき、子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給するものです。全額扶助費でございますが、ここ数年の対象児童数の減少傾向や、コロナ禍における妊娠届出数の減少傾向を踏まえ、令和4年度に引き続き、対象児童数が減少すると見込み、前年度より1,092万円の減としております。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、国庫支出金の児童手当負担金、5億4,452万円と、歳入番号②、予算書は28、29ページ、県支出金の児童手当負担金1億1,954万円は、児童手当法に基づき、支給額のうち、被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されるものでございます。

国と県の支出金の合計額6億6,406万円を事業費の7億8,360万円から除いた1億1,954万円が一般財源でございます。

続きまして、資料16ページ、予算書は66ページから69ページにかけてをご覧ください。

3目保育所費でございます。保育環境充実事業費は、認可保育所や認定こども園等に対する保育委託料、給付費及び補助金の交付や、幼児教育保育の無償化に伴う私学助成を受ける幼稚園の保育料や幼稚園の預かり保育、保育園の一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどの利用料に対する給付費や補助金の交付、また、保育施設の修繕工事に対する補助金の交付などを行うことで、幼児教育保育の環境の充実を図るものでございます。

委託料は、町の児童が通う町内、町外の認可保育所への児童保育委託料でございます。負担金補助及び交付金については、備考欄の主な経費に記載のような内訳でございますが、その内容としましては、まず、民間保育所運営費等補助金は、延長保育や一時預かり、低年齢児受入れ対策や1歳児受入れのための職員加配などのほか、副食費が免除となる幼稚園の年収360万円未満相当世帯や第三子以降への補助などを計上しております。

子どものための教育保育給付費は、施設型給付の対象となる幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業等に対する運営のための給付費です。保育所等整備事業補助金は、さむかわ保育園及び一之宮愛児園のフェンス等修繕に対する補助でございます。

保育対策総合支援事業費補助金は、家庭的保育事業や小規模保育事業の3歳児受入れのための連携施設となっている保育所や幼稚園における連携支援コーディネーターの配置や、町内保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する補助でございます。

子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育保育の無償化に伴い、3から5歳児については、私学助成を受ける幼稚園の利用や幼稚園における預かり保育、保育所等の一時預かり、ファミリー・サポート・センターや認可外保育施設などを利用した場合、ゼロから2歳児については、住民税非課税世帯の方が一時預かりやファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した場合の給付でございます。

このほかに、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する補助として103万2,000円を計上しております。

主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、全部で12件と数が多くなっておりますので、歳入番号と細節名によりご説明させていただきます。

まず、①の子どものための教育保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で、全額委託料に充当しております。

②と⑦の子どものための教育保育給付費負担金は、国及び県からの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる地域型保育事業等に対する給付費として充当しております。負担率は、対象事業費に対して、国が2分の1、県が4分の1でございます。

③と⑧の子育てのための施設等利用給付費負担金は、幼児教育保育の無償化により、対象となる施設の利用に伴って施設に支給する給付費に充当しており、負担率は、対象事業費に対して、国が2分の1、県が4分の1でございます。

④の子ども子育て支援交付金と、⑨の子ども子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、一時預かりや延長保育、実費徴収に係る補足給付等に対して充当しており、このほかに、備考欄記載のとおり、他事業に充当しております。

⑤の保育所等整備交付金は、さむかわ保育園及び一之宮愛児園のフェンス等修繕に対する補助に充当しており、補助率は2分の1でございます。

⑥の保育対策総合支援事業費補助金は、家庭的保育事業等の3歳児受入れのための連携施設となる保育所等における連携支援コーディネーターの配置や、町内保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

3行飛びまして、⑩の子どものための教育保育給付費（施設型給付費等）補助金は、施設型給付の対象となる認定こども園の幼稚園部分を利用する児童の給付費に対する県の補助金で、補助率は、対象となる給付費の26.2%相当額の2分の1でございます。

⑪の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助金で、補助率は、補助基準額に基づく対象事業費の4分の3でございます。

⑫の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受入れができるよう、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士や、児童の健康管理のための看護師等を雇用する経費への県の補助金で、補助率は、補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。

これら特定財源の充当額合計9億7,109万5,000円を除いた4億1,967万9,000円が一般財源でございます。

す。

続いて、資料の17ページ、保育等事務経費でございます。報酬、職員手当等は、保育コンシェルジュの会計年度任用職員に係る経費。旅費は、会議等出席のための普通旅費。需用費は、参考図書購入のための消耗品費と封筒やメールシーラー、納付書の印刷製本費。役務費は、保育料決定通知や納付書、入所決定通知等の郵送のための通信運搬費と口座振替に係る手数料でございます。委託料は、保育料のコンビニ収納とモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。

主な増減理由は備考欄記載のとおりでございますが、会計年度任用職員の報酬、職員手当等につきましては、2人の保育コンシェルジュのうち、令和4年度から雇用している1人について、令和4年度予算は、以前から雇用するものと同額で計上していたところ、令和5年度予算は、実績に基づく額で計上したため、前年度より減額となっております。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの子ども子育て支援交付金4,716万円と、歳入番号②、予算書30、31ページの子ども子育て支援交付金事業費補助金の3,824万円は、子育て支援事業費のところでご説明した内容で、保育コンシェルジュの会計年度任用職員の報酬と職員手当等に、国が165万4,000円、県が41万3,000円を充当しております。このほかに、備考欄記載のとおり、他事業に充当しております。

特定財源の充当額合計206万7,000円を除いた、114万円が一般財源でございます。

次に、資料の18ページ、幼児教育の無償化推進事務経費でございます。

幼児教育、保育の無償化に伴う事務に要する経費で、報酬は、事務補助の会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員の期末勤勉手当。共済費は、会計年度任用職員の職員共済組合負担金と社会保険料負担金。旅費は、会議等出席のための普通旅費。役務費は無償化に係る文書を郵送するための通信運搬費でございます。

主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30、31ページの、安心こども交付金事業費補助金3万3,000円は、無償化に伴う事務に要する経費のうち、認可外保育施設に係る部分に対する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、資料の19ページ、予算書は68ページ、69ページをご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。職員給与費につきましては、子育て支援課のびのびすくすく担当と、健康福祉部健康づくり課の課長及び健康づくり担当、合わせて22人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書26、27ページの子ども子育て支援交付金4,716万円と、1行飛びまして、歳入番号③、予算書30、31ページの子ども子育て支援交付金事業費補助金3,824万円は、子育て支援事業費のところでご説明した内容で、任期付職員として、母子保健コーディネーターを務める助産師や、乳児家庭全戸訪問事業に関わる保健師の給料等に対して、国が654万8,000円、県が191万1,000円を充当しております。

負担率は、助産師に関わる部分は、国が3分の2、県が6分の1、そのほかは、国、県、いずれも3分の1で、このほかに備考欄記載のとおり他事業に充当しております。

次に、歳入番号②、予算書は28、29ページの出産子育て交付金2,463万3,000円と、1行飛びまして、歳入番号④、予算書30、31ページの出産子育て応援交付金598万3,000円は、冒頭職員給与費のところでご説明したもので、伴走型相談支援を担当する職員の時間外勤務手当にそれぞれ記載の額を充当しており、このほか、備考欄記載のとおり、充当しております。

以上の①から④までの特定財源充当額合計925万1,000円を除いた1億6,501万1,000円が一般財源でございます。

次に、資料の20ページ、予算書は68ページから71ページにかけてご覧ください。

母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、父親母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊産婦健診や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など、母子の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。

報酬、職員手当等及び共済費は、健診や講習会、育児相談等の実施に係る栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員の雇用に係る経費でございます。旅費は、職員の研修参加や会議出席のための普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費のうち、消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費、離乳食講習会の食材料費などでございます。印刷製本費は、健診等に必要な記録表や妊産婦健診、新生児聴覚検査費用補助券の印刷代。医薬材料費は、検針で使用する使い捨て手袋や消毒液等の購入費で、今年度は、感染防止対策用のマスク等も計上しております。

役務費は、各種健診等の受診案内や未受診者への勧奨通知の郵送のための通信運搬費と、未熟児養育医療費に係る国保連合会等への審査支払い手数料でございます。

委託料は、妊産婦健診や1歳6か月児健診等の各種検診事業に係るもので、神奈川県産科婦人科医学会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施するものでございます。

使用料及び賃借料は、歯科検診で使用する器具の借上料。備品購入費は、3歳6か月児健診で、新たに導入する屈折検査機器、スポットビジョンスクリーナーの購入費。負担金補助及び交付金は、償還払いによる妊産婦健診受診費用等の助成金や、新たに創設する妊婦に対する初回産科受診費用助成金。扶助費は、母子保健法の規定に基づき、町が負担する未熟児養育医療費でございます。

主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございますが、備品購入費に計上した屈折検査機器につきましては、これまでのご家庭での保護者による検査結果を踏まえた判定では、主観的であり、精密な判定には、二、三か月の期間を要していることから、新たに屈折検査機器を導入することにより、検診時に、客観的に、そして瞬時に判定する方法に変更するものでございます。

日本眼科医学会では、視覚発達の度合いが高いとされる時期の終盤に当たる3歳児の時期までに視覚異常を発見し、治療できれば、その多くが視力を獲得できることから、3歳児健診での屈折検査機器導入を推奨しており、町として、3歳6か月児健診に導入することで、視覚異常の早期発見、早期治療につなげようとするものでございます。

また、負担金補助及び交付金におきましては、初回産科受診費用に対する助成制度を新たに設けます。これは、国の令和5年度当初予算において、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業が計上されたことを踏まえ、町としても、所得の低い世帯の女性が妊娠判定のための最初の産科受診をためらうこ

となく、安心して臨んでいただけるよう助成制度を整えるものでございます。

特定財源でございますが、まず、歳入番号①、予算書は26、27ページの未熟児養育医療費等国庫負担金50万円と、1行飛びまして、歳入番号③、予算書28、29ページの母子保健衛生費等県負担金25万円は、母子保健法に基づき、市町村が未熟児養育医療費として要する費用に対する国と県の負担金で、負担率は国が2分の1、県が4分の1でございます。

次に、歳入番号②、予算書26、27ページの母子保健衛生費国庫補助金300万6,000円は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっており、産婦健診の委託料及び負担金補助及び交付金の財源として、226万7,000円を充当しております。このほかに、子育て世代包括支援センター事業費の産後ケア事業に係る費用に充当しております。

これらの特定財源の充当額合計301万7,000円を除いた、4,145万5,000円が一般財源でございます。

次に、資料の21ページ、う蝕予防対策事業費でございます。乳幼児期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を行い、歯磨き習慣の確立と口腔の健康増進を図るものでございます。

報酬と旅費は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員の雇用に係る報酬と費用弁償。需用費の消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットの購入費。医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシの購入費でございます。

役務費は、2歳児歯科健診の案内と問診票の郵送に伴う通信運搬費。委託料は、2歳児歯科健診の実施について、茅ヶ崎歯科医師会に委託するための委託料です。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料でございます。

続いて、資料の22ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、母子保健コーディネーターの助産師によるきめ細やかな対応により、その人、その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を行うもので、医療機関や助産院等へ委託するための委託料を計上しております。

令和4年度からは、多胎児のいる母子については、通常7日が上限の利用単位日数に加えて、訪問型を7日分まで追加して利用可能にするとともに、産後ケアの利用があった場合の費用負担として、多胎児加算を設けて、受託した医療機関や助産院等の費用負担の軽減を図っております。現在11の医療機関や助産院等と委託契約しておりますが、令和5年度も、より利用しやすい環境を整えるために、委託先を増やしていきたいと考えております。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書26、27ページの母子保健衛生費国庫補助金300万6,000円につきましては、先ほど母子保健事業費でご説明した内容で、産後ケア事業に要する費用に、73万9,000円を充当しております。

この充当額を、事業費147万7,000円から除いた73万8,000円が一般財源でございます。

続きまして、資料の23ページ、予算書は70ページ、71ページをご覧ください。2目予防費の母子予防接種事業費でございます。

予防接種法に基づき、BCGや小児肺炎球菌、日本脳炎などの子どもに係る個別予防接種や成人を対象とする風疹予防接種を実施するものでございます。報酬は、接種履歴の適切な管理のために、一人一人が受けた予防接種のデータを健康情報システムに入力するために雇用する会計年度任用職員の報酬。旅費は、担当職員の会議出席等に係る普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償。需用費の消耗品費は、乳児家庭全戸訪問の際に配布する予防接種についての説明用小冊子等の購入費。印刷製本費は、接種の際に使用する予診票の印刷代でございます。

役務費は、麻しん風しん予防接種未接種者への接種勧奨通知や、風疹の追加的対策に伴う検査受検勧奨通知及びクーポン券の郵送に係る通信運搬費と、請求事務に係る国保連合会への手数料でございます。

委託料は、各種の予防接種や、風疹追加的対策に伴う抗体検査について、茅ヶ崎医師会等へ委託して実施するものでございます。

負担金補助及び交付金は、保護者の里帰りなどの理由で、委託外の医療機関で接種を受ける場合の個別予防接種償還金と、新たに創設する骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金でございます。

扶助費は、定期予防接種により健康被害を受けた方の救済のための手当等でございます。

主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございますが、負担金補助及び交付金におきましては、今、申し上げた骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金を創設し、骨髄移植や化学療法等の医療行為により、骨髄移植前に受けた定期接種による免疫機能が低下、または消失した方が任意で再接種する場合の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図る仕組みを整えてまいります。

特定財源につきましては、歳入番号①、予算書は26、27ページの感染症予防事業費等国庫補助金103万4,000円は、風疹の追加的対策の実施に伴う風疹抗体検査に要する費用への国の補助金で、補助率は2分の1でございます。風疹抗体検査の受検勧奨通知と、クーポン券の郵送料及び検査委託料に充当しております。

歳入番号②、予算書は30、31ページの予防接種健康被害救済費補助金445万1,000円は、予防接種法に基づき、町が行った予防接種により生じた健康被害の救済措置に要する費用に対して、県が支出する補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、予算書30、31ページの風疹予防接種事業補助金13万6,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のための事業に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。町では、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻しん風しん混合ワクチンの予防接種委託料に充当しております。

歳入番号④、予算書30、31ページの骨髄移植後等の予防接種再接種事業費補助金4万9,000円は、新設する骨髄移植等に伴う再接種費用助成に要する費用への県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

以上、①から④の特定財源の充当額合計567万円を除いた1億317万1,000円が一般財源でございます。

最後に資料の24ページ、歳入の一般財源分について説明させていただきます。予算書は22、23ページをご覧ください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越分でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生費使用料の行政財産使用料につきましては、大塚児童の遊び場の東京電力電柱等設置に係る使用料ですが、令和5年度は収入予定がないことによる皆減でございます。

次の14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の、保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、保育士や放課後児童クラブ支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度引き上げるための措置として、令和4年度において、4月から9月までに相当する額を計上しておりましたが、令和5年度は、公定価格や子ども子育て支援交付金において処遇改善分が算定され、当該交付金がないことによる皆減でございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、町内保育所の老朽化した備品、設備の購入更新及び改修に対する県の補助金で、令和5年度は該当がないことによる皆減でございます。

以上で、子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 全部で5つの質問があります。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目、子育て支援センターの事業についてなのですが、コロナ禍の中の感染予防をしつつ、事業を遂行した中、利用されたお母様方からは子育て支援センターの存在がありがたかったという声を聞きました。事業を行う中で実際職員の方から、来たお母さん方からとか、職員の方がそこで実際事業を行う中で感じたこととか、何かお声がありましたでしょうか。それをまず、お聞きします。

2つ目は、保育所の入所希望者の決定についてなのですが、入所希望者の第1次、第2次があった中、入所希望の人数と、また、各決定の人数をそれぞれ教えていただければと思います。

3つ目は、タブレットの11ページだったんですけども、備考欄のところ、ちょっと気になったことがあります。会議の開催回数が減ったということが書いてあるんですけども、これ、どういう会議が減ったのかなというのをお聞きしたいと思います。

4つ目なんですけども、産後ケア事業についてなんですけど、令和5年、委託先が増えると今、お話ありましたが、どの程度増えるのか、教えてください。

また、保育所の設置についてお聞きします。民間の保育施設などの運営や環境整備に対する具体的な支援内容とかがございましたらお聞かせください。お願いします。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 答弁が順不同で恐縮でございますが、まず、3問目にいただきました、会議開催回数、何の会議が減ったのかという部分でございますが、ここの会議の内容につきましては、町の子ども子育て会議の委員報酬として計上させていただいておりまして、その開催回数が、昨年度は、計画の中間年見直しということで、開催回数が増える可能性もありましたので、5回分で計上しておりましたが、今年度は見直しの年ではないので、通常3回分で計上しておりますので、その3回分に戻したというようなところの内容でございます。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 保育の関係のご質問の中で、まず、1問目のところで、令和5年度の入所申込みの人数と決定した人数というお話ですが、入所希望を出された児童数については、241名の希望がございました。

1次審査と2次審査を行いまして、その中でも、決まったところをやはり辞退しますという児童の方がいらっしゃって、今、そこの空いた枠のところ審査を行って、今、結果を出しているところですので、令和5年度の入所児童のほうは、まだ確定をしていない状況です。

あと、もう1問、保育所の環境について、施設整備についてというお話です。令和5年度については、令和4年度までで、老朽化が進んでいる3園、外装のほうを大規模修繕、終了しまして、その後、内装の修繕についても、一通り終了しました。

その中で、今度は外構、フェンスとかブロック塀とか傾いていたりとか、破れていたりという状況がございましたので、あとはフェンスとかは不審者が中に入れるような低いものだったりするので、それを令和5年度で整備をして、安全面の強化を図っていきたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 4つ目の問いの産後ケアの委託先を増やす数というんですか、委託先についての見込みについて、お答えさせていただきます。

皆様方もご存じのとおり、産後ケアを開始する市町村が近隣にも増えてまいりまして、やはり、また周知もあるのか、皆様方がご利用したい、もしくは産後ケアを使ってみたいという方も確実に増えてきていらっしゃいます。その希望、要望等に対応するために、委託先の増を検討しているところなんですけれども、現在、契約の最終調整中でして、具体的な数は申し上げられないんですけれども、確実に何か所か増える見込みとなっております。もうしばらくお待ちいただければと。

以上です。

【岸本委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 子育て支援センターの職員、アドバイザー側からのお声というご質問についてです。

コロナ禍で、大分利用者の皆様にはご不便をおかけしておりまして、人数制限をさせていただいたりとか、基本的な感染予防をお願いしていたところなんですけれども、逆に感染予防を、防止策を強く進めていたところから、安心して子育て支援センターだったら利用することができるというお声が、まず、あったということと、あとは講座なども一時控えていた部分があるんですけれども、ここで皆様のお声をお聞きして、少しアドバイザーではないけど、もう少し専門的なお話が聞きたいということで、助産師さんをお呼びしまして、助産師相談などを今現在月1回でやっております。

身近、すぐそばにいる助産師さんに気軽に、いろいろなことをお問合せいただけるということで、大変好評だという話は伺っております。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 それでは、1つ目から私のほうの順番で申し訳ないんですけども、また、聞かせてい

たきます。

子育て支援センターの事業で、今いろいろお聞きした中で、よく、いい状態でコロナの中でも進んだということが分かりました。LINEとかでも出ていますよね、子育て支援センターの取組などみたいな予定が、私も見させていただいているんですけども、コロナの中なんですけど、助産師の相談があるということで、今後また何か増えていく予定のものとかが、もしありましたら教えていただきたいなと思います。

2つ目、保育所入所の希望のことなんですけども、今のところ、確定していないということですが、大体スケジュール的にはいつぐらいまでとかあるんでしょうか。教えてください。

あと、先ほど児童福祉人件費のところの会議がなぜ減ったのかということですが、この減った、回数がもともと決まったものがあるということなんですけども、その後、影響は別にないんでしょうか。そのまま、また増やしたほうがいい影響になって出てくるとかということとかがもしありましたらお聞きしたいなと思います。

次、あと産後ケアなんですけども、今契約中ということで、何社かは分からないということですが、利用者も増えているということで、町としても、お母さんにとって、すごくいい環境になってきたんじゃないかなと思います。ただ、どんな施設があるのか、ホームページのほうで見ましたら載っていませんので、どうしてかなと思うので、もし理由があったらお聞きしたいなと思います。

5つ目なんですけども、いろいろ外構のフェンスやらということを令和5年ではやっていくということが分かりましたが、それでも待機児童がいるとは思うんですけども、やはり待機児童をなくすということは、保育施設が増えるのが一番いいんじゃないかなと思うんですけども、法人とかに対して誘致を促すような施策とか、もし考えられていることがありましたら、お聞きしたいなと思います。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、また順不同で恐縮ですが、3点目の会議の開催回数の影響の話がございました。

これに関しては、通常、特段のことがなければ、3回で一応予定はしていますけれども、例えば、令和5年度でいうと、ニーズ調査を行っていくということで、そのニーズ調査の内容なども、会議のほうに諮っていくようなことになっております。今までニーズ調査については、国のほうから、基本的には内容が示されるような形を受けてやっていく流れでいるんですけども、令和5年度はこども家庭庁もできますし、また、その翌年、6年度に向けては、今度、こども家庭センターの設置というようなところも、動きが国のほうでもありますので、そうすると、国としても伴走型相談支援とかそういったいろいろな動きが出てきているように、子どもに対する考え方というのが、非常に手厚くなってきているという部分もありますので、例年と同じニーズ調査の調査項目かどうかということも示されてみないと分からないところがございます。

そうすると、内容について図っていくという中で、もう少し時間をかけたほうがいいのかとかというご意見とかがもし出た場合は、当然会議の開催回数も、今は3回で見込んでおりますが、増やすことが必要になってくる可能性もございますので、もしそうなった場合は、また、必要に応じて予算措置をさせていただきながら、開催をしていく必要があるのかなと思っております。

それから、5点目でいただきました保育所の関係です。待機児童の対策としては、増やしていくようなところで、法人に対する働きかけ、誘致に対するいろいろな動きはということがございました。この部分は、今、町としては、新しい、例えば認可保育所とかそういったものを設置していくという考えは、現時点では持ってございません。この辺は、公共施設の関係の整理をしているような動きもある中で、当然町としても新しい認可保育所とかそういうものができるとなれば、当然、補助ですとか、その後のランニングコストという部分でも、委託料ですとかそういったものがかかってまいります。規模的な部分でいうと、前々からご説明を折に触れてさせていただいているかと思いますが、例えば小規模保育施設とか、そういった部分の規模感のものができて、そこで対応できれば、今の待機児童数からするといいいのではないかと考えております。

ただ、それにしても、町のほうから積極的にという部分については、今の時点では考え方を整理しておりませんので、手が挙げれば、何でもかんでも、またお願いしますというふうにするのかという考え方もありますので、そのどのよう形で対応していくべきかというのは整理する必要があるなと思ってございます。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 2番目のご質問で、保育園の入所の決定までのスケジュールということですが。例年、同じような流れで行くんですけども、1次審査を1月の半ばぐらいに実施をして、その結果を2月の中旬ぐらいまでに保護者の方にお知らせをしております。

2次審査、その後に、1次は受かったけども、やはり辞退をしますという方も数名いらっしゃいますので、その方も含めて、2次審査を2月の中旬ぐらいに実施をし、3月の中旬ぐらいに、保護者の方にお知らせをしております。

その中で、例えば辞退をしたいという方については、日時を決めて、この日までにお申出くださいというお手紙を添えてお知らせをしています。その後、空きがある状況の中で、ここは公表はしていないんですけども、空いているところを埋めるというような審査を行っている状況です。

今回の審査については、もう3月の半ばになりまして、4月間近に迫っておりますので早急に、あと保護者の方も準備をするものがあったり、施設のほうも準備することがありますので、早急にお知らせをして、保護者の方にお伝えをしていきたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 ホームページへの産後ケア施設の掲載についてのお尋ねかと思えます。

こちらなんですけれども、産後ケア、やはり、何かしら心に不安があったりですとか、いろいろご相談内容が繊細なこととかもある方がご利用されることもあります。

その際に、直接、医療機関に産後ケアの受ける受託医療機関にお申込みができてしまう市町村さんも確かにあるので、その場合はリストが掲載されていることが多いのかなと思います。ただ、町が委託している産後ケア施設様も、町だけではなく近隣で契約をされている市があたりするんですけども、直接申込みされて、いきなり来られてしまうと、前情報がないまま見えるので、どんな方が、どんなご相談を持ってこられるのか分からないといったお声も聞いております。

町は当初から、必ず仲介をして、このような方が参りますと、このようなご希望ですということをごきちんとお伝えして、ご利用いただくようにしてきたという点で、現在、医療機関が掲載されていないんですけれども、近隣の市のホームページの状況なども見させていただくと、掲載しているところが確かに増えてきておりますので、掲載するかどうかについても、今後また検討させていただければと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 子育て支援センターの今後のイベントについてのお尋ねでございます。

今現在はまだ公表できる段階ではないんですけれども、イベントをきっかけに子育て支援センターの存在を知っていただくという部分も含めまして、今後、いろいろアドバイザーのほうからは幾つかご提案はいただいております。

あと、その中で妊娠中に、子育て支援センターを知っていたらよかったというお声を何度か利用者の方からお聞きしたことがあります。やはりご出産後は忙しくて、なかなかそこまで、支援センターに行こうとか支援センターの情報を知ろうということがなかなかたどり着かないということで、妊娠中の方でもご参加いただけるようなイベントとか講座も併せて検討していきたいなと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 子育て支援センターのイベント、確かに妊娠中、特にマタニティブルーとかでもんもんとしているお母さんもいらっしゃるの、そういうのが妊娠中でも使えるところがあるというのをすると、すごくいいなと思います。私も出産してから息子を連れて行きましたけども、2人目のときは、やはり上の子がいたのであれですけども、下の子だけのときも気分転換になるということがあったので、妊娠中の方のイベントというのはいいかなと思いますので、楽しみにしております。

2つ目の保育所入所希望の方、そうですね、先ほどもおっしゃっていましたが、お母さんにとしてみると、子どもを預けることに対して、その子が泣いてしまわないか、不安にならないかという思いがすごくあると思うんです。4月から幼稚園、保育園が始まるとなると、ぎりぎりだとお母さんたちも会社に戻るための準備や、子どもを精神的にも安定したまま預けたいという気持ちもすごく複雑なのか絡み合うとは思いますが、例えば、お母さんにとしてみると、子どもが好きなキャラクターで道具をそろえてあげたいとか、そういった思いがあると思うんです。そうすると、時間がぎりぎりだと、もうこの時期だとほとんど売れてしまっていたりとかしたりすると思うので、そうすると子どもも自分の好きなキャラクター、例えば布団でも、着るものでも持ち物でも、そうするとお母さんと離れても大丈夫ということもあたりとかすると思うので、お母さんたちの負担を、精神的な負担を持たせないためにも、スケジュール的には大変だと思うんですけども、早急なご対応をさせていただくとありがたいなと思えました。これは要望です。

3つ目なんですけども、宮崎課長もおっしゃったように、こども家庭庁もできるということなので、今後、子どものことに関するいろいろな課題もまた増えていく中で、会議ということも大変だと思うんですけども、皆さんで知恵を出し合いながら、よくしていこうという場でもあると思っておりますので、ま

た、今後も臨機応変に対応していただきたいなと思います。

産後ケアなんですけども、今の理由を聞いて分かりました。直接、行くということに対して、お母さんたちの情報とか、いろいろまた相手のほうにも届けなきゃいけないというのがあったりとかしますけど、親として見たら、ホームページをちょっと見て、こんなところに行けるのねと思ったりとか、というのができるといいなとは思いますが、もし検討していただければお願いしたいなと思います。

5つ目、保育所の設置なんですけども、もちろん今、町のほうでは考えていないということでしたが、法人などが、例えば寒川町に保育所を設けることを選択しない場合に、町立の保育所を建設するという選択肢しかないと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 最後の1点の回答ですけど、町立の保育施設ということのご質問だったかと思いますが、町では、今の同胞さんが運営している3園はもともと町立の保育園でしたが、新しい子ども子育て支援制度がスタートするときに、今後のかかる費用の件も含めて、いろいろ検討した結果として、民営化ということで、町立だったものを民設化したという経過があります。そうしたことも踏まえると、現状の中で、町の財政出動が非常に多くなる町立施設を考えるというところは考えにくいかなと思っております。

【岸本委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 令和5年の4月から、こども家庭庁が発足する、それに伴い、こども基本法も改正されるということで、あくまで予算特別委員会ですから、ここに示された予算の枠の中で質問しなければと、それに努めたいと思っておりますけれども、予算ですから、その金額が適正かということなどをどのように判断すればいいのかなというところなんですけど、4月以降の動き、先ほど答弁の中でも難しさを感じていることは、こちらも感じましたので、発足以降、本年度の中でいろいろ適切に見直す機会がもしかしたらあるのかなと思いつつ質問させていただければと思うんですけど、コロナ禍3年で、子どもか家庭の環境も大分変わっていると思います。

先ほどの質問の中でもありましたけども、会議の回数が減ってしまったりであったりとか、保育に関わる方と保護者、子どもの意思疎通を図る場というのはどうしても減ってしまっているのかなと感じていて、あくまで予算ですから項目に引っ掛けますけれども、地域子育て環境づくり支援事業費、例えばこれ、令和4年交付申請額の中で、今年も一応ついています。負担金なのであれなんですけれども、こども家庭庁が発足して、県のほうもそれに対応するための窓口を用意しているというところですから、多分、いろいろやり方も、形もそもそも変わってくるのかなとは思っているんですけども、今年度、その辺の見込みであったりとか、あと、保育環境充実事業費に関係するのかなと思います。

民間保育所運営費等補助金であったりとか、子どものための教育、保育のところだと思うんですけども、ニーズ把握というか、この3年間で変わったニーズ把握を、どのように今年度行っていくのか、どういう場を設けるのか、いろいろ子ども・子育て会議じゃないですけど、地方版とかをつくりなさいと言われていたようなところもあると思いますので、今年度、事業者と保護者の意見を取り入れる場をどのように考えているのか、もう全部聞くと、のべつ幕なしで多分終わらなくなっちゃうので、意見交

換、ニーズ調査の場をどのように設けているのかだけ、確認させていただければと思います。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 恐れ入ります。今のは、先ほど、項目としては、地域子育て環境づくりの支援事業と、それから保育環境充実事業のところが出てきましたけど、そこを全部、一つとして、事業者とか保護者とかのニーズを、どういうふうに捉えるのかということによろしいでしょうか。

まず、先ほど茂内委員のほうから出た答弁の中で申し上げたニーズ調査というのは、計画を策定するという意味でのニーズ調査なんですけど、おっしゃっているニーズ調査はそのことによろしいのでしょうか。

【岸本委員長】 どうぞ。吉田委員。

【吉田委員】 計画策定のほうは、先ほどのご説明の中で聞きましたので、計画策定に入れるためのニーズ調査です。実際の保護者であったりとか、そういったものを行う気はあるんでしょうねと思うんですけど。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 申し訳ありませんでした。まず、ニーズ調査自体は、対象となる未就学までのお子さんを持つ保護者宛てに、基本的には郵送等をさせていただいてやるつもりでおりますので、保護者のニーズという部分では、そういったところで把握をしていくものだなと認識をして取り組んでまいりたいと思います。

事業者のニーズという部分は、特に、例えば保育環境というところで行くと、例えば新たに設置をしたいとか、そういう部分のことをおっしゃっているのかなと思いますが、その部分については、町として、今、積極的に開設を、誘致をしていこうという考えは、今はまだ持っていませんという、一応整理していく必要があるのかなという思いはありますが、積極的に誘致をしていくところまでは考えていませんので、そういう意味では、お話を事業者のほうからあったときには、お話を聞かせていただくと、そういうスタンスでおります。

それと、例えば地域子育て環境づくりの部分なんかで申し上げると、補助対象になる方というところで行くと、事業者というよりは、むしろ団体さんになってきますけれども、例えば子ども食堂をやっている団体さんとか、そういったところにはこちらからお声かけをさせていただいたりとかして、こういう補助金がありますのでというところの中で取り組んでいただければということで、どんどんお話はしている状況はございます。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 保護者のニーズ調査、郵送等で行うということでした。いろいろ声は聞こえているんですけど、この場では、ちょっと予算の枠から離れますので、この件については触れませんが、子ども食堂であったりとか、子ども子育てに関わる人の声とか意見をちゃんと聞いた上で、それを施策に反映するために、声をちゃんと聞いてほしいな、連携を取ってほしいなと思っておりますので、適切なやり方が、ちゃんと現場に赴いて声を聞いてほしいなというのは、私の思いではあるんですけども、予算と絡みづらいので、この場では、ここで努めます。私はそれだけで。

【岸本委員長】 ご意見ということで、大丈夫です。

ほかにございますでしょうか。山田委員。

【山田委員】 じゃあ、2点お聞きします。

まず、4ページの小児医療費の助成制度なんですけど、施政方針では18歳までということでありましたけど、この予算の、5年度の予算では中学校3年生までということなんですけど、それで、扶助費のところなんですけど、今回、600万増えていますけど、ここに関して、4年度の実績を踏まえたということなんですけど、これに対して実績、人数が増えているのか、医療費が増えているのかというのを、確認を取りたいと思います。

あと、16ページの保育所関係なんですけど、先ほどいろいろ説明の中では待機児童の関係は未確定ということでしたけど、現段階では、まだ待機児童は発生しているということでしょうか。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目の小児医療費の関係で、医療費が増えているのか、あと対象が増えているのかというお話でしたが、対象の人数としては、子どもが今は減っているという状況の中で、人数としては、昨年度、令和3年度と比べて4年度の見込み数としては若干減の見込みですが、実際のいわゆる件数というんですか、診療の対象となる件数的には増えているという状況がございます。

3年度は7万2,065件という実績件数でしたが、4年度については、今、見込みの中では、7万7,000件ほどには達するのかなと見込んでおまして、医療費のほうですけれども、3年度実績額は1億4,182万9,886円でしたが、4年度の現在での見込みとしては、約1億5,084万いくと見込んでおりますので、先般、3月補正でも補正をさせていただきましたが、一応そこも見通した中で、今回、5年度予算としては、1億5,100万ということを計上させていただいている状況です。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 2問目の保育場入所の待機児童の件なんですけども、令和5年の4月においても、実際、何人というところは今、申し上げられないんですが、待機児童は存在するという状況です。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 先ほど吉田議員からもあれしましたけども、本当にこども家庭庁の関係も踏まえて、この担当課が非常に大事な担当課だなという気はするんです。国がここ一、二年議論を重ねた中で、この人口減少だとか、子どもの出生率が低いとか、いろいろなことを考えて、やっと本気になってきたのかなという気がしないでもないんですけども、本当に子育て支援の担当というのが、今日、参加されている職員の皆さん、本当に大変なご苦労をかけているなという気がしますし、ここが本元だと思っていますから、ここからどうやって育てていくかということによって、寒川町の将来というのがしっかりしてくると思いますので、そういった意味では、本当にご苦労をおかけしますけども、よろしく願いしたいなと思います。

いろいろな形で、国から今度落ちてきたりなんかしますから、それをどうやって処理していくか、処理といたらおかしいですけども、どのような形で肉づけをしながら、今、町でやっている事業に、どうやって肉づけしながら、1つの方向に持っていくかということになってくると思いますので、そうい

った意味では、先ほどの吉田議員の話も、そのところをもっと膨らましたかっただろうと思うんですけども、本当にご苦労かけますけども、よろしくお願ひしたいなと思います。

それで、2点ばかりお伺ひしたいんですが、子育て支援事業費の中でのサポートセンター含めて、いろいろな形での事業展開をしていただいています。産後ケアであったり、それから、いろいろな子育てのサポートを含めて、子育て支援課への相談員の配置や養育支援訪問事業等を通じて、児童虐待の部分でしっかりとした相談体制をつくり上げると、こういう話がありましたし、また、そういうような形での事業の説明がありますけども、社会の中で、今流れている情報の中で、親御さんの子どもに対する虐待ということについては、非常に厳しい現実だなど、こういうふうな気がします。2名の相談員さんを配置して、いろいろな形での相談事業を展開していただけるということですが、やはりこの辺をしっかりと押さえていただきたい。

ある意味では、虐待ではなくて残念な結果になるということもあり得ますので、そういった意味では、このところをしっかりと、令和5年度も2名の相談員さんも含めて力を入れてほしいし、児相を含めて、いろいろなところとの連携を取りながら、しっかりとした事業展開を進めていただきたいなど、こういう思いがします。そういった意味で、この辺についての見解をまずいただきたいなと思います。

それから、2つ目には、先ほど茂内委員からの話もありましたけども、産後ケアの関係について、野呂技幹のほうからも説明がありましたが、今年、現在、11の医療機関関係があつて、令和5年度については、もう少し増やしたいと、こういう話がありました。ただし、予算的には何の変更も動きもないんですが、これで増やせるのかと思っちゃったんです。11の施設の関係での予算だろうと思うんですが、それ以外のことも絡むかもしれませんけども、予算の変化がないので、医療機関、関係機関を増やしていくということが、どういう形で増やしていけるのかと、予算の変化がないものだから、そこでちょっと心配になっているんですが、その辺についての詳細をお伺ひできませんか。よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まずは、いろいろとこちらの体制についてご心配いただきありがとうございます。

まず、1点目の虐待の関係について、臨んでいく体制等々についての見解ということで、先ほど来、お話に出している子ども家庭センターという部分は、今、町がやっている子育て世代包括支援センターの機能と、それから、虐待の部門の子ども家庭総合支援拠点という部分の機能、これを合わせて、子ども家庭センターという位置づけで設置をしていくということを、改正児童福祉法の中で、令和6年4月1日施行というところとなっているお話でございます。

これについては、昨年来、お話をさせていただいているときもあるかと思いますが、そういったものを見越しながら、町としてもどういう体制が必要なのかということろはきちんと考えてまいりたいという認識を持ってございます。

国のほうも、説明の中では、ある程度のは示してきていますけれども、詳細な部分は、国が5年度になってから示していくというお話を聞いておりますが、それが示されるのを待ってからという、当然、後手に回るといふ認識も持っておりますので、やはり今、町が進めている子育て支援課の体制の

中で、どの職種が足りていないのか、あるいはこれからもっと増やしていく必要があるのかというところは、今、担当の中でも、ある程度、話はしているところがございますので、それをもう少しきちっと煮詰めながら、必要な人員として獲得できていけるように進めていくということはしてまいりたいと思っています。

先ほど、母子保健コーディネーターのことをご説明の中でも少ししましたけれども、母子保健コーディネーターについては、令和5年度からは任期付きの職員として3人配置させていただくという体制にしております。今まで、時々1人になったりする体制が、時期があったりしながら、2人の体制でやってきましたけれども、伴走型相談支援も始まり、まず、最初に面接をして接する最初の機会というところというと、ここが一番まずは強くなきゃいけないだろうというところで、体制を強化していくということ、まず、取り組んでおります。なので、その後の部分として、相談員とか、そういったところがどれぐらい必要なのかとか、あるいは保健師も含めてどういった体制が必要なのかというのは、国が示していくよりも、先によく中で検討して、獲得に向けてきちっと整えてまいりたいと、こういう認識を持っておりますので、我々としても、当然先ほど委員のおっしゃったように、虐待を受けている子、あるいは、それがひどい話にならないようにという部分は当然思っておりますので、そうならないように、我々も当然取り組んでおりますので、その部分は、今までもしっかりそこを認識して取り組んできておりますし、今後も、その部分をしっかりと認識して、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、2点目の産後ケアの関係の予算のところでございますが、増やしていく考えを持っていながら予算額は同じという部分につきましては、基本的には、受けられるところを増やすというということは、要は、先ほど、野呂のご説明の中でもありましたとおり、いろいろなところが、この産後ケア事業、他の自治体も取り組んでいますから、そうすると、契約先として、いろいろなところを用意しておかないと、例えば利用調整をしたときに、ほかの市からも当然、受けていますから、そうすると、調整がつかないということもあり得ますので、そうすると、そうしたときに少しでも多くのところと契約しておいたほうが調整するには都合がいいということがありますので、そういった意味でも、機関、契約先は増やしていくという意味で増やしていきますけれども、実際の予算的な部分でいうと、どれぐらいの利用が増えていくのかというところで、動向を見て、もし不足が生じるようであれば、予算措置させていただきたいなど認識をしていますので、現状の中では、委託先を増やすから予算をすぐ増やすというような考えには至りませんでした。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。ともかく虐待の関係についても、相談員さんを含め、できれば、これは訪問支援事業ですから、ですから、お一人で行くというよりも、コンビでもって動くということのほうが、いろいろな意味での、後々のことも考えて、大事なことになるだろうと思うんです。

ですから、そういった意味では1人で行ったときというのは、なかなかその後のフォローを含めて、なかなか厳しさというのが出てきたりなんかしますので、そういった意味では、できれば、できるだけ、複数でもって訪問支援事業を行うということが大事ななという気もしますし、あわせて、どこか、そうなった子というのは、ある意味でいうと、心の今度はケアが非常に大事になってきますので、大きなこ

ともつながりかねない、そういうことにもなりますので、どうかその点をしっかりと、こんなことここでもって言うことでなく、専門に歩いていただく方は、十分その辺は承知してやっていただいていると思っていますけども、1人でも支援の中で、ことなく済むような、このような方向に持って行っていただきたいなど、このように思います。

本当にしっかりと力を入れていただければありがたいなと思いますので、どうか令和5年度、その実績が残せるような方向に進めていただきたいなと思います。これはもう要望で結構です。

2点目の産後ケアの関係については、分かりました。予算云々じゃなくして、機関を広げておくという、相談するところを広げていくというのは大事なことだと思いますので、まず、包括ですから、まず、町のほうに相談があって、そこから、じゃあどこにと、こういう案内をすると、こういうことになるだろうと思いますので、そういった意味では、いろいろな機関があるということが大事になってくると思います。

そういう意味では、相談されたときに、じゃあここよ、あそこよと、こういうしっかりと指示ができるような、そういう体制をつくっておいていただければ、あとはもう本人がしっかりとそこに行ってケアを受けると、こういうような形になっていただければいいと思いますので、そういう意味では、どうかその体制づくりをしっかりとつくり上げていただければありがたいなと思いますので、この件についてだけ、いま一度、ご答弁いただければと思いますので。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。大きなことにならないようにというところの言葉はすごく、我々もそこを一番重要視して、体制としてはきちっと整えてまいりたいと思っています。

やはり心理のお話もありました。いろいろな相談員の職種も含めて整えて、きちっと対応できるようにしていくことが大事と認識しておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 子育て支援事業費と、保育環境充実事業費、2点お伺いします。

まず、1点目の子育て支援事業費の委託料の部分です。子育て支援センターとファミリー・サポート・センターなんですけど、まず、子育て支援センターに関して、ホームページを見ると、コロナ禍の影響で利用時間、午前午後、それぞれ何組とは書かれていないですけども、利用組数の制限があって、議事録を見ると5組まで、今は5組か分からないですけど、5組と書いてあって、あと予約制など、利用の制約があると思うんですけど、今年度の予算を算出する中で、利用の制限を今年度も考えた上での予算算出なのかどうか、まず、お伺いします。

2点目のファミリー・サポート・センターの部分なんですけど、これ結構前に聞いたので、今の数字は分からないんですけども、令和2年4月末時点で、お願い会員が710名で、任せて会員が176名と、会員の比率約4対1で乖離していますよねという中で、現在もどれぐらいの推移、推移というか、どれだけ離れているのかどうか。あと、お願い会員の方が任せて会員の方をお願いするときの成立しなかった場合の、マッチングしなかった場合の数とか、そういった統計はあるのかどうか。なければいいので、お願いします。

あと、もう1点なんですけど、これ住民の方から聞いたんですけど、保育所だとかに防犯カメラを設置してほしいと。そんな中で、今現在、寒川町内にある保育所の中で、防犯カメラとか設置しているかどうか。メリットとしては防犯性があるとか分かるんですけど、僕個人的には反対で、デメリット、個人情報じゃないですか。だから、僕は付けるべきじゃないと思うんですけど、取りあえず、人によると思うんです。ある人によっては防犯カメラだし、私にとっては監視カメラなんです。これは、僕の娘にはやってほしくないと思うところがあるんですよ。

そういった寒川町内でのそういった施設の中で、設置しているかどうか、していないのか。それ、もししていない場合、今年度設置する場合とか、とにかく予算に関わっているかどうか、その点をお伺いします。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 私のほうから、最初の支援センターの利用制限のお話です。今現状では、1回の利用について、10組という利用制限をさせていただいています。前の5組よりは増えているんですけども、実際の利用状況としまして、昨年度は、支援センターの利用者数は3,722人でありましたが、今年度については、1月末までの10か月分ではありますけれども、4,697人という利用状況ですので、そういう意味では、組数を増やしたというところで増えている状況があります。

委託料については、委託先から令和5年度について、業務を受けるに当たって必要となるもの見積りをいただいた中で算出しておりますので、そういう意味では、利用制限というのも利用組数が増え、人数が増えた状況も踏まえての予算ということが言えるかと思います。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 保育園について、防犯カメラの設置がされているかどうかというお問合せです。

防犯カメラというよりは、何年か前に事故防止のために、例えばプールをやっている現状を見るとか、園庭で事故があったときに、巻き戻してそのときの状況を見るというようなところで、事故防止のためのカメラを設置するということで補助が出るということがありまして、それで、設置をした保育施設はあります。実際、園庭を映したりはするので、例えば不審者が入ってきたとなればそこで分かることもありますしということで、付けているところはあります。

防犯という意味では、全部の施設は付けてはいないんですけども、保護者の方が送迎にいらしたときに、カメラで確認をしてからかぎを開けるとかそういったことをされている施設はございます。

5年度予算については、その辺の予算については、計上はしておりません。

以上です。

【岸本委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 ファミリー・サポート・センターについてでございます。

申し訳ありません。手元の資料が令和3年度末のものになりますが、現在、お願い会員が606名、任せて会員が133名、どちらも会員が122名、合計で861名という状況でございます。3年度末に、今までいわゆる幽霊会員といいますか、会員の登録はされているんですけども、実際には活動をされていなかった方などの整理をしました関係で、前年度、2年度よりは減少している状況ではございますが、4年度も大体同じような数で推移しております。

マッチングできなかったときの件数についてなんですけど、こちら申し訳ありませんが、把握はして
おりませんが、基本的には、対応ができなかった任せて会員さん以外の方でお願いをすることにはして
おります。

以上です。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 恐れ入ります。今の部分で、現在の状況のところを補足させていただきます。
令和5年の1月末のサポートセンターの会員さんの関係で、補足をさせていただきます。

先ほど、同じぐらいの状況というようにお話をさせていただいたところではあるんですが、令和5年
の1月末の状況としましては、お願い会員さんが627人、任せて会員さんが121人、どちらも会員さんは
122人という状況で、合計で、会員数としては870人という状況ですので、今、先ほど説明の中にもあり
ましたように、任せて会員さんが少し減っているという状況がございます。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 カメラの件は分かりました。ありがとうございます。

子育て支援センターの部分なんですけど、10組まで、5組から10組に増えたというのは、中でも制約
は続けているというところだと思うんですよね。そうすると、やはり利便性の課題ってどうしても出て
くると思っていて、子どもと一緒にだと、予約しても時間どおり行けなかったり、なかなか子どもと一緒に
だと、自分一人だったら時間どおり行けるんですけど、子どもと一緒にだとなかなか時間どおり進まない
となると思うんです。そうすると、予約制とか組数の制限がある場所よりも、予約の要らない、組数の
制約のない、緩やかな他市町村の子育て支援センターに行ってしまう場合などあった場合、もしあった
場合、この予算が住民の利便性に有効的に活用されなくなってしまっておそれも出てくると思うんですけ
ど、今年度、制約を続けるかどうか、予算を算出するに当たって、制約続けていくかどうかというところ
をどのように考えているのか、お伺いします。

ファミサポに関してなんですけど、令和2年に聞いたときは4対1ぐらいだったけど、今聞いて、令
和5年の数字にいくと、もう5対1になっていて広がっているのは課題だと思う中で、待機児童は分
からないということなんですけど、未入所児童、ホームページにある令和5年1月18日時点で、未入所
児、ゼロ歳が足すと57名、1歳が26人、2歳が13人、3歳が4名、4歳の3名、5歳が1名の中で、2
歳以下のお子さんがある方々にとって、預ける場所がないからファミリー・サポートが受皿になってい
ることは事実だと思うんです。自分もそうだったので。自分も娘が幼稚園に入る前はかなりお世話にな
っていました。

お願い会員として、任せて会員の方、駄目だったら違う方という答弁があったんですけど、僕も何人
もお任せ会員がいるんですけど、でも予約なんかは、明日どうですかという絶対無理なので、これが
現状だと思うんです。もう需要過多なんです、はっきり言って。直近の予約なんかは、まずできないで
すし、予約できない数をカウントされていないとなると、そういう本当に困っている方の数字は統計上、
出ないじゃないですか。出ません。せつかく、あともう少し違う話なんですけど、予約ができて子ども
もが熱出しちゃいましたといったら、病児保育も、藤沢市はやっているけど寒川はやっていませんとな
ると、病児保育がないので、熱が出た場合はキャンセルしなきゃいけないと。そうすると、そういった

病気になった数も多分カウントされていないと思うので、これも統計上出ませんと。困った人の数が統計上出ませんと。

そうなる、予算を住民の福祉向上に使う、こそ有効活用だと思しますので、子どもを預けたくても預けられない、親御さんが利用しているファミサポに関して、こういった課題解決に向けた何か施策あるのかどうか、それがちゃんと予算に反映されているかどうか、お伺いします。

以上2点ですか、お願いします。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目でございます。支援センター、現時点では、まだ利用の制約、それから予約制という部分は、現時点では継続していく方向で考えておりますが、今後、コロナの取扱いが5類になってくるとかということもございまして、その辺の状況を踏まえながら、こういったタイミングでこれを緩和していくかというのを検討していく必要は認識をしております。

それから、2点目のところにつきましては、もうご指摘のとおり、確かにどれぐらい困っている人がという部分をどう把握していったらいいのかというのは、まさにその課題であろうかと思っております。恐らく前段の委員のご質問の中でも、そういったところの声を拾うという意味でのご質問でもあったのかなと思っておりますが、ここの部分は、どのようにすればいいのかというところは、考えていけないといけないと認識をしております。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、1点目の子育て支援センターも、予算を組む中で制約を外す、外すというのはないですけど、緩やかにしていくという考えがあることは分かりました。

2点目のファミサポに関しても、1点目、待機児童がどうしても、待機児童数がという数字になっていると思うんですけど、実際、未入所児童の方って、条件によってだと思ってしまうんですけども、でも、未入所児童の方、例えば田端に住んでいて、倉見のほうに受けるなんて非現実的だと思うんです。倉見に住んでいて、愛児園を受けるなんて非現実的だと思うんです。それは待機児童じゃない。待機状態でカウントすると何か違うと思っていて、やはり未入所児童とちゃんと考えなきゃいけないと思う中で、こういった、どうしてもファミサポが受皿になっていると思うので、そういったファミサポにある課題を解決できるような予算計上していただく、予算になっていけばなと思しますので、一応意見をお願いします。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、続きまして、学び育成部学び推進課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

畑村副町長。

【畑村副町長】 それでは、続きまして、学び推進課が所管いたします、予算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、芝崎学び推進課長より申し上げ、ご質問には、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管、令和5年度予算について、予算特別委員会説明資料により、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

予算書は50から53ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目地域活動推進費です。タブレット資料は2ページをご覧ください。国際交流基金積立金は、国際交流事業に役立てるための基金の利子の積立金です。

続いて、下表をご覧ください。国際交流基金積立金の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、国際交流基金利子を全額充当しております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ、様々な生涯学習事業を推進するものです。報償費は、講座等の講師謝礼及び生涯学習推進会議の委員謝礼、ゆうゆう学園修了者への記念品代です。旅費は職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、情報誌の用紙代等です。役務費は、事業に係る連絡用の切手やはがき代、また、令和6年度の第2次学びプラン改定に伴い、アンケート調査を行うための郵送料で、財源は一般財源です。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動を推進するものです。旅費は職員の普通旅費です。負担金補助及び交付金は、さむかわ国際交流協会への交付金で、増減理由は備考に記載のとおりです。財源は一般財源です。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は職員の普通旅費です。役務費は、県の委託事業となります、神奈川一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小・中学校等に派遣してもらった際の手数料です。負担金補助及び交付金は、外国籍の患者が安心して医療機関を受診できるように、医療通訳を派遣する事業の負担金です。財源は一般財源となります。

続きまして、予算書は68、69ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目青少年育成費、タブレット資料6ページをご覧ください。

青少年健全育成事業費は、各種事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め、青少年の健全育成を推進するものです。報酬は、青少年問題協議会委員への報酬、報償費は、青少年指導員への謝礼、旅費は職員の普通旅費、需用費の被服は、青少年指導員が2年に一度の改選に伴い貸与する被服代として、令和4年度に予算計上しておりましたので、皆減となります。役務費は、成人式の案内用はがき代、青少年指導員がけがなどをした際に対応するための保険料です。委託料は、子どもまつり、小学生体験学習、成人式記念事業の委託料です。負担金補助及び交付金は、単位子ども会への補助金及び青少年指導員連絡協議会への交付金です。

続きまして、下表をご覧ください。青少年育成事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、市町村事業推進交付金より委託料及び団体への補助金の合計25万4,000円を充当しておりますが、財政課でまとめて説明したものととなります。なお、補助率は、対象事業費の2分の1です。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力をいただき、各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものです。報償費は、ふれあい塾指導員の謝礼です。需用費の消耗品費は、児童の玩具、医薬材料費は、参加者への医薬代です。役務費は、ふれあい塾支援員等の保険料です。

続きまして、下表をご覧ください。ふれあい塾運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は30、31ページ、放課後子ども教育推進事業費補助金より、各施設へ充当しております。補助率は3分の2です。

続きまして、8ページをご覧ください。青少年広場維持管理経費は、大蔵青少年広場の維持管理を行うもので、需用費の消耗品費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代と、光熱水費は、電気料及び水道料ですが、光熱水費においては、先行きが不透明な状況が続いており、令和5年度予算は、令和4年度の予算現額といたしました。昨今の社会情勢等に留意し、不足が生じる場合には、必要に応じ、補正予算での対応といたします。役務費は防犯カメラ、建物火災保険料です。委託料は、広場の維持管理、及び、除草業務となります。使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料となります。財源は一般財源です。

続きまして、9ページをご覧ください。ちびっこ広場維持管理経費は、町内にあります3か所のちびっこ広場の除草委託料です。財源は一般財源です。

続きまして、10ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業で、町内には7つの児童クラブがあり、その運営につきましては、NPO法人寒川学童保育会へ委託しております。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費など、各クラブの運営に関わる経費です。増額分は児童クラブ支援員等の処遇改善です。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しております、AEDの借上料です。負担金補助及び交付金は、令和4年4月から9月までの6か月間を対象とする児童クラブ支援員等の処遇を改善するための補助金として計上していましたが、令和4年10月から、子ども子育て支援交付金に含まれていることから、委託料への予算計上のため皆減しております。

続きまして、下表をご覧ください。児童クラブ運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、子ども子育て支援交付金、歳入番号②、予算書は30、31ページ、子ども子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、負担割合は、国、県ともに対象事業の3分の1となります。

続きまして、予算書は70、71ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、タブレット資料は11ページをご覧ください。青少年広場公衆便所維持管理経費は、公衆トイレの維持管理を行うものです。需用費の光熱水費は、水道料、役務費は、建物災害に係る保険料、委託料は公衆トイレの清掃委託となります。財源は一般財源です。

続きまして、予算書は、92から95ページ、10款教育費、4項社会教育費、5目文化渉外費、タブレッ

ト資料12ページをご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、17の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また、地域の文化振興を図り、文化を通じ、交流を深めるためのものです。旅費は、職員の普通旅費、委託料は、寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催への事業委託料、負担金補助及び交付金は寒川町文化連盟補助金となります。財源は一般財源です。

最後となりますが、タブレット資料13ページをご覧ください。歳入予算の一般財源の概要です。

予算書は34から37ページ、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、3節民生費雑入、児童クラブ水道料は、小谷小学校区のげんきっこクラブ、一宮小学校区のわんぱくクラブの水道料です。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 2点、お聞かせください。地域間交流促進事業費のところ、国際交流基金のほうで、交付金の辞退の申出があったためということだったんですけども、この交付金が辞退された理由をお聞かせください。

もう1点、児童クラブ運営事業費のところですが、これ、処遇改善がなされるということなんですけれども、かねてから処遇の話もありましたし、受け入れ、入れなかったという声なんかよく聞きますので、その辺が、処遇改善がそれにつながるのかという点、ご確認させていただければと思います。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 2点、ご質問いただきました。

まず、1点目の地域間交流の負担金の関係で、辞退についてというお話なんですけれども、こちら、令和4年度につきましては、さむかわ国際交流協会が、事業がコロナにより、思うように進めないで、負担金について辞退をしたいというお話がありまして、今年度は、負担金のほうを予算計上しておりませんが、来年度、令和5年度につきましては予算計上していることから、こちらのほうに記載をさせていただいております。

2点目につきましてはの処遇改善と、待機児童ということなんですけれども、処遇改善につきましては、あくまでも児童クラブで働く支援員に対しての処遇ということになります。待機児童というのは、児童クラブの受入先というんですか、受け入れ場所があれば待機児童も防げるので、処遇改善と待機児童というものは別のものではないかと考えております。

以上となります。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 国際交流協会のほうの話は分かりました。分かりましたので結構ですが、児童クラブ運営事業費のところ、処遇改善もちろん処遇も改善、もちろんなされるべき状況であったなどは思っておりますので、それに関してはよろしいんですけども、もちろん少数の問題もあつたりも、受入れの数というのは、支援員の数との連携もあるので、一概にこれで問題が解決できるかと言われたら、もちろん難しいんでしょうけども、処遇改善されたその先に、子どものためになる施策になるように、やり方を考えていただければと思います。これは要望で結構です。以上です。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 児童クラブの関係でお伺いしたいんですけども、今、町でNPOをお願いしている7つの児童クラブがありますけども、今、吉田委員からも言われましたが、この段階で申込みから外れちゃっている方も何人かおると思うんです。それで、辞退された方の待機待ちみたいな形ということもあって、現段階で、ある1面からすると、待機が出るということは子どもが多いということにもつながるし、それから定住者が増えているがゆえに、こういった現象が起きてくるということもあり得るし、だから、なおさら、これに対する対応はしっかり考えていかなければいけないと、こういうことになるんだろうと思うんです。

ただ、今の施設の7つの施設の関係からすると、やっぱり定員数がありますから、この枠の中でやると、各家庭の社会の環境が変わっているということもあって、どうしてもやっぱり子どもさんを預けなければならないという、こういう現象が各家庭にあるんだろうという、こういうふうな気がしますから、どうしてもやっぱり増えてくるということになるんだろうと思うんですが、学童、NPO法人でやっている7つのところについて、もちろん処遇改善のことについても、最賃の関係も含めて、いろいろな意味での処遇改善をしていかなければいけないと思いますけども、ある意味でいうと、資格がなくてもできる支援員になると思うので、そういう意味では、その辺のことについては、しっかりと対応していただきたいと思いますが、動きとして、NPOでない、それ以外の昼間、子どもを預かるという、こういうところが増えてきているような気がするんです。

こういうところに対して、町はどういうふうに捉えているのか、また、こういうところに対してはどういう形での、これから先のことを考えたときに、どういう形で見守っていかうとしているのか、言葉が非常に難しいんですが、どのようにこれを捉えているのか、その辺についてのまず、見解をいただきたいなと思いますけども。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 私どもの児童クラブのほかで、昼間にお預かりをされるところがあるというところについては、大変申し訳ないんですが、その部分については、認識不足で分かっていない状況ではあるんですけども、そういったところが今後増えてくるのであれば、我々としても、どういった支援ができるのかということについては、今後、調べていきたいなどは考えております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 情報網がないのかどうか分かりませんが、何で芝崎課長のところの耳に入っていないんだろうね。ちょっと不思議なんだけど、旭小学校でも近くに1か所あるし、わたぼうしがやられているのかな。そういった意味では、これ、民間が動き出しをしている、だからといって、少子化であつたりという、こういうこともあるんですけども、寒川の今現状を考えたときに、待機児童がいるという、こういうことからの動きになっているんだろうと思うんですが、しっかり把握していただいて、どのようなことでもって動かれているのかということもしっかりつかんでいかないと、ある意味でいうと、町がお願いしているNPOとはちょっと違いますので、その辺のことも含めて、把握をしていかな

いと、本当の意味での子育て支援になっていかないなという気がしますので、しっかりとアンテナを張っていただいて、周りを見ていただければ、これ分かることだと思いますから、ですから、どうかその辺のことも含めてしっかりと把握をしていただきたいのと、合わせて、片やNPO法人、片や民間になりますから、その辺をどういうふうに対応を考えていくのか。子どもの立場というのは同じですから、ただ、それを行政側としてどういうふうに捉えて、どういう形にしていくかということは、ある意味でいうと、こうしよう、ああしようというものを持った上で対応を考えていかなければいけないなと思っていますが、もう一度、その辺についての見解をいただけますか。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 まず、情報収集がきちんとできていなかった部分について、大変申し訳なく思っております。

今後、そういった情報については、委員おっしゃるように、きちんとアンテナを張って、待機児童が生じている現状を踏まえて、できる限り子どもが待機児童で困らないように、また、保護者の方がお勤めをされる上で支障が出ないような形になれるように、担当課として考えていかなければいけないなと感じております。

民間に対してどういった支援ができるかというところについては、先ほどと繰り返しになって恐縮なんですけれども、どれだけのことが町として支援できるのかというところはきちんと確認をした上で進めていければと思っております。

以上となります。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。いずれにしても、こういうふうな動きが出てきたということについては注視していかなきゃいけないなと思います。ある意味でいうと、情報だったらば、学校長とか教頭先生に聞けば、私はある程度、情報が入るんじゃないかなと思いますので、そんなに難しいことではないなと、こういうふうな気がしています。ですから、学校周辺に多分あるのが通例だと思いますので、そういった意味では、どうか情報をしっかりつかんで、あとは、どのようにしていくかということについては、もちろん学び推進課だけではない部分も出てくるかもしれません。教育委員会との相談もあったり、いろいろなことがあると思いますので、その辺のことも含めて、どういうふうに対応していくかということについての方向性は出していかなければいけないなと思いますので、それについての検討をしっかりと進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【岸本委員長】 要望で大丈夫ですか。

それでは、他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 放課後児童クラブのところなんですけど、待機児童ということが発生しているということで、なんかお話ありましたけど、町で具体的に、今どの程度、待機児童、発生しているのかというのをお聞きします。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 令和5年度についての待機児童ということによろしいでしょうか。令和5年

度については、現時点になるんですけども、47名となっております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 では、今、47名ということでありますけど、それで、これって各児童クラブごとに数字というのは出ますか。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 各クラブごとに申し上げますと、寒川小学校区のあおぞらクラブにつきましては、待機児童が19名、一之宮小学校区のわんぱくクラブにつきましては8名、旭小学校区の児童クラブにつきましては1名、小谷小学校区の児童クラブにつきましては7名、南小学校区の児童クラブにつきましては12名、合計が47名となっております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 これで、寒川小が多いということですけど、これに関しては、まだこれからいろいろ対策というのは考えていく予定はあるんですか。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 寒川小学校区につきましては、待機児童が19名ということで、大分ほかのクラブに比べて多いという状況なんですけれども、大変申し訳ないんですが、令和5年度につきましては、対応が出来かねる部分がありますが、令和6年度に、児童クラブのほうを学校給食調理場の一部を転用しまして、そちらのほうに児童クラブを設置する予定となっておりますので、令和6年度からは、定員を一応40名ということで対応を考えておりますので、その部分で、待機の解消ができるのかなと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 私も児童クラブ運営事業費の部分で、委託料の部分ですか、支援員の処遇改善を委託料に含めたことによる増と書かれているんですけど、処遇改善とは具体的にどういったことなのかについてお伺いします。

まず、支援員の人数とか不足って感じているのかどうかお伺いします。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 まず、処遇改善につきましては、支援員、また、臨時職員の方の人件費に当てはめることとなります。今、人数が足りているかというご質問なんですけれども、現時点では、要綱に基づきまして、児童数に対して必要となる支援員等という人数があるんですが、そちらについては、不足は生じておりません。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 人件費に充てて処遇改善ということで、不足ではない理由は要綱に基づいている

のでというところだという話だと思うんですけど、例えば支援員さんから、ある支援員さんからの声を聞いたんですけども、学童によって違うかもしれないですけど、募集しても応募がないだとか、誰か休みを取られてしまったら回らないだとか、人手不足って結構顕著だなと思う部分もあるんですよね。

ただ要綱だからしょうがないと、確かにそうかもしれないですけど、そんな中で、そういった現場の声だとかというのをどのように、現状どのように集めているのか、また、要綱を変えなきゃいけない部分もあるかもしれないですけど、また、しっかりとそういった現場の声を反映して、対策、課題解決に向けた予算をちゃんと算出しているかどうか、お伺いします。

【岸本委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 まず、支援員の人数についてなんですけど、要綱で申しますと、例えば児童数が19人以下であった場合には2人以上、20人以上から、また40人以下であった場合には3人以上という表現をしておりますので、きっちり2人とか3人というのではなくて、児童クラブの状況に応じて、それ以上の人数を配置するという形を取っております。

金額についてなんですけれども、こちらにつきましては、委託料自体が国の基準がございますので、そちらに基づきまして、委託料としておりますので、金額としては適当であると考えております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 金額としては、適切であるという部分も今、答弁の中であったと思うんですけど、実際、現場の声というのは乖離していると思うんですよね。その中で予算計上するに当たって、しっかりと聞いた上で、していただきたいのはあるんですけど、でも致し方なのかなと、意見でお願いします。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、学び育成部学び推進課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

それでは、学び育成部、最後の課でございます、スポーツ課の審査に入ります。それでは、執行部の説明を求めます。

畑村副町長。

【畑村副町長】 それでは、学び育成部、最後になりますが、これよりスポーツ課が所管いたします、予算の審査をよろしく願いいたします。

説明につきましては、大八木スポーツ課長より申し上げ、ご質問には出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明いたします。タブレット030、スポーツ課をご覧ください。

予算書は80ページから81ページの8款土木費、2項都市計画費、2目公園緑地費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。

01スポーツ施設活性化事業費につきましては、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性向上と利用促進のため、指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けイベントの充実で、多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的な向上など、環境整備を図るものでございます。

まず、役務費は、総合体育館及びパンプトラックの建物災害保険料でございます。次に、委託料は寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの管理運営に係る指定管理料でございます。次に、備品購入費は、寒川総合体育館で使用する簡易得点表示板、これをシステムカウンターと申しますが、こちらの購入費でございます。当備品は、施設開館時に購入し、25年が経過し、老朽化に伴い、システム機能が正常に作動できない状態が生じていることから、購入するものでございます。

なお、主な増減の理由は備考欄記載のとおりとなっております。

ページ下段の表をご覧ください。スポーツ活性化事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は22ページから25ページの都市公園施設設置管理使用料、4,000円は、総合体育館自動販売機設置使用料に係る費用を総合体育館指定管理料に充当しております。

なお、予算書の額は、他課分も含んでおります。

歳入番号②、予算書は32、33ページの施設等命名権収入180万円は、総合体育館、町営プール及び町営テニスコートのネーミングライツ収入で、総合体育館分の100万円を総合体育館の維持管理に係る費用に充当しております。残りの80万円は、後ほどご説明いたします、教育費のスポーツ施設活性化事業における町営プール及び町営テニスコートの維持管理にかかる費用に充当しております。

続きまして、予算書の80ページから83ページの8款土木費、2項都市計画費、2目公園緑地費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。02、公共施設再編計画実施事業費につきましては、町の公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した総合体育館、各施設及び備品の長寿命化、または更新等を計画的に実施することで、施設の安全で快適な利用環境の整備を図るものでございます。

まず、委託料でございます。令和5年度に実施を予定している総合体育館の武道場及びサブアリーナ空調機設置工事の電気設備関係の工事の管理委託料でございます。次に、使用料及び賃借料でございます。これは、総合体育館の中央監視システム及び吸収式冷温水発生機の借上料でございます。中央監視システムにつきましては、令和4年度より開始しており、本年度も継続するものでございます。

吸収式冷温水発生器につきましては、本年度に空調の熱源となる吸収式冷温水発生機修繕工事設計委託を実施いたしました。吸収式冷温水発生機は稼働後25年が経過し、大規模な点検及び修繕等の設計を行い、空調設備が正常かつ効率的に、今後も長期稼働させるための検討を実施してまいりましたが、修繕に必要な部品の製造が中止されており、代替の確保が困難なこと。将来的に、ほかの箇所も故障が想定されることから緊急的な部品の入手が困難なことによる体育館の営業等に影響を及ぼすこと等を鑑み、協議による検討の結果、一部修繕ではなく、全体を交換するリース契約に手法を切り替えるものでございます。

次に、工事請負費でございます。これは総合体育館の武道場及びサブアリーナ空調新設工事費及びアルミ製建具等更新工事費でございます。工事費の内訳は、武道場及びサブアリーナ空調施設新設工事費が2億3,596万1,000円、アルミ製建具等更新工事費が4,532万円となります。

空調機の設置については、近年の夏季の異常な暑さにより、高齢者や学生など、施設の利用者が熱中

症になる件数が増加傾向にあり、利用者からの設置要望も非常に多く上がっている状態であること、また、災害発生時の広域避難場所として、夏季の暑さや冬期の寒さ対応への活用など、スポーツ活動以外の総合体育館利用にも大いに役立つものであることから実施するものでございます。

アルミ製建具等更新工事につきましては、老朽化に伴う早期実施の必要性のある工事で、1階ロビー北側入り口のドアのひずみや2階観覧席入り口上段のゆがみ、メインアリーナの木製パネルの損傷部分の張り替えや器具庫各出入口床部分の一部張り替え、外壁面の損傷部分の一部修繕等を行うものであります。

なお、主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。

ページ下段の表をご覧ください。公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございます。まず、歳入番号①、予算書は34ページから37ページのスポーツ振興くじ助成金、2,000万円につきましては、武道場及びサブアリーナ空調新設工事費用に充当しております。

歳入番号②、予算書は36ページ、37ページの、公共施設再編計画実施事業債2億6,330万円につきましては、武道場及びサブアリーナ空調設置工事の管理委託料や武道場及びサブアリーナ空調新設工事費、また、アルミ製建具等更新工事に充当しております。

続きまして、予算書は94ページ、95ページ、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。01の職員給与費につきましては、スポーツ課職員5人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。本事業への特定財源の充当はございません。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。01保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に係るものでございます。報酬もスポーツ推進審議会委員への報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償及びスポーツ担当職員が、県の主催する会議等に参加するための旅費でございます。本事業への特定財源の充当はありません。

タブレット資料6ページをご覧ください。02スポーツ活動応援事業費につきましては、町民のスポーツ活動を支えているスポーツ協会をはじめとしたスポーツ関係団体の支援育成や、スポーツ推進を図る役割を果たしているスポーツ推進委員のさらなる資質の向上を図るための取組の実施、また、スポーツを始めるきっかけづくりの場となる各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するものでございます。

報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬。報償費は、スポーツ教室講師への謝礼、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のために研修会に参加するための費用弁償。委託料は、市町村対抗かながわ駅伝競走大会への町の代表選手を派遣するための委託料、及び、ストリートスポーツの普及及び推進を図るための委託料となります。内訳につきましては、神奈川駅伝競走大会派遣の業務が5万円、ストリートスポーツの普及を図るための委託料が1,705万5,000円となります。

負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、スポーツ協会レクリエーション協会等への事業費補助、そして、10月の県民スポーツ月間に開催する寒川スポーツデー及び観音駅伝競走大会の実行委員会への交付金でございます。本事業への特定財源の充当はありません。

続きまして、予算書は94、95ページ、2目体育施設費でございます。タブレット資料は、7ページをご覧ください。01スポーツ施設活性化事業費につきましては、スポーツ施設の運営管理に指定管理者制度を導入するなど、スポーツを快適に楽しめる環境を整え、利用者の利便性を向上するとともに、その利用を促進するものです。

需用費の消耗品費は、施設維持のための消耗品費、燃料費は、川とのふれあい公園サッカー場芝刈機用のガソリン代、光熱水費は倉見スポーツ公園の水道料でございます。修繕料は、川とのふれあい公園サッカー場芝刈機用の点検修繕代でございます。次に、役務費は、テニスコート町営プール及び田端スポーツ公園の施設保険料、委託料は、スポーツ公園等維持管理等委託料と、町営プールウォータースライダー定期点検検査委託料、また、田端スポーツ公園指定管理委託料、町営プール指定管理委託料、寒川テニスコート指定管理委託料となっております。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地の借地料、及びAED機器の借上料となっております。

工事請負費は、田端スポーツ公園陸上トラックの一部に膨れが生じたため、不陸調整のための補修工事の工事費でございます。

負担金補助及び交付金は、憩いの広場の共有施設の維持管理経費に係る負担金で、憩いの広場内の施設の占有面積により案分され、負担するものです。その割合はさむかわ庭球場が40%、町営プールが20%、残りの30%が企業庁の水道記念館及び水の広場となっております。主な増減の理由は備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、下段の表をご覧ください。スポーツ施設活性化事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページの施設等命名権収入180万円のうち、30万円が町営プール、50万円が町営テニスコートのネーミングライツ収入で、それぞれの維持管理費に係る費用に充当しております。

歳入番号②、予算書は32ページから35ページのまちづくり基金繰入金147万3,000円は、財政課において説明がありましたが、工事請負費の田端スポーツ公園陸上トラックの補修工事費に係る費用に充当しております。

続きまして、タブレット資料は、8ページをご覧ください。03公共施設再編計画実施事業費につきましては、県企業庁からの町営プール及び町営テニスコート購入費に伴う費用でございます。町営プール及び町営テニスコートの再整備につきましては、県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用したもので、施設の購入は、延納特約による分割納付となっております。

続きまして、公有財産購入費は、町営プール購入開始より、2年目に負担する額、及び、町営テニスコート購入初年度に負担する額となっております。本事業への特定財源の充当はありません。

最後に、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料9ページをご覧ください。予算書は22ページから25ページの13款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、04保健体育使用料でございます。03行政財産使用料につきましては、寒川町営プールに設置されている飲料水の自動販売機2台分に係る設置使用料でございます。

大変失礼いたしました。1点、修正をさせていただきたいと思います。タブレット資料7ページで、先ほど私のほうが口述で誤りがありました。01のスポーツ施設活性化事業費につきまして、まちづくり基金繰入金、充当のところ、こちらについては、タブレット資料、143万円ということが正しい数字で

ありまして、申し上げた数字が違いましたので、大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

以上で、スポーツ課の予算に関する説明は終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、6ページのスポーツ活動応援事業費のところなんですけど、一応説明はありましたけど、委託料のところ、神奈川の駅伝でしたっけ、聞き取れなかったんですけど、それと、それからストリートスポーツのほうに5万ということだけ、ストリートスポーツのほうなんですけど、これ、あそこの倉見のザパークのことだと思うんですけど、これに関して、あそこ、倉庫を借りていると思うんですけど、その内訳というものを教えてください。どういう内容になっているかというのを。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 費用の内訳ということでよろしいですか。費用は、委託料ということで、月々に分けてそれぞれの項目を支払いしているわけですが、月々、施設の使用料として払っている部分がございます。まず、施設の使用料としては、民間施設の運営に対して、町民に対しては施設の利用料を半額にいただいている、そういった在住者に優遇措置をしてもらっている分を補填しております。

また、施設の占有料ということで町民無料開放デーを設けておりますので、町民の利用促進を図っていただいている部分を補填、また、レッスン料ですとかレンタル料、そういったものもそれぞれ補填している部分がある、優遇措置を町民は受けているので、その分を補填しているところでございます。

金額ですか。

【岸本委員長】 そうですね。駅伝に補填幾らとか、施設に幾らとかその辺で大丈夫かと思えます。細かい内訳じゃなくて。

【大八木スポーツ課長】 分かりました。施設の利用料として補填している部分が月々22万5,000円、施設の占有料で無料開放しているところの補填が20万円、レッスン料が15万円、レンタルの無料を補填しているところが8万円、プロモーション活動が45万円、事務費等が10万円。

【岸本委員長】 課長、山田委員の聞きたいのはそこじゃなくて、全体の委託料が1,700万少々あるのを、幾らどの団体に支払うかというところの意図だと思うんですけども、細かいそこまでのストリートスポーツに対するでなく、全部ですね。その中の幾らですよ。まず、大枠でいいと思います。幾ら委託料を払っているかところも含めてですよ。

【大八木スポーツ課長】 大変失礼しました。申し訳ございません。

先ほど申し上げたところであるんですが、神奈川駅伝に対する支払いが5万円、ストリートスポーツ普及に関する委託料につきましては、1,705万5,000円になります。

以上でございます。大変失礼いたしました。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 大変失礼いたしました。倉庫代とかそういった施設費用という案分ではなくて、委託している内容というのが、もともと業務内容としては、ホイルスポーツを体験する練習場を整えることですか、興味ある関心をつくる動画を発信することですか、イベントを開催すること等にありますので、施設料は幾らというわけではなく、先ほど申し上げた、細かく申し上げました、それぞれの教室ですとか無料体験会、無料の施設の貸出し、そういったものに対する補填というものが主なもので、あと事務経費と、あとは情報発信料、そういったものが、月々142万1,250円という換算で、年間で契約を結ぶところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 総合体育館の改修工事についてお聞きいたします。

サブアリーナ及び武道場の空調設備工事の施工期間は、どのくらいの期間でしょうか。また、その間のサブアリーナと武道場の使用料についてマイナスはどれくらいと見込んでいらっしゃいますか。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの質問でございます。サブアリーナの武道場及び空調工事の期間につきましては、令和6年1月から2月末までの2か月間、1月末から2月末までの2か月間を想定してございます。

また、マイナスはどのくらいを見込んでいるかということでございますが、当該施設の工事の実施については、指定管理者の責めでない事案であることから、今後、指定管理者との使用料の協議の必要性について認識しているところであり、現在、協議をしているところでございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 これ、協議をしていくということなんですけれども、使用料のマイナスが出た場合、指定管理者に対して補填とかはするのでしょうか。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 仮に指定管理者に補償をするとなった場合には、どのような根拠でということであるんですけれども、指定管理者の指定に当たっては、管理に関する基本協定を定めております。その協定書中、第39条の規定において、行政上の理由により、管理業務の変更によって発生した費用等の負担については、管理業務の変更の確認を行った上で、協議を乙と——乙というのは、今回はシンコースポーツさんなんです——指定管理者と協議を行い、費用負担等を決定するものと定めております。

この定めによって、補償金について協議を進めていくこととなりますが、補償に当たっては発生主義であることから、工事期間、実施期間の確定に基づき、令和5年度事業計画による委託事業等の状況を踏まえながら、町と指定管理者との間で協議を行い、補正予算等も視野に入れ、体育館の適切な運営が図れるような、必要な対応を取ってまいります。

【岸本委員長】 課長、ちょっと確認なんですけれども、先ほど、サブアリーナと武道場の工事期間を1月末から2月末という口述でございましたけれども、1月の初めからでは。

大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 1月初めから、2月末までの2か月間でございました。訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか、茂内委員、それで。

ほかにございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私からもスポーツ活動応援事業費についてでございます。いろいろ、3月から、5月からだという状況が見えてくる中で、この予算全体を見ると、委託料は若干増えていますけど、全体的に、あまりコロナ前と変わらないのかなというような感じはしておりまして、いろいろな事業もこれから戻ってくるであろうという中で、関連団体との意見調査というか、お話し合いの場はしっかりと設けた上で、予算に反映されているのかという点、お尋ねさせていただきます。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの各スポーツ団体等との協議につきましては、様々なイベントの際、皆様方、それぞれスポーツ団体の長の方ですとか、選出された委員の皆様がお越しになられまして、その際に、今後の寒川町のスポーツのイベントの状況ですとか、そういったものについては、様々な協議を、意見を聴取しているところでありまして、また、体育施設ですとか、そういったところでイベントがあるときに我々が顔を出しまして、それぞれのイベントのときに意見聴取等をしておりまして、今後のイベントの盛り上がり、コロナ後のそういった事業展開についての在り方について、お話は承っているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 意見を承っているところですよということは、まだこの予算には反映されていないのかということ、ご確認させていただいてよろしいですか。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 例えば、スポーツ協会の総会ですとか、そういったところにも当然出席はさせていただいております、委託料ですとか、その辺のところの要望ですとか、その辺のところの話は上がっていないのが現状です。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 ちょっと1点だけ教えてください。7ページのスポーツ施設活性化事業費の中で、田端のスポーツ公園の陸上競技場、不陸補修工事って、これ、どういう工事なのかちょっと教えてもらえますか。前の台風19号のときに、全体が水浸しになってしまったということが大きな原因になっているのか、それともそうでなく、不陸補修工事というのがよく分からないんだけど、その原因じゃなくて、違う要素でもってこの工事をするのか、それについて教えていただけますか。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 実は、こちらは令和4年度夏に発生した事象でございまして、陸上競技場の走路について、樹脂の部分が直径40センチ程度、蚊に刺されて膨れたように盛り上がりました。高さ5センチぐらいです。

こちらについては、その原因については、一応、陸上競技場をつくっているような体育施設の専門会社に調査を、見てもらったところ、その原因はつかめないといたところでありまして、一度、こちらのほうは、そこを少し掘削して、その層を見て、既存のウレタンを撤去して、下地のアスファルトの掘削等をして、それをやってみないと原因が分からないといたところでありまして、平成29年の水害が影響しているかどうかにつきましては、原因がつかめていないのが現状でございまして。

状況としては、そういったように、直径40センチの高さ5センチ程度の浮き上がりが10か所程度できているといたところで、走っているときに危険が生じるので、特に暗いときに足元が見えないと転倒のおそれがあるので、今回、工事に着手したいなと考えております。

以上でございまして。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 課長、そうすると、例えば、原因が水没したときのことなのかどうか、原因が分からないということなんけども、10か所程度、そういうところが見られたということは、その部分だけやれば正常に戻るのか、そうでないところがまた起伏してくるということがあり得るのか、10か所もできるということが現場を見ていないから、僕もどういう状況になっているのか分からないんだけど、今回、工事をしたにしても、修理をしたにしても、また、可能性があるという、こういう気がしてしょうがないんだけど、その辺については、どうなんだろう。もう少し調査してから工事に入るとか、その部分だけ直せばいいということに、事が終われば、それでいいと思うんだけど、そういう原因が分からないから、どうにもならないという部分も分かるんだけど、何かまた同じような工事をしなきゃならないのかなという、こういう、原因が分からないだけに、ほかも出ていくんじゃないかという気もしちゃうんだけど、この工事に踏み切った理由としては、大丈夫だろうということで踏み切ったのかどうか、その辺の見解をいただけますか。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。実施の判断につきましては、今後の見通しについての、まず、検証をするために、10か所程度、こちらを今回は直していただいて、直していただいた上で、その辺のところ、また将来的にも発生するものなのかどうかの原因の追求を同時にして、今現在、それを不陸調整をしない限り、また、そちらで転倒ですとか、そういったものが起きてしまう可能性も非常に高いので、併せて行わせていただければと思っております。

原因究明ができないまま予算計上ということで、今、その辺の不確定なところはあるんですけども、至急直さなければいけない部分もここには生じてございまして、併せて行わせていただければと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 スポーツ活動応援事業費の委託料の部分になるんですけど、先ほど山田委員の質問の中で、委託料はイベントの利用料などの補填だとか練習場の管理だとか動画制作などで、月142万1,250円かかっている、その中で、施設がないとか、家賃はかかっていないという解釈でいいのかどうかというのが1点目と、要するに、委託料1,645万4,400円に、昨年、一昨年、その額で今回、60万600円増えて、1,705万5,000円になった中で、利用者の推移、平成30年のときに1,132人で令和元年度が2,200人、令和2年度は1,861人、令和3年度は4,348人の中で、令和4年度、どれくらい増えたのか、お伺いします。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 委託業務の内容につきましては、家賃が含まれているのかということですが、私どもが仕様書で、仕様書で指示している内容としては、家賃というものは含んでおりません。それは、先ほど申しあげました内訳どおりということで、それを、業務を行っていただくということでの支払いになっております。

また、利用者数の推移につきましては、令和4年度全体で、令和5年2月までしか集計ができていないので、合計を申し上げますと、3,458人となっております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 確認なんですけど、3,458人というのは、令和4年1月から令和5年2月までという解釈なのかなと。取りあえず、令和3年4,348人から減っている中で、利用者が減っている中で委託料が上がっています。こういう現状の中で、たとえ減ったとしても、ニュースポーツだとか、それが競技人口とか関係なく、子どもがそのスポーツに価値を見いだして、熱中したりとか楽しんだりとか、友達をつくって成長していくことを考えると、持続可能な取組であってほしいとは思っています。

その中で、3,458人というのは、確認なんですけど、まず、令和4年1月から令和5年2月まで、令和4年度は分からないですけど、ちょっと違うんですかね。分からないですけど、取りあえず、令和3年度より減っている中で、近くの門沢橋駅の近くに民間の類似施設があって、その類似施設にお客さんが流れちゃっているのかなと、そういう懸念も僕個人としてはあるんですけど、民間企業なので、経営努力もされているので、駅近だったり、費用面でも少し安かったりとかあると思うんですけど、そういった経営努力の部分だとか、そういった、町がしっかりとチェックしていくことというのが持続化の事業につながると思うので、経営の部分だとか法的な部分だとか、委託業者に委託の予算を算出するに当たって、何か留意されている点があればお伺いします。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、先ほど、年度につきましてはの話なんですけど、先ほど申しあげました数字につきましては、令和4年度の4月から、令和5年の2月までの数値であります。先ほど4,000人という話が出ておりましたが、それは令和3年度の数値で、合計数値でございます。

利用人数の増減につきましては、当然オリンピックがあった年については、どうしてもその辺の機運の高まりですとか、そういったイベントに、どうしても人が集客するといったところがありまして、1年たち、少し減っているところもありますと同時に、この1年間で、類似施設が海老名に限らず、公共

施設も川崎や横須賀、これから藤沢にもできるんですけども、かなり多く建設されているところがございます。そういった分散もあるんですが、やはり大きなイベントがあるときに、また非常に高まると思いますので、翌年度、またオリンピックがパリで行われる前には、正式競技であるスケートボードのストリートですとかの施設もありますので、そこについては、また注目度が集まって、町民の利用の方ですとか、県外からの利用の方々も非常に増えることを想定しております。

あと、今後のこの辺の推進につきましては、機運の高まりを、さらに町として、スポーツ課として発信して、少しでもこういうものが寒川町にあること自体を発信させていただいて、そこに利用する方だけではなくて、利用する方々がすごく低年齢層なんです。それに一緒にお越しになる方々が同数いらっしゃるんです。ですから、今、先ほど3,000人と申しましたが、その倍が、あそこには訪問しているのが現状です。

そういったところで、コミュニケーションが図られたり、地域の方々が、そういったところで知名度の認知度の発信の拠点になると考えておりますし、訪問されている方々にお話を聞きましても、そういったところで寒川町というのを初めて知った、こういったところに移住してきて、実際に大きな大会で準優勝をされた寒川東小学校の生徒さんもいらっしゃるんで、そうした効果を少しずつ生み出すことができるのではないかなということで、この委託については、効果があるものと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 子どもたちが何か新しいスポーツ、何でもいいんですが、始めて、きっかけになって、それに熱中して楽しんでもらえるというのはすばらしいことである一方で、類似施設が増えているという現状、すごく課題だと思うんですね。だからこそ、子どもたちがスポーツを始めたきっかけになった、せっかくの施設なのに、類似施設がたくさんできてしまうと持続可能性というところは問われてくると思うので、予算計上するに当たって、町が委託業者に対して、経営面だとか法律面だとか、何かちゃんと考えた上で、留意している点とか、もしあれば伺います。

【岸本委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、法律面に関しては、我々も逐次、現場を見に行きまして、何よりも事故の防止、利用者が非常に増えていることによって、非常に狭い施設でもありますので、その辺の人の流れですとか、常に、施設ができて3年目になりまして、利用者が非常に増えてきていると同時に、技術が上がっていることによって生じる事故なども生じておりますので、そういったところは、しっかりと私どものほうの管理の下に調整は行わせていただいているところがございます。私どもの管理というか、協議の下に行わせていただいているところがございます。

特に、経営については、自分たちの事業等を含めた中での経営基盤をしっかりと盤石なものにさせていただくために、私どもとしても限られた予算の中でしっかりと、さらに人数を、特に町民の人数、利用率を上げるような形で行っていただきたいということでの方向性を常に強く示しておりますので、そういったところがございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 畑村副町長。

【畑村副町長】 今、スポーツ施設については、今、課長が申し上げたとおり、現場にしっかり職員も足を運んでチェックをする、適切な対応を取れているのかどうかというのはしっかりと確認する必要がありますので、それについては、やらせていただきます。

先ほど、他市町でいろいろな施設が、同類の施設ができていたというふうなお話をいただきましたけれども、寒川町の倉見の施設については、世界チャンピオンがいらっしやいまして、オリンピックに出ている選手も度々通ってきているというふうな、すごくメリットというか、プラス面が非常にありますので、そういった部分を、優位性をしっかり生かして、同類施設に負けないような対応を取っていきたいと思っております。

様々な意見が出ている中で、寒川としては、ニュースポーツ、新しいストリートスポーツを含めて、いろいろなスポーツに力を入れていきたい。そこで、いろいろなスポーツに、子どもたちがいろいろなスポーツに試して参加できる、スポーツを、これやってみようかな、あれやってみようかなと言えるような状況をつくっていきたいと思っております。それが将来的に寒川のスポーツが発展することであると思えますし、町民の豊かな生活にもつながってくるというところでございますので、その部分については、町として、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、学び育成部スポーツ課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、健康福祉部4課の審査に入ります。まずは福祉課の説明から入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。ご案内いただきましたように、これより健康福祉部4課の予算についての審査をお願いいたします。

まずは、福祉課所管分の予算となります。説明は中澤福祉課長から、質疑につきましては、出席職員全員で対応いたしますので、よろしくをお願いします。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

予算書は62ページから67ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費及び2目障害福祉費、並びに2項児童福祉費、1項児童福祉総務費でございます。タブレット資料は、040、福祉課でございます。

2ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

初めに、職員給与費でございます。福祉課13名と高齢介護課3名、健康づくり課2名の計18名分の給与、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの国庫

支出金の地域生活支援事業費補助金314万5,000円は、歳入番号②、予算書は30、31ページの県支出金の地域生活支援事業費補助金157万2,000円とともに交付され、給料、職員手当等共済費へ充当しております。

タブレット資料は、3ページをご覧ください。次に、社会福祉事務経費でございます。総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については、地域福祉計画推進会議の委員16名分の謝礼です。旅費は出張旅費です。需用費は、寒川町地域福祉計画改定に伴うアンケート調査に要する返信用封筒の購入費です。

続きまして、タブレット資料4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉の要として、地域住民への的確な援助、相談等を行う民生委員児童委員活動を推進するための経費でございます。報酬は、民生嘱託員の報酬と、民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員への報酬になります。推薦会は年3回の開催を予定しております。減額理由は、備考に記載のとおりです。旅費は、県民児協の会議などへの出張旅費です。負担金補助及び交付金は、寒川町民生委員児童委員協議会への補助金です。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの民生委員児童委員活動費等負担金493万円は、民生委員推薦会委員報酬と、負担金補助及び交付金の民生委員児童委員協議会補助金に充当しております。

タブレット資料5ページをご覧ください。次に、社会福祉協議会補助事業費です。社会福祉法人寒川町社会福祉協議会に対し、補助をするものです。地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など、地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は、6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者絆プランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に支援を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方々の名簿を、平時に支援関係者へ提供するもので、5月頃に、自治会、民生委員児童委員、消防、警察、社会福祉協議会に名簿を提供する予定でございます。

需用費は、新規の要支援者用の返信用封筒購入費で、増額理由は備考に記載のとおりです。役務費は、郵送料で、増額の理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システムの借上料でございます。

タブレット資料は、7ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼、見舞金などの費用で、需用費の消耗品費は、秋季慰霊祭での聖火台、負担金補助及び交付金は、町遺族会補助金になります。扶助費は、原爆被爆者見舞金を町内在住者の被爆者の方へ、1人1万円を支給するもので、13名分の見舞金でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書30、31ページ、遺族等援護事務交付金7万6,000円は、扶助費へ充当しております。

続きまして、タブレット資料は8ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を指定管理者制度に

において、管理を行っているもので、平成31年度から5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託しております。

役務費は、建物災害の共済分担金で、委託料は指定管理委託料でございます。

タブレット資料は9ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費です。社会を明るくする運動の推進をはじめ、保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体へ助成するもので、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレット資料は、10ページをご覧ください。社会福祉基金積立金です。福祉の増進を図る事業の財源に充てるため、社会福祉基金へ積み立てているもので、積立金は社会福祉基金の利子でございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、予算書の32、33ページの社会福祉基金利子、1,000円を充当しております。

次は、障害福祉関係でございます。予算書は62ページから65ページ、2目の障害福祉費でございます。

初めに、タブレット資料は29ページをご覧ください。補足資料1についてご説明いたします。令和5年1月1日現在の手帳の所持人数及び身体障害者障害別集計でございます。合計で2,313人で、65歳以上の高齢者が、全体で44.75%、身体障害者においては、67.04%と高い値となっております。

下段は、身体障害者の障害別内訳でございます。参考までにご覧ください。

それでは、タブレット資料の11ページにお戻りください。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で、旅費は事務会議や認定調査に関わる出張旅費でございます。需要費の消耗品費は、研修教材費等で、印刷製本費は、封筒の印刷代です。役務費は、郵送料です。委託料は、障害福祉総合システムの運用保守委託料及び神奈川システム再構築委託料で、減額理由は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているコンピューター借上料でございます。

タブレット資料は12ページをご覧ください。続きまして、障害者自立支援給付事業費でございます。障害者総合支援法により、障害児（者）が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。

報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員、4人分の報酬で、認定審査会は年12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、認定審査に係る通知等の郵送料、医師意見書の手数料、自立支援給付等の支払いに関わる手数料でございます。委託料は、町内在住者の認定調査を相談支援事業所等に委託する費用でございます。扶助費は、障害サービス費で、障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの利用等に伴う費用を計上しております。

ここで、扶助費の内訳についてご説明いたします。タブレットの30ページをご覧ください。補足資料2、障害者自立支援給付事業費、児童通所給付事業費の扶助費の内訳でございます。

初めに、1、介護給付費等は、国の障害者総合支援法の制度による介護や訓練等の給付費で、①居宅

介護から、⑳特定障害者特別給付費までの障害福祉サービス費でございます。

次に、2、県単独事業です。①短期入所から③生活介護までの費用でございます。事業所の運営が円滑に行えるよう、県が単独で実施している事業です。

3の地域生活支援事業は、障害者総合支援法の制度による給付費で、①移動支援から③入浴サービスまでの費用でございます。

1から3の障害者自立支援給付事業費の扶助費につきましては、前年度の利用実績等を勘案して、前年度より1億1,772万6,000円の増で、対前年度比14.3%の増となっております。各種サービスごとでは、障害者の在宅生活の支えとなる生活介護の利用は増加傾向であり、養護学校の新卒者の利用も多いため、増額を見込んでおります。グループホームで生活する場合の共同生活援助に関しても、利用者が増えていることから、利用増を見込んでおります。また、就労系のサービスも利用実績等を鑑み、増額計上となっております。

続きまして、4の児童通所支援でございますが、①児童発達支援から⑤高額サービス費までです。①児童発達支援は、ひまわり教室などの利用に伴うサービス費で、②放課後等デイサービスは、近隣市の事業所を含め、本町の子どもたちが利用したサービスに伴う給付でございます。前年度の利用実績等を勘案して、前年度より7,013万4,000円の増で、対前年度比51.9%の増となっております。

恐れ入りますが、タブレット資料の12ページにお戻りください。下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書は26から31ページでございます。

歳入番号①、障害者自立支援給付費等国庫負担金4億5,052万6,000円は、歳入番号③障害者自立支援給付費等県費負担金2億2,526万3,000円とともに交付され、扶助費、障害サービス費へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合でございます。

歳入番号②、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金684万8,000円は、歳入番号④、県支出金の地域生活支援事業費補助金342万3,000円とともに交付され、扶助費、障害サービス費のうち、地域生活支援関連事業へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の補助割合になっているものがございますが、割り落としを想定し、予算計上しております。

歳入番号は⑤、市町村障害者福祉事業推進補助金ですが、扶助費の障害サービス費のうち、県単独加算分として667万5,000円を充当しております。

なお、その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は13ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。身体障害者手帳所持者で、身体上の更生のために必要な補装具の購入、修理、貸与に要する費用を助成し、身体障害児（者）の生活の安定と福祉の増進を図るもので、扶助費として、給付実績を勘案して予算計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書26から31ページになります。歳入番号①、障害者自立支援給付費等国庫負担金538万8,000円は、歳入番号②、障害者自立支援給付費等県費負担金269万4,000円とともに交付され、扶助費に充てております。歳入番号③、在宅障害者福祉対策推進事業補助金15万7,000円は、扶助費のうち、中度、軽度難聴児への補聴器の購入、修理費へ充てております。これは、手帳取得に至らない中軽度の難聴児への補聴器の使用を推進するものでございます。

なお、その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

タブレット資料は14ページをご覧ください。次に、療養介護医療費助成事業費でございます。国が定める医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で、介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は国保連や社保基金への事務手数料で、扶助費は、対象者7名分の医療費を計上しております。

下表をご覧ください。予算書は26から29ページです。歳入番号①、障害者医療費国庫負担金344万6,000円、及び、歳入番号②、障害者自立支援給付費等県費負担金172万3,000円はともに扶助費へ充てております。

その他事業の充当は備考のとおりでございます。

タブレット資料15ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日障害者虐待に関わる通報届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって、障害者の権利擁護を図るもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金10万円、及び、歳入番号②、予算書は30、31ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金5万円は、ともに委託料に充てております。

その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は16ページをご覧ください。次に、更生・育成医療費助成事業費ですが、手術等の治療により、障害の除去または軽減に効果が期待できる方に対して、医療費の自己負担を軽減するため、自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象となり、育成医療は、児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。

役務費は、国保連や社保基金への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定業務の負担金でございます。扶助費は、自立支援医療費で、主に腎臓機能障害や免疫機能障害、肝臓機能障害の方でございます。減額理由は備考のとおりです。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は26から29ページでございます。歳入番号①、障害者医療費国庫負担金3,716万5,000円及び、歳入番号②、障害者自立支援給付費等県費負担金1,858万2,000円は、ともに扶助費へ充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

なお、その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料17ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害児（者）やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう、相談体制を確保することで、必要な情報の提供や助言、日常生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。

報酬、職員手当等、共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員1名分の経費を計上しております。報償費は、寒川町地域自立支援協議会委員15名分の謝礼です。旅費は、会議等出席への出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当を費用弁償として計上しております。役務費は、町長が行う成年後見

の審判申立てに要する費用で、裁判所への申立てに必要な事務経費を、1件分を計上しております。委託料は、障害児（者）や家族、介護者からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う相談支援事業所2か所の運営委託料と、基幹相談支援事業委託料を計上しております。また、発達障害児（者）及びその家族等への支援事業として、町内の保育園や幼稚園への訪問を行うなどして、クラス運営や発達が気になるお子さんに即した支援についての助言を委託相談支援事業所が行っております。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として、4名分の後見人等報酬費用を計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの国庫支出金の地域生活支援事業費補助金934万2,000円は、歳入番号②、予算書は30、31ページの県支出金の地域生活支援事業費補助金467万2,000円とともに交付され、報償費以外の全てに充当しております。

なお、その他事業への充当は備考のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料18ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。聴覚障害者等の社会生活上のコミュニケーションを円滑にするため、福祉課窓口到手話通訳者の設置及び手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業です。

報償費は、手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼です。需用費は、コロナ感染症予防対策として、手話通訳時に使用する透明マスクなどの消耗品でございます。役務費は、県聴覚障害者福祉協会へ手話通訳などを依頼した場合の手数料と、手話通訳時の保険料でございます。委託料の皆減理由は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、手話通訳者が手話通訳業務に使用する際の駐車場使用料です。負担金補助及び交付金は、手話通訳者等インフルエンザ予防接種補助金になります。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金41万3,000円は、歳入番号②、予算書は30、31ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金20万8,000円とともに交付され、使用料及び賃借料以外全ての科目へ充当しております。

なお、その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

タブレット資料は19ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度障害児（者）に対し、日常生活用具を給付することにより、障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は、給付決定通知等の郵送料です。扶助費は、ストマ用装具や紙おむつ及び特殊マット、特殊寝台などの日常生活用具を給付するための費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金261万1,000円は、歳入番号②、予算書30、31ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金130万5,000円とともに交付され、扶助費へ充てております。

また、その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料20ページをご覧ください。次に、地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能充実のための事業費でございます。委託料は、NPO法人ともだちに、地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。

負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するため

の費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金、37万5,000円は、歳入番号②、予算書30、31ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金18万8,000円及び、歳入番号③、予算書は同じく30、31ページの市町村障害者福祉事業推進補助金32万円とともに交付され、委託料に充てております。歳入番号④、予算書は36、37ページの地域活動支援センター負担金30万円は、茅ヶ崎市から本町の地域活動支援センターF利用分の負担金で、負担金補助及び交付金へ充てております。

なお、その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料21ページをご覧ください。就業・就労支援事業費でございます。障害者の職業能力に応じて就労を目指すことを支援する事業で、負担金補助及び交付金は、湘南地域就労援助センター運営事業負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で、湘南地域就労援助センターの運営費を補助しているもので、寒川町分の運営費等の負担金でございます。人口割で案分しておりまして、寒川町は7%負担しております。

扶助費は、障害者が就労に向けて、訓練施設や就労継続型の事業所等に通所した場合の交通費を助成するものでございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料22ページをご覧ください。社会参加支援事業費でございます。障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会参加を支援するための事業でございます。

委託料は、町聴覚障害者協会へ委託して実施する手話奉仕員養成講座の委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は福祉タクシー利用助成でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書26、27ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金13万1,000円は、歳入番号②、予算書30、31ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金6万5,000円とともに交付され、委託料へ充てております。

また、その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は23ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。

委託料は、在宅の独り暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて、緊急通報システムを設置し、24時間体制で、緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託として、5万9,000円、行方不明になるおそれがある障害児（者）をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に、関係機関が連携して早期に発見、保護し、家族の不安を和らげるため実施する、障害者のためのSOSネットワーク事業委託として、8万5,000円、合わせて14万4,000円を計上しております。

負担金補助及び交付金は、住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改良費でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は30、31ページ、歳入番号①、在宅障害者福祉対策推進事業補助金100万円は負担金補助及び交付金へ充てております。歳入番号②、市町村障害者福祉事業推進補助金2万9,000円ですが、委託料の在宅重度障害者緊急通報システム委託へ充てており

ます。

また、その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は、24ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費でございます。障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で障害者の生活を支えるため、複数の支援機関の連携により、障害者の居住支援等を行う地域生活支援拠点を位置づけ、その機能を充実するための事業費でございます。

委託料は、保護者や介護者のけが、入院等緊急時の受入れ体制としての居室の確保や、支援員の派遣費用でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書26、27ページの国庫支出金地域生活支援事業費補助金の23万9,000円は、歳入番号②、予算書は30、31ページの県支出金の地域生活支援事業費補助金の11万9,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。

その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

タブレット資料は25ページをご覧ください。次に、重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持や福祉の増進を図るために、重度障害者等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成するもので、役務費は、医療証等の郵送料や審査支払い手数料でございます。扶助費は、県補助事業の重度障害者の対象者のほか、町単独で、精神障害者1級の入院費及び中度の知的障害者の方、内部障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものでございますが、医療費の実績を勘案して予算計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30、31ページ、重度障害者医療費給付補助事業補助金4,213万5,000円は、役務費の手数料及び扶助費へ充てており、補助率2分の1となっています。

歳入番号②、予算書34、35ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金1,000万円は、扶助費へ充てております。この重度障害者等医療費助成事業は自己負担分を助成するものですが、高額療養費分については、保険者である国保や社保組合等が負担するため、精算金が発生する場合がございますので、歳入予算として計上しております。

続きまして、タブレット資料26ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金補助及び交付金は、県及び2市1町、藤沢市、鎌倉市、寒川町の広域連携により、在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう短期入所の拠点事業所を、湘南東部保健福祉圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、事業者は藤沢市にあります社会福祉法人交友会を予定しております。増額理由は備考に記載のとおりです。

次に、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30、31ページ、市町村障害者福祉事業推進補助金33万9,000円は、負担金補助及び交付金へ充当しております。

その他事業への充当は備考のとおりでございます。

タブレット資料は27ページをご覧ください。寒川町障害者福祉計画推進事業費でございます。当該計画は、市町村における障害児（者）の福祉に関わる法定計画で、令和6年度から3年間を計画期間とした寒川町障害者福祉計画の策定に向けた事業費でございます。需用費、役務費は、アンケート調査に係

る経費で、令和4年度に予算計上して執行しているため、皆減となっております。委託料は、計画策定の基礎資料となるアンケート結果の分析等の委託料でございます。

タブレット資料は、28ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉給付事業費でございます。予算書は66、67ページになります。

児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費は、国保連への審査手数料です。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対して事業者へ支払うものでございます。扶助費の内訳は、先ほど補足資料でご説明したとおりでございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページ、障害児施設措置費給付費等国庫負担金、1億268万9,000円は、歳入番号②、予算書28、29ページ、障害児通所給付費負担金5,134万4,000円とともに交付され、扶助費へ充てております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

次に、タブレット資料は、31ページから33ページをご覧ください。補足資料3、令和5年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、障害者優先調達推進法第9条第1項により、毎年、調達方針を策定し、公表が求められているものです。寒川町においても、物品等の調達に当たって、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた方針について、予算等を勘案して、毎年度作成し、公表しているものでございます。調達方針は、資料にございますように、1の目的から6の調達方針及び実績の公表の6項目で構成しております。

32ページをご覧ください。令和5年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえ、さらに、コロナ禍において障害者の働く場所の確保や工賃向上を考慮して、前年度より10万円増額し、270万円以上としております。

33ページは、障害者就労施設等が受注できる物品、役務等一覧となっております。調達方針に添付して公表するもので、町内の障害者事業所連絡会を含め、8か所の障害者就労施設等が請け負うことのできる物品や役務等の内容となっております。

以上で、福祉課所管の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、13ページの補装具交付事業なんですけど、たしか前年度は、前年度の予算のときには、たしか前年度の予算を見て減らしたようなことを言っていましたけど、今回、増えたということなんですけど、実績を鑑みてということなんですけど、どういうものが増える予定でいるのかというのを確認したいと思います。

あと、それから、次が16ページで更生・育成医療費助成事業費というところで、扶助費が減っていますけど、これに関して、どういうものが減ったのかというのを確認したいと思います。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 では、1点目の補装具の交付実績で何が増えているのかというようなご質問かと思われませんが、補装具に対しましては、毎年度、使用の状況とかによっても、給付の実績というのが年度によってばらつきがございます。ですので、令和4年度につきましては、高額な補装具が給付されたこととかもありましたので、補正をお願いしておりました。そういうことも考慮させていただいて、今回、増額の要求とさせていただいているところでございます。

続きまして、更生医療費がなぜ減額になっているのかというようなご質問かと思われませんが、更生医療につきましては、人工透析、特に生活保護者の方で、無保険の方の人工透析の医療費の負担が公費でもかなり大きくなっております。ここ2年間ぐらいは、生活保護の方の人工透析に関わる更生医療というものの新規の実績もございませんし、現在のところ、相談等もいただいていないという状況の中から、令和5年度に関しましては、実績を考慮した上で、計上させていただいております。

ただし、今後、執行状況に応じまして、そういう人工透析の患者さんとかが増えるようでありましたら、必要に応じて予算の措置を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、まず、補装具の件ですけど、確かにそうですね。思い出しました。補正予算があったのは分かりました。そこで、一応もし高額の補装具の補助とかが必要な場合は、また、補正とかで対応するというところでよろしいですか。

あと、それから、16ページの更生医療関係のほうは、人工透析の方が減っているということで分かりました。これもまた、もし増えてきたら、また対応するというところでよろしいですね。分かりました。いいです。

【岸本委員長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 2つあります。よろしく願います。

タブレットの30ページなんですけども、障害者自立支援給付事業費の中で、下のほうの児童通所支援の児童発達支援事業費の倍増の要因をお聞きしたいと思います。

そして、もう一つが、昨年10月に神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例が公布されましたが、5年度の予算には、寒川町は何か盛り込まれた事業とかありましたらお聞かせください。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 まず、1点目の児童通所給付費に関わる増の要因ということですが、まず、児童の方に関しては、知的障害というような形で、療育手帳という形で手帳を取得される方が増えておるという状況の中と、あと、母子保健の中で様々な検診が行われているかと思われませんが、その検診の中で、やはり発達が気になるお子さんに対しては、療育のそういうサービスとかを受けて、早期のうちに、そういう集団生活とかの対応ができるように行ったほうがよいのではないかというような助言をいただいたりとかということの中で、それで、保護者の方が児童発達支援とかを利用されたいということで、利用が増えているという現状でございます。

次に、2点目です。2点目の県条例が施行されたことによって、町のほうで新たに何か取り組むこと

があるかというようなご質問かと思いますが、令和4年の10月21日に、県条例で神奈川県の当事者目線の障害者福祉推進条例というものが公布されておりまして、令和5年の4月1日から施行となっております。

これまでも、本町では障害者差別解消法の施行の前とかに、障害者当事者の方を講師にお招きいたしまして、職員研修を実施しております。また、日頃のケース業務においても、当事者の意思を尊重した意思決定支援に努めておるところでございまして、当事者目線に立った事業展開を行っているところでございます。

ですので、令和5年度に、特段この条例に関しての予算というもので、何か事業化というものは、今のところ、計上はしていない状況です。ただし、条例が施行されることですので、条例の趣旨に基づきまして、神奈川県と連携、協力して、ともに生きる共生社会の実現には、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 増の要因は分かりましたので、ありがとうございます。これから条例が出て、また、そこで考えられるということなんですけども、また、高齢化社会が進んでいる中で、障害者の方、そして、その支援になる親御さんも高齢化になっていると思うんです。そのような状況の中、親亡き後について、寒川町としては、何か事業といいますか、考えていることがあったら教えていただきたいと思えます。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 ただいまのご質問なんですけど、障害者の親亡き後に関する事業展開というものが何か想定されるかというようなご質問かと思えます。今回の施政方針でもお示ししましたとおり、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えまして、地域で安心して暮らし続けられるように、先ほどの予算のご説明の中でも触れさせていただいております、障害者等の生活を地域で支える緊急時の体制として、緊急ステイや居室の確保といった地域生活の拠点となる箇所の確保に努めているところでございます。

こちらにつきましては、町総合計画にも位置づけておりまして、推進しているところでございます。現在、家族や介護者の方が病気やけが等で入院となった場合に、障害者を一時的にお預かりをして、支援する緊急ステイが町内に2拠点となっております。また、町外の入所施設等での受入先としての拠点としては、1拠点、確保しております。

今後もこのような拠点の確保に努めまして、親亡き後に備え、また、グループホームの体験利用などの促進も図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 まだ、今、いろいろ考えていらっしゃるということだったんですけども、障害者の方本人だけではなくて、支援をされている方の日々暮らしている、何か支援といいますか、施策といいますか、ありましたらお聞きしたいなと思えます。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 日々、支援をされている支援者の方がいろいろと不安を抱えておられているということの中での支援とか対応ということについてのご質問かと思われま。障害のある方のご家族等の不安に関する支援先としましては、現在、町には2か所の委託相談支援事業所がございます。その事業所で、当事者やご家族などからご相談やお困り事を伺って、状況に応じて不安の解消や課題の解決に取り組んでおります。

また、ご家族等の介護の負担軽減とか休息などを図るためのサービス、例えば短期入所サービス、そういう必要なサービスなどを、情報提供などを行って、また、サービス利用のコーディネートも行ったりしております。何より相談することが地域とつながることになりますので、この相談支援事業を充実していくことが重要であると認識しております。今後も相談者に寄り添って、切れ目のない支援をしてまいりたいと考えております。

また、相談支援事業につきましても、町の総合計画の施策目標に掲げておりまして、現行の障害者福祉計画に位置づけて推進しているところでございますので、今後も着実に相談支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 障害者の関係については、本当に状況に応じて幅広い支援の仕方が、その人その人によって違って来る。そういった意味では、本当に大変な、課としても大変な事業展開をしていただいているなどということには、本当感謝申し上げるところです。

私、いつも多分聞いていると思うんですけども、すごく気になるところなんです。というのは、タブレットの21ページの就業・就労支援事業のところ、2市1町でやられている、職業能力に応じた就労の場の確保と職場安定を支援するという障害者地域就労支援センター、これは2市1町でやられているという、こういうことなんです。こういうところで、就労の働き場として、何とか身につけて、そこで定着していくという、こういうこと、合わせて、タブレット22ページの社会参加、この連続性というのが僕は非常に大事なかなという気がします。

意味合いは違う部分かもしれませんが、ただ、やはり自信を持って、そういうところでもって就業、就労の支援をいただくことで、自分が自信を持って、家族の支援もあって、また、行政の支援もあって、自分が社会に参加できるという、こういう流れができるって僕はすごいことだなと思いますし、そのところが物すごく、家族にしても、本人にしても、希望が持てるという、こういう感覚からしたら、もう物すごく大事な分野だという気がするんです。

そこで、この辺の動きについても、今までもずっと、それに対する動きをしてきているわけですが、社会に参加できていくような、こういう形の事業を、また令和5年度も進めていってほしいと思うんですけども、その辺に対する2市1町で進めている就業就労支援センターでの動きと、合わせて、社会参加という連続性というのをしっかりと進めてほしいと思うし、何かここにすごい光明が、明かりが見えてくるという、特に支援している家族にしてみると、一本立ちしてくれたとか、こういったところになったときに、すごく明るい兆しが見えてきたり、また、自信にもつながってくるんだろうと思

うんですが、この辺を進めていく上で、さらなる行政のしっかりとした支援をすることが非常に大事な形になってくるだろうと思っていますので、そういった意味では、令和5年度の事業展開に向けての今までの実績も踏まえて、令和5年度の事業実施に向けての思いを、できれば中澤課長にお答えをいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 いろいろとご助言ありがとうございます。今、委員がおっしゃっていただいたように、障害者の方というのは、やはり自立がいちばん大事だと考えておるところでございます。

その自立に当たっては、いろいろな公的なサービスとか支援、また、いろいろな支援者の方々のご支援をいただきながら、地域で支援体制を築いていながら自立をしていくということが第一歩だと考えております。その中で、経済的な自立という部分も非常に大きい役割だと思います。そのためには、障害者の方が障害特性を生かして、職業能力に応じた就労、就業をしていただくということが、大きな1つであると考えておるところです。

こうした状況の中、これまでも今おっしゃっていただいたように、2市1町で広域連携で取り組んでいます就労援助センターで就職活動をされたりとか、定着支援で、定着で、企業等にもセンターの職員が伺って日頃の状況等も確認して、その都度、利用者の方と面談を行っていただいたりして、メンタルの部分とかも含めてフォローをしていただいているという状況でございます。

また、町のほうでも就労という部分が社会参加に大きくつながるということを意識いたしまして、身近な相談場所ということで、ハローワークの職員の方とか就労援助センターの職員の方が、出向いていただいて、就労相談とかいうものも、町の役場の中なんですけど実施をさせていただいたりとかして取り組んでおります。

また、一方では、図書館での実習ということで、茅ヶ崎養護学校の方をお招きして、図書館実習の体験も、コロナで一部、一時期中断という形もありましたが、令和4年度もそれを再開しておりますので、そういうような形でも、町も対応しているところがございます。

あと、役場の職場内でも、職場実習体験というのを福祉課のほうでさせていただいて、令和4年度も2名の方がご参加いただいて、役場の事務的なお仕事を、実習ということで2日間、やっていただいたりとかしておる状況です。こういう事業は積み重ねが大事だと考えておりますので、今後も引き続き、そういうものを継続してやっていきたいというところで、私も考えているところです。

あと、また令和5年度は、町の基幹相談支援センターが委託先ではありますが、そこの基幹相談支援センターと福祉課の職員で、町内の特例事業所というか、障害者を積極的に雇用していただいている特例子会社の訪問も予定しております。そうした中で、企業さんへも、障害者雇用率というものを向上していただく必要がありますので、企業への働きかけも行っていきたいと考えております。

以上になります。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 ありがとうございます。本当に今、町がやっている支援が、見事に社会参加につながっているという、こういう連続性があるし、支援していることが、効果として大きな実績を残しているなど、こういう感じがします。そういった意味では、連続性を持ちながら、寒川は特に企業さんが多

いですので、そういった意味では、しっかりとその辺とつなげていただきたいなと思います。

これ、一番私が感じているのは、先輩の保守系の議員さんが養鶏場をやられていて、その先生、その先輩が、障害の方たちを、就労の機会を与えてやっていたという話を、もう何年も前の話になりますけれども、本当にそういう話を聞きまして、そういう障害を持たれた方がどんどんどん籠もるのでなくて、社会に参加していくという、これが非常に大事なことなんだなというのをそのときも教わって、なるほどなと思いました。

そういう意味では、町がしっかりとした支援をすることで、1人でも2人でも障害をお持ちの方が社会に参加していけるということが、大きな光の輪を広げることになるのかなという気がしますので、そういった意味ではどうか、令和5年度もしっかりとした支援体制を、さらに拡大というか、肉づけをしながら膨らましていってもらいたいなと思いますので、これについては、もう結構ですので、どうかそれに対して、期待していますので、よろしくお願ひしたいなと思います。ありがとうございます。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 2点お伺いします。

1点目は、民生委員児童委員活動事業費と社会福祉協議会補助事業費の2点なんですけど、1点目は、まず、数字の確認で、今現在、ホームページを見ると、1月10日の更新で、民生委員65名と書かれているんですけど、これ、合っているかどうか。民生委員は定数条例なんですか、県の条例か分からないんですけど、73人の定数で、たしか去年の議事録を読んだら70だったと思うんですけど、改選の後に65名になったかというところで、これは間違っていないか、確認します。

2点目なんですけど、福祉有償運送のことで、分かれば過去3年分ぐらい、利用者の推移が分かれば知りたいのでお願いします。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の民生委員さんの定員の関係でございます。今、令和5年の3月1日現在でございますが、昨年の12月に一斉改選がございましたので、定数73名に対して65名が委嘱をさせていただいて、活動していただいている状況です。

定員に対して8名の欠員となっておりますが、この4月1日付で7名の方を委嘱する予定でございますので、まだ、若干欠員という形にはなっておりますが、今後も欠員に関しては努力させていただいて、成り手の確保に努めてまいりたいと思っています。

定数73といたしますのは、今回の一斉改選のときから、もう73でございましたので、70となると大分前のような記憶でございますので、定数は73となっております。

それから、2点目の福祉有償運送に関してなんですが、利用人数ですよ。社会福祉協議会が有償運送事業を行っておりまして、利用登録は34名でございます。依頼件数としては、延べ件数になりますが、263件となっております。

以上になります。

【岸本委員長】 過去、例えば1年前、2年前の数字ってお持ちでしょうか。

中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 申し訳ございませんでした。過去の実績は、大変申し訳ございません、今、持ち合わせてございませんので、直近の実績でお答えさせていただいております。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 70名というのは、去年の予算委員会の議事録の中で70名と書かれていて、73定数で70と書かれていたのので、一応70といったところだけなので、その中で、65名が今で7名増えて72になるというところで、去年の議事録を読むと、どういった対策をしているかは、広報紙でいろいろ対策をしましたとか、全庁会議で周知しましたとか、自治会に推薦しましたとか、いろいろな努力をされた結果だと思うんですけど、これも同じように今年も予算は変わっていないんですけど、同じような取組をしていくのか、予算に計上するに当たって、同じような取組をしていくのかということをお伺いします。

2点目なんですけど、推移が分からないので僕も何とも言えないんですけど、高齢化率が上がれば上がるほど、福祉有償運送が必要な方が増えてくると思うんですよね。その中で、過去の推移が分からないので何とも言えないんですけど。

これは分かりました。2点目はなしでお願いします。1点目だけお願いします。

【岸本委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、民生委員さんの定数に対しての確保の対策として、どのようなことをということですが、現状としては、公募とかではなじまない状況でございますので、民生委員さんのそれぞれに、地区の会長さんもございますので、いらっしゃいますので、その地区の会長さんと町の事務局が連携して、引き続き、自治会等に働きかけをさせていただいて、候補者を確保していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 それでは、これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、これから、高齢介護課所管の予算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、三橋高齢介護課長から、質疑につきましては、出席職員全員で対応いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の令和5年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料により説明させていただきます。よろしく願いいたします。

予算書は64、65ページからです。ページ中段の老人福祉費をご覧ください。高齢介護課が所管します事業費は、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の中の、予算書65ページ、説明欄の健康づくり課所管の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費、保険年金課所管の後期高齢者医療事業特

別会計繰出金を除いたものでございます。

では、予算特別委員会説明参考資料は、タブレット資料2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と、県シルバー人材センター協議会の負担金で、支出科目は全額負担金及び交付金です。シルバー人材センターは、高齢者の社会参加と生きがいの増進、就業機会の拡大に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立している団体です。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は、高齢者に対し、敬老の意を表すもので、敬老金とその支給のための経費です。88歳米寿、99歳白寿、100歳百寿の方を支給対象者としております。対象者数は、備考欄に記載のとおりです。主な支出である扶助費は、敬老祝い金の商品券購入費です。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、高齢者が家に閉じ籠もらず、健康で多くの人と触れ合い、流動的な生活を送るための支援を目的とした事業で、町シニアクラブ連合会の運営費と、単位シニアクラブの活動補助です。

下の表をご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号1番、予算書は30、31ページ、在宅福祉事業費補助金は、県補助金で、これを充当します。補助率は、県が定める補助基準額65万400円の3分の2です。

次に、5ページをご覧ください。給付措置者等、利用者負担額軽減事業費は、介護保険制度開始以前からサービスを利用していた方と、障害のある方が65歳で第1号被保険者になり、継続してサービスを利用される場合に1割等の自己負担が発生するため、サービス利用者の負担軽減と審査支払い手数料を合わせたものです。

また、社会福祉法人が独自に利用者負担減免を行い、これが県の補助対象となった場合、町を通じて補助をすることになるため、その負担金補助及び交付金となっています。いずれも現在該当がないため、科目設定上の金額としております。

下の表をご覧ください。旧措置者等利用者負担額軽減事業費の特定財源です。歳入番号1番、予算書30、31ページの県補助金、在宅福祉事業費補助金を負担金補助及び交付金に充当します。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。ふれあいセンターは、高齢者の社会参加や地域交流等を行うことにより、介護予防の推進を図ることを目的に設置されている施設です。現在は、町シルバー人材センターが令和7年度まで指定管理者となっております。

役務費は、建物の火災保険料です。委託料は、ふれあいセンターの指定管理業務を実施する管理運営委託料です。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、日常生活の維持継続に支障のある高齢者の支援及び見守りのため、5つの事業を委託して実施しています。

ひとり暮らし老人緊急通報システム事業は、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対し、迅速な救援体制が取れるように、機器を貸与するものです。寝た切り老人等個別塵芥収集事業は、寝たきりの高齢者などで、家庭ごみを集積場まで運ぶことが困難な世帯に対して、家庭ごみを集積所まで運搬するとともに、安否確認を行う事業です。

独り暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上の独り暮らしの方や食事の支度が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに、栄養バランスを考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に、安否確認を行う事業です。

寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護されている世帯に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。常時おむつを必要とする介護世帯で、町民税額が5万円以下の世帯に対し、負担額2分の1で、月額上限を5,000円と定めております。

生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立できる高齢者ではあるものの、一時的に養護する必要がある方に対し、養護老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的としたものです。

次に、8ページをご覧ください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、養護老人ホーム松風園について、利用者に配慮した構造設備の更新や安全性の確保のため、湘南広域社会福祉協会に対し、再整備に係る事業費の補助を行うものです。

次に、9ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や、様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。

報償費は、入所判定委員会の謝礼です。役務費は、入所措置費負担金口座手数料、扶助費は、老人ホーム入所措置費で、減額は事務費加算等の精算による減です。

下の表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号1番、予算書22、23ページの老人保護措置費負担金は、入所者からの負担金で、扶助費に充当します。

次に、10ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、高齢福祉担当職員の事務経費で、旅費は、担当会議などに出席するための普通旅費です。

次に、11ページをご覧ください。高齢者保健福祉計画推進事業費は、令和6年度から3か年を対象とした次期第9次寒川町高齢者保健福祉計画策定のための基礎資料を得るため、令和4年度に実施した65歳以上の方を対象にした生活状況ニーズ調査や、55歳から64歳までの方を対象に、セカンドライフ予備軍調査の結果等を集約、分析するため、委託を実施するものです。

続きまして、12ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費は、公共施設再編計画に基づき、寒川町ふれあいセンターの維持管理及び補修を実施する事業です。同センターは、2003年に竣工し、屋根の一部から雨漏りが発生するなどしているため、これを修繕するものです。

修繕料は、その経費です。内容は、屋根カバー工法による修繕などとなっております。

次に、13ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業運営に伴う町の負担分で、一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出金という形で支出するものです。繰出金には、介護給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%の法定割合分と、介護保険担当職員の人件費、及び、運営事務経費と、並びに低所得者保険料軽減分があります。

下の表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。こちらの特定財源は、低所得者保険料軽減分として、負担割合は国が2分の1、県と町分が各4分の1となっております。

歳入番号1番、予算書28、29ページの国庫支出金からの低所得者保険料軽減負担金と、歳入番号2番、予算書30、31ページの県支出金からの低所得者保険料軽減負担金は、国県の負担金、負担分として充当しております。

続きまして、歳入の一般財源分の説明をさせていただきます。資料は14ページです。予算書、24、25ページの1節老人福祉使用料の行政財産使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台、隣接しているゲートボール場公衆電話1基、電話柱1本に係る土地使用料です。

次に、予算書が38、39ページの7節、雑入の自動販売機等電気使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台分の電気使用料です。

次に、同じく、3節その他につきましては、ふれあいセンター内の公衆電話使用料です。

以上で、高齢介護課所管の一般会計、民生費老人福祉事業費の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2ページのシルバー人材センターのところなんですけど、今、会員さん、書いてあるところでは、今年度1月末では合計で253人ということなんですけど、今、これから増えていく状況なのか、減っていく状況なのか、その傾向をお願いします。

それとあわせて、前回、一般質問を行いましたけど、インボイス制度のことにに関して、どういう対応を5年度はしていくのかということに関して、何か協議されているのかどうか確認します。

【柳田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 1点目の会員数の減少についてのご質問だったと思うんですが、今のところ、減少は続いてしまっているんですけども、大きい要因としては定年延長、そういった動きが一番大きくて、年を重ねても働き続ける人が多く、相対的にセンターの会員も減るということになっているんです。

ただ、会員数が減少していくシルバー人材センターが多い中で、会員数を増やしているセンターも全国的にはあるので、そういったところを参考にして、町のシルバーセンターにそういった事例、良い事例とか、取り入れられるかどうかというのを引き続き、話し合いをして研究していきたいと思っています。

2番目のインボイスの件なんですけども、シルバー人材センターの業務を委託受けるときに、事務費というのを受け取っているんですけども、その事務費を、今まで10%に当たるものを事務費としていたんですけども、今年度は15%にするということで、それで賄えることになっています。変更して賄えることになっています。

以上です。

【柳田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まず、会員数の減少ということはあるということで、でも結構、住民の方からは、シルバー人材センターで働きたいとか、そういう、たまにお話はいただくんですけど、やはりなかなかマッチングというか、仕事内容でなかなか難しい面もあるのかなと思いますけど、それに関しては、しっかりと相談体制とか対応をしていただきたいと思います。

あと、インボイス制度のほうなんですけど、事務費を10%から15%にするということなんですけど、これに関しては、交付金のほうでは変動なく賄えるということによろしいんですか。

【柳田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 センターに対する負担金で賄えるかということですか。これは一応センターの人件費に当たるものなので。

(「補助金です」の声あり)

【三橋高齢介護課長】 補助金ですか。補助金なので、主に人件費なので、この中には影響はないということになります。

以上です。

【柳田副委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますでしょうか。関口委員。

【関口委員】 シルバー人材センターの会員の減少という、なかなか増えていかないということについて、ただ、何年前までは、神奈川県でもトップクラスのシルバーさんだったという自覚があります。そういう意味では、本当に寒川のシルバーさんというのはすばらしい実績を残してきたことは事実なんですけども、何かここでもって、ちょっと頓挫しているかなと、こういうふうな気がします。

今、シルバー人材の会員の増に向けてのPRというか、会員増に対する働きかけというのはどのようなことをやられているか、教えてもらえる。

【柳田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。まず、会員募集のために、毎月町広報紙にチラシを折り込みさせていただいて、配布をしているということを行っています。それだけでは、なかなか会員数の増にはつながっていかないので、そのチラシ自体も、見せ方も工夫が必要だったりと思っているので、直接、事務局の方とお話ししながら、改善できるものは改善していこうと思っています。

あと、ほかに、今後、例えば、コミュバスとかに会員募集のポスターを貼らせていただいたりとか、そういったことも検討していきたいなとは思っています。

以上でございます。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 決してそれが悪いとは、私言いませんけども、会員増に向けての案内ということで、決してよろしくないということじゃなくて、1つのあれとして、例えば、シルバーの会員さんの方でも古い方っておられると思うんです。もう何年もやられていて、いろいろな全体的なものを熟知しているような人、ある自治体では、やっていることなんですけども、シルバーの会員さんが会員増のための営業をかけると、こういうやり方です。自分たちのやっていること、こういったことを訴えながら、会員増のために、要するにシルバーの中に会員の営業担当みたいな、会員増のためのというものをつくると、こういうことをやっているところが現実にあります。

それともう一つは、今いる会員さんの中に、専門職みたいな、元こうだったという、例えば看護師さんの経験があるとか、保育士の経験があるとか、いろいろな資格を持っておられる方、こういった方がおられるかどうかということも大事なんですけども、そういう人たちの横のつながりでもって、1つに

は会員を増やしていく。あわせて、そういうところの仕事を、例えば、園児がいるようなところでの支援であるとか、それから、特養なんかの場合の、いろいろな意味での福祉のそういう雇用先、こういったものをやられている、そういう団体も、自治体もあるんです。

意外と、ふすま張りだ、草むしりだ、木の伐採だということばかりじゃなくて、一時預かりみたいな園であったり、それから、特養なんかの仕事であったりとかという、そういうところにも仕事の販路を見つけ出す、こういうことをやられているところもあるんです。

ただし、一長一短に、明日できるという話じゃないと思いますけども、少しずつ積み重ねていくということが大事だし、そういう専門の方たちに、何かそういう、自分の今までやってきたことを思い出していただきながら支援をしていくような、そういう園とか特養とか、いろいろな施設の中での動きとかという、そういうものに対しても、チームをつくってそういうところに入ってくるとかという、また、それには、そういう方が何人かを伴って、自分にはその経験がないけどもという人も伴って一緒に行くとかということをしなが、販路を見つけ出していくという、こういうやり方もあるだろうし、販路の拡大がさらなる会員の増加にもつながっていくだろうと、こういう気がしますので、今、言ったような会員の営業担当、こういったものであったり、ただ、書面だけでもって営業をかけるだけじゃなくて、そういう動きって大事じゃないかなという気がするんですけども、ただ、今現在、実際にそういう専門職の経験のある方たちが、シルバーの会員になっているということであれば、これはそこでもっていきますけども、もしないのであれば、これはもう、また違う話になりますけども、もしそういう方がいるのであれば、そういう方が中心になって販路を拡大するとかということも1つの方法かなという気がするんですけども、この辺についての見解をいただけますか。

【柳田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。シルバー人材センターの令和5年度の事業計画というものがございまして、その中で、今、営業活動というのにつながるかどうかはあれなんですけども、顧客とか会員さん、ちょっとレベルが違うんですけど、口コミで入会促進を図るということですか、あと、今、委員が言われていた在籍年数が多い方、例えば5年とか7年とか、そういう方が、もう年齢を重ねていて、なかなか就業は困難ですけども、所属は継続してできるというような制度を考えているということも聞いているので、そういった方たちに今、委員の言われたことをやっていただけるようなご提案をシルバーのほうさせていただいて、つなげていけたらなと思っています。

あと、資格を持っている方に、例えば、先ほど子育て世帯のお話もあったと思うんですけども、その方たちの、例えば家事の援助のサービスができないとか、そういったことも研究していくというようにお話はいただいているので、協力しながらできればいいと思っています。

あと、会員に直接、会員数の増加につながるかどうか分からないんですが、センターの仕事の幅を広げるという意味で、5年度は、今発注を受けている方たち、業者さんとかにアンケートを実施して、ほかに掘り起こしとか、ニーズの掘り起こし、そういったことをやろうとしていると聞いているので、それも引き続き、仕事量を増やすという取組になろうと思いますので、協力してやっていきたいと思っています。

以上です。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。全然動いていないということじゃなくて、そういったことも含めて議論しているということであれば、そのように進めていただきたいと思いますし、発想を変えるということが大事なのかなと、従来の形ですっていったのでは、やはり変化が生じてきませんので、ですから、ある意味でいうと、逆も真なりということがあつたりしますので、しっかり発想を変えていながら、また違う角度から物を見てみると、こういうことが非常に大事かなという気がしますので、今、課長が言われたようなことも含めて、どうか多様性を持って、いろいろな角度から議論をしていただきながら、さらに充実をしていってもらえればいいかなと思っていますので、どうかその辺の議論をさらに深めていってもらいたいと思いますし、実際に、ふれあいセンターの中におられるシルバーさん自体も、大きく変化することが私は大事だと思いますので、その辺の誘導というか、いろいろな意味でのアドバイスを行政側からも投げかけてもらいたいと思いますので、いま一度、これについての見解をいただいて、終わりにします。

【柳田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 シルバー人材センターの方向性ですとか意義についてなんですけども、町の施策にも位置づけられているところですので、センターに任せっきりでなく、共にあるいは引っ張っていくような形でやっていきたいと思っています。センターとよく協議をしながら進めていきたいと思っています。

以上です。

【柳田副委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

ほかになければここで質疑を打ち切ります。

続きまして、介護保険事業特別会計について、執行部の説明をお願いいたします。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 続きまして、介護保険事業特別会計、令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料により説明させていただきます。

予算書は、冊子の3分の2ほどのところに、令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算書の内表紙がございます。まずは、この内表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

議案第8号といたしまして、第1条において、歳入歳出の総額は、それぞれ37億7,344万3,000円と定め、第2条では、一時借入金の条件を3,000万円とし、第3条では、保険給付費、地域支援事業費の各項に過不足が生じた場合に、款内で流用できる規定を設けてございます。

それでは、予算書は26、27ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費となります。タブレット資料は、2ページの目次に続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは職員給与費です。高齢介護課介護保険担当職員14名分の人件費です。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号1、予算書18、19ページの職員給与費等繰入金1億19万7,000円は、給与及び職員手当等並びに共済費に充てており、歳入番号2、予算書は、20、21ページの雑入3万4,000円のうち、9,000円は再任用職員の社会保険料個人負担分として、共済費に充てております。

次に、4ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うための必要な事務経費で、主な支出は、町介護保険運営協議会の委員報酬、担当職員の会議等出席のための普通旅費、介護保険パンフレットなど、消耗品の購入費、被保険者証等の印刷製本費と、その郵送に伴う通信運搬費、共同処理をお願いしている国民健康保険団体連合会への手数料、コンピューターの介護保険システムの借上料とシステム利用の負担金です。

下の表をご覧ください。介護保険運営事業事務経費の特定財源です。歳入番号1、予算書18、19ページの事務費繰入金5,482万5,000円のうち、1,034万9,000円をそれぞれに充当します。

次に、5ページをご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費で、主な支出は、保険料の普通徴収と特別徴収の納入通知書等の印刷製本費、役務費として、納付書等の郵送に伴う通信運搬費と口座振替の手数料、納付書の封入、コンビニ収納やモバイルレジクレジット収納代行の委託料です。

下の表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号1、予算書は16、17ページの諸証明書手数料と、歳入番号2、予算書18、19ページの事務費繰入金5,482万5,000円から306万8,000円、そして、歳入番号3、予算書は20、21ページの第1号被保険者延滞金をそれぞれに充当いたします。

次に、6ページをご覧ください。介護認定審査会経費は、介護認定審査会の開催事務経費で、主な支出科目は、認定審査会委員の報酬と委員内定者研修の際の謝礼、委員交通費の旅費です。役務費は、認定結果通知の郵送料となっています。

下の表をご覧ください。介護認定審査会経費の特定財源です。歳入番号1、予算書18、19ページの事務費繰入金5,482万5,000円より、1,006万1,000円をそれぞれに充当いたします。

次に、7ページをご覧ください。認定調査等経費です。予算書は26ページから29ページになります。こちらは介護認定調査等に関わる事務経費です。支出は、認定調査員4名分の報酬と職員手当等共済費、そして認定調査交通費等の旅費です。消耗品費は、調査時の着用するマスク、フェースシールド等の購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代、被服費は、認定調査員の調査時靴下代、医薬材料費は、認定調査時の手指消毒用のアルコール代、役務費は、医師の意見書依頼と要介護更新の未申請者への通知の郵送料、認定審査に必要な医師の意見書作成手数料です。委託料は、遠隔地における認定調査実施の委託料、使用料及び賃借料は、認定調査時に使用する駐車場使用料や道路通行料となっています。

下の表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号1、予算書18、19ページの事務費繰入金、5,482万5,000円より、2,933万9,000円をそれぞれに充当し、歳入番号2、予算書20、21ページ、雑入3万4,000円のうち、2万5,000円が認定調査員の社会保険料の個人負担分として共済費に、歳入番号3、予算書20、21ページの要介護状態等の審査判定等に関する委託料は、県からの依頼を受け、町が生活保護該当者の要介護状態の審査判定等を行う場合の委託料、報酬にこちらを充当いたします。

次に、8ページをご覧ください。予算書は28、29ページです。2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、要介護1から要介護5の方が介護サービスを利用された場合に介護保険給付を行うものです。支出は、全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号1、予算書16、17ページの保

険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号2、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、予算書同ページの滞納繰越分、普通徴収保険料、歳入番号4、予算書同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分と、歳入番号5号は、その過年度分、歳入番号6、予算書同ページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号7、予算書同ページの介護保険災害臨時特例補助金の現年度分、歳入番号8、予算書は同ページの支払い基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分と、歳入番号9、予算書18、19ページの過年度分、歳入番号10、予算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号11、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号12、予算書同ページの低所得者保険料軽減繰入れの現年度分、歳入番号13、予算書同ページの基金繰入金からの介護給付費等準備基金繰入金より、それぞれ充当いたします。

保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費に分けられ、その財源割合は、居宅給付費は国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費は、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は被保険者分となり、居宅給付費、施設等給付費とともに、65歳以上の第1号被保険者へは23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、9ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、要支援1、2の方が訪問看護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に介護保険給付を行うものです。支出科目は、全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号1、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号2、予算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、予算書は、同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号4、予算書は同ページの支払い基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号5、予算書は18、19ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号6、予算書は同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分より、それぞれ充当いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。2項その他諸費、1目審査支払い手数料の審査支払い手数料は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料として、国保連へ支払うものです。支出は全額、役務費の手数料です。

下の表をご覧ください。審査支払い手数料の特定財源です。歳入番号1から6は、前ページの介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。3項1目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、要介護1から5の方の介護サービス費の利用者自己負担が高額な世帯に対し、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の審査支払い手数料と同一の財源構成です。読み上げは省略させていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、前段の事業と同様の事業で、要支援者1と2の方を対象として、利用者負担の軽減を図るものです。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、13ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、要介護1から5の方で、先ほどの高額介護サービス費のほかに、医療保険と介護保険を利用している人を対象に、定められた年額の限度額を超えた部分について、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出です。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、14ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、前段の事業と同様の事業で、要支援1、2の方で、介護予防サービス利用者を対象に、利用者負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額医療合算介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、15ページをご覧ください。予算書は28ページから31ページです。3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方と、厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問看護と通所介護を利用された場合に給付されるものです。支出科目は、要支援1、2の方などを対象に、家事などの生活援助を提供する事業、訪問型サービスAの委託料と、負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号1、予算書は16、17ページの保険料の現年度特別徴収保険料と、歳入番号2、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、予算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と、歳入番号4番、予算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号5、予算書は18、19ページの支払い基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度、歳入番号6、予算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号7、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分、そして、歳入番号8、予算書20、21ページ、諸収入の雑入から訪問型サービスAに関する利用者負担金それぞれに充当いたします。

地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の財源割合は、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、国は調整交付金を含む割合です。残りの50%は保険給付費と同じに、第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%です。

続きまして、16ページをご覧ください。予算書は30、31ページです。2目介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1、2の方と厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合のケアマネジメントの費用です。

下の表をご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の特定財源です。歳入番号1、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と、歳入番号2、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、予算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号4、

予算書は18、19ページの支払い基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号5、予算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号6、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ充当いたします。

続きまして、17ページをご覧ください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化、改善、並びに社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用です。会場で体を動かす元気はっけん広場集合版や、自宅で介護予防に取り組む、元気はっけん広場在宅版、地域の集いの場などに介護予防の専門知識を持った講師を派遣して取り組む介護予防講師派遣事業などを実施します。

また、自殺的な防止活動を通じ、高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するため、シニア元気ポイント事業を継続して実施します。

支出につきましては、報償費は、元気はっけん広場開催時の要約筆記者、手話通訳者の謝礼等です。需用費の消耗品は、事業参加者への案内通知用の封筒代です。役務費は、参加者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料です。

下の表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号1から3、そして歳入番号5から7は、前段の介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成です。これに歳入番号4、予算書は16、17ページの国庫支出金からの介護保険、保険者努力支援交付金の現年度分を加え、充当先は、それぞれ資料記載のとおりといたします。

続きまして、18ページをご覧ください。3項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防ケアマネジメント総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。

下の表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号1、予算書は16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と、歳入番号2、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号3、予算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号4、予算書は18、19ページの県支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号5、予算書は同ページの繰入金からの包括的支援事業等繰入金の現年度分より、それぞれ充当いたします。

地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の財源割合は、国が38.5%、県が19.25%、町が19.25%、第1号被保険者が23%です。第2号被保険者の費用負担はございません。

続きまして、19ページをご覧ください。2目、任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町との橋渡し役を務める介護相談員の派遣や、成年後見制度の費用支援、そして、家族介護教室や認知症サポーター養成講座等の事業を実施します。報償費は、介護相談員6名分の謝礼、旅費は、介護相談員の研修参加のための旅費と、青年後見人申立書提出時の旅費、需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座、副読本の購入費と、家族介護教室用のテキストなどの教材費、役務費は、成年後見申立ての費用や成年後見医師鑑定書の作成手数料、介護相談員の損害保険料などとなっています。委託料は、高齢者行方不明SOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページの掲載の、「これって認知症？」という認知症チェックサイトの提供に伴う使用料、

扶助費は、成年後見人への報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人等報酬扶助です。

下の表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の地域包括支援センター事業費と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、20ページをご覧ください。3目在宅医療・介護連携推進事業費の在宅医療・介護連携推進事業費は、平成25年から茅ヶ崎市と共同し、医療と介護の両方の援助が必要な人のために、包括的に支援できるような仕組みを検討し、研修を行うなどとする在宅医療・介護連携推進事業を実施しており、その費用の本町の負担金です。

平成29年6月から茅ヶ崎市保健所内に事務局を置き、在宅ケア相談窓口を開設し、相談を受けておりましたが、令和5年4月から、相談体制強化のため茅ヶ崎市役所内へ移転します。また、在宅医療と介護の連携推進のため、医療職と介護職を合わせた多職種研修などを開催します。支出は、負担金補助及び交付金で、こちらは茅ヶ崎市へ支出します。

下の表をご覧ください。在宅医療・介護連携推進事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の任意事業と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、21ページをご覧ください。4目、生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していただくために、必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて、地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、この推進役として、生活支援コーディネーターを配置するものです。報償費は、推進会議委員の謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーターを配置するものです。

下の表をご覧ください。生活支援体制整備事業費の特定財源です。前段の在宅医療・介護連携推進事業費と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、22ページをご覧ください。5目、認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れたところで暮らし続けられるように、専門員や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員による活動を通して、本人や家族の支援をするものです。報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート医への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して、認知症地域支援推進員を配置するものです。

下の表をご覧ください。認知症総合支援事業費の特定財源です。前段の生活支援体制整備事業費と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、23ページをご覧ください。予算書は32、33ページです。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費は、要支援の方などの生活課題の解決による生活の質の向上と、多様な専門職から助言を得ることで、地域包括支援センターの職員などの資質の向上を図る介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。また、個別ケースの課題を分析し、地域課題の解決に必要な地域づくりや地域資源を見だし、施策形成につなげる地域ケア会議を開催いたします。報償費は、これらの会議出席に伴う参加者への謝礼です。

下の表をご覧ください。地域ケア会議推進事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の認知症総

合支援事業費と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、24ページをご覧ください。4項その他諸費、1目審査支払い手数料の審査支払い手数料は、要支援1、2の方と事業対象の方が、訪問介護と通所介護を利用した分の審査支払い手数料です。支出は、役務費の手数料です。

下の表をご覧ください。審査支払い手数料の特定財源です。資料16ページの介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、25ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の同名事業費は、要支援1、2の方及び事業対象の方で、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者負担の軽減を図るものです。支出は、負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス相当事業費の特定財源です。こちらは、前段の審査支払い手数料と同一の財源構成ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、26ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の同名事業費は、要支援1、2の方及び事業対象の方の医療保険等、訪問介護、通所介護の2つのサービス費の介護保険の自己負担の合計額が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者の負担軽減を図るものです。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費、相当事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護予防サービス費相当事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、27ページをご覧ください。4款1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金の介護給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費や地域支援事業費の増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、科目設定のための金額となっております。令和4年度末の基金残高の見込額につきましては、6億3,853万7,005円となっております。

下の表をご覧ください。介護給付費等準備基金積立金の特定財源です。歳入番号1、予算書は18、19ページ、6款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金の介護給付費等準備基金利子を積立金に充当いたします。

続きまして、28ページをご覧ください。5款1項公債費、1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合に、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うものとなっております。科目設定上の金額となっております。

下の表をご覧ください。一時借入金利子の特定財源です。こちらは科目設定上のもので、歳入番号1、予算書18、19ページの事務費繰入金、5,482万5,000円より1,000円を充当いたします。

続きまして、29ページをご覧ください。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金の第1号被保険者保険料還付金は、令和3年度以前の資格喪失等による保険料の還付金で、主な原因としては、死亡や転出等によるものです。

下の表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号1、予算書は、18、

19ページの事務費繰入金5,482万5,000円より、8,000円を充当いたします。

続きまして、30ページをご覧ください。2目償還金の介護給付費過年度分返還金は、令和3年度決算に伴う国、県支出金等の余剰金を返還するためのもので、金額は科目設定上のものです。

続きまして、31ページをご覧ください。予算書は32から35ページです。7款1項1目予備費の予備費は、介護保険事業の事務費等に対応する予備費です。

下の表をご覧ください。予備費の特定財源です。歳入番号1、予算書は18、19ページの事務費繰入金5,482万5,000円より199万9,000円、歳入番号2、予算書20、21ページの預金利子1,000円を予備費に充当いたします。

次に、32ページをご覧ください。高齢者数、認定者数と保険給付費の推移といたしまして、令和4年度までのものを表にしてございます。詳細は秋庭副主幹より説明をさせていただきます。

【柳田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 それでは、32ページをご覧ください。このページでは、高齢者数、認定者数、保険給付費の推移について、5年分のデータを載せております。

まず、1番目の表は、人口と高齢者数と高齢化率です。高齢化率は5年で0.7ポイントの増となりました。令和3年度から令和5年度が計画期間である第8次計画における令和4年度の推計値は、高齢者人口1万3,446人、高齢化率27.9%としておりましたので、高齢者人口でプラス36人、高齢化率でマイナス0.5ポイントと、高齢者人口は推計を若干上回っておりますが、高齢化率は下回った結果となりました。

次に、認定者数です。この数値には、第2号被保険者、40歳から64歳で介護認定を持っている方も入っております。この合計値だけを見ると、高齢者人口の増加もあり、伸びているということが見てとれます。平成30年度から令和4年度の増加状況ですが、着実に増えており、平成30年度から令和4年度で約1.16倍の認定者数の増となっております。また、第8次計画においては、令和4年10月1日での要介護認定者数を2,141人と推計していたしましたので、若干上回る結果となりました。

最後に、保険給付費の状況です。令和4年度の数値については、決算見込額です。予防給付費は、要支援1及び2の方が介護サービスを利用したときの給付費、介護給付費は、介護1から5の方が介護サービスを利用したときの給付費です。全体としては、平成30年度から令和4年度までで約1.15倍となっており、これは認定者数の伸びとほぼ同じ状況となっております。

以上で、32ページの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 今回の介護のほうなんですけど、給付費も若干増やしているのかなと思いますけど、それに合わせて、保険料のほうも増やしていますけど、この保険料、物価高騰とかいろいろなもので、高齢者とか負担が増えているのかなと思うんですけど、それに対して、負担を軽くするような方策というのは考えているんでしょうか。あと、基金のほうも6億3,853万ありますけど、それに関して、その活用というのはどう考えていますか。お願いします。

【柳田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 保険料については、今の計画期間の中で定めておりますので、保険料はそのままの金額でいく予定でなっています。

基金についても、令和5年度が計画策定時期ですので、その中で、今後、給付費が増えていく見込みとなっておりますので、そこでどうするかということで検討していきたいと思っております。

以上です。

【柳田副委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 タブレット17ページの介護予防事業の関係について、非常に予防って大事だと思っておりますので、先ほども若干介護認定者が増えてきていると、こういうことから考えて、予防事業というのは非常に大事になってくるかなと思います。そういった意味では、予防事業の委託者の人件費の増が70万2,000円の増になっていますけども、金額はともかく、どのような展開をされるか詳細に教えていただきたい。

それから、次の18ページの地域包括支援センター事業の関係についてですが、昨年だったか一昨年だったか、私、お願いしましたけども、南部に包括センターができましたけども、今回、北部の話が見えていませんが、北部の話についての議論がなされたのかどうか、それについての見解をいただきたいなと思います。

それから、もう1点は、22ページの認知症相互支援の関係ですが、先立って、我々議長をもとに認知症サポーターの講習を受けさせてもらいました。2日間にわたって。そのときに支援推進員の櫻井さんのほうから本当に、また、そのときには伊波さんもおられましたけども、課長もわきにいたかな。本当にそのときに、いろいろな意味でいい勉強させていただいたと思っております。そういう意味では、ありがたいなと思いますし、感謝もしたいと思います。自分としても、サポーターとして見守りをしたいということでもって今、名のりを上げましたけども、どちらかというで見守られる側かなという気もしないでもないんですが、あのときの話の中で、櫻井支援推進員さんからの話で、寒川で1人だけですよ、こういう話がありました。茅ヶ崎は10名おられると、こういうことなんです、これから先のことを考えたときに減ることはあり得ない、増える一方だと思っております。そういう意味では、体制づくりを今のうちに、私はすべきだという気がします。

そういう意味で、今回の予算の中には、650万7,000円しか入っていませんので、そういった意味では、今回は計上していないなと、こういう気がしますけども、もう1名の認知症の支援推進員さんの獲得が必要だろうと、こういう気がいたします。今、櫻井さんと伊波さんのほうでもってタッグを組んでやっていたらと、そういうふうにも思いますけども、伊波さんの場合はそこに専念するわけじゃなくて庁舎の仕事もありますから、そういった意味から考えると、やはり切磋琢磨しながらいろいろな意味で、協力し合いながら進めていただくということが非常に大事だなと思います。

そういった意味でも、私は認知症支援推進員さんのもう1名の増が必要だろうと、こういうふうにも思っておりますが、これについて議論なされたのか、何にもしないでこの予算になっちゃったのか、その

辺についての検討結果を、また、上程された予算の前段階での話も含めて、お知らせをいただきたいなと思います。

【柳田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 1点目の介護予防事業の中の昨年度より増額した部分については、安全面を考慮して、測定員の補助員などの増を考えているものです。

あと、事業自体、元気はっけん広場とか事業自体は変わらないんですが、アンケートで在宅版ですと、スマホのZoomの使い方が分からないという意見があり、使い方講座があれば受講してみたいという意見も多かったため、スマホのZoomの使い方を学びつつ、介護予防教室数の参加ができるような形で、5年度は取り組んでまいりたいと思っております。

あと、地域包括支援センターの関係なんですけど、関口委員おっしゃったとおり、担当でお話ししたときに、今、役場の中にある包括支援センターの中で、今、人員的にもいっぱいいっぱいというところがあって、なかなか北部は今、週1回、窓口開催しているんですけども、また、今年度の予算をとおして、そこで増員させていただいて、そこでノウハウをきちんと、実績を積んでいただければ、そっちへ回れるんじゃないかというような、ごめんなさい、そんな形で進めていけたらなとは思っております。

【柳田副委員長】 もう1点ですね。伊波主査。

【伊波主査】 追加で介護予防事業について、お話しさせていただきたいと思います。

講師派遣事業につきましては、令和3年度はコロナの影響で大分派遣の希望の団体が少なかったんですけども、令和4年度から、だんだん集まれる団体が増えてきたということで、講師派遣事業につきましては、令和4年度、需要は伸びております。また、令和5年度につきましては、もう既に申込みが幾つかの団体から来ておりまして、講師派遣事業は今後、充実していくかなと考えております。

また、シニア元気ポイントも、介護予防事業として、高齢者の方が活躍できる場なんですけれども、令和4年度につきましては、ポイントに登録されている方が活躍する場所というのが、大体高齢者の施設になっておりまして、そちらの施設が感染症の関係で活動を見合わせている場所が多かったので、令和5年度からはコロナも落ち着いてくるので、また、活動の拠点が増えて、こちらのポイント事業も充実していくと考えられます。

以上です。

【柳田副委員長】 推進員が1名、増員できないかどうかという議論があったかどうかという質問だったと思うんですけど、いかがでしょうか。

伊波主査。

【伊波主査】 認知症地域推進員の仕事は、ご指摘があられたようにとても増えております。ですので、担当といたしましても、できれば、認知症地域推進員が増えたらいいなと希望は持っています。しかしながら、先ほど説明させていただいたように、秋庭副主幹のほうから説明がありましたように、町の地域推進員は社会福祉協議会に委託しておりまして、包括支援センターの櫻井さんが推進員になられているんですけども、包括支援センター自体の今、マンパワーが足りない状況で、推進員を増やすのは少し難しいのではないかと担当では考えております。

また、今、認知症初期集中支援チームにチーム員として活動を今しているのが、町職員では、私1名

になっておりますので、活動できるチーム員も増やしていきたいということで、今、職員もできましたら、チーム員で活動できる職員が増えたらいいなど、要望というか、何というんですか、ごめんなさい、相談している感じで検討は、私が検討するのもあれなんですけども、させていただいております。

それで、よろしいでしょうか。以上です。

【柳田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 予防事業の関係については、とにかく先ほどスマホの話だとか派遣事業の話だとかということがありましたけども、今考えられている予防事業を、さらに肉づけしながら、太らしていってもらって、1人でも多くの方が、ぜひ認知症の認定にならないような、ごめんなさい、認知症じゃなくて介護の認定にならないような形で、どうか健康な体でいてもらうためにも、頭脳から手足から指先から、本当に自分の動きでできるような、こういう形にしていってもらいたいと思いますので、どうか令和5年度も、さらなる充実を要望しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

地域包括支援事業の関係ですが、やはりもうそろそろ北部もやっていかないといけないだろうと僕は思います。今言われているように、何とか回しながら、現状ではそれをするしかないということになりますので、課長もやりたいなと思っているんだろうと思います。だけど、いろいろなことを考えると、一遍には無理かなと思っているかもしれませんが、でもやっぱり少しずつ積み重ねてやらないと、需要は高まってくるのに体制が高まらないという、これでは、やはりそぐわないんです、事業展開していく上で。ということは、それが利用者さんに対してきちっと対応ができないという形になってしまうと、サービスの提供ができないということは一番よろしくないことになりますので、ですから、そういう意味では、しっかりと体制づくりをすることが、町民ニーズに応えることになるし、町民目線になることにつながると思いますので、どうかこの議論はさらなる深めをしていただいて、部長を突き上げて、部長から動きが出るような形を取っていただかないと、課長1人の力では厳しいと思いますので、そういう議論を、特に女性の声を上げてもらいたいと思います。右側の男性3人は保守的になりますから、現場で実際にやっておられる女性の声の方が大事になってくると思いますので、その辺の議論をさらに深めていただきたいのとあわせて、来年度に向けて準備を進めてもらいたいと思いますので、今年度、積み重ねをしていただきたいと思います。

それから、最後に認知症の支援推進員の関係ですけども、伊波さんの素直な言葉を聞いていると、もう気持ちは十分分かりました。あとは、ともかく形づくりをすることだろうと思っていますので、部長、腹をくくってくださいよ、本当に。やはりそうしないと無理ですよ。彼女が踏ん張ってくれている話を聞いている中でも、本当に頑張っている気持ちも伝わりましたし、ある意味でいうと、これ以上、伊波さんを表に出して動かすということになると、ちょっと厳しい部分も私はあるのではないかなという気もしますし、サポーターをつけながら動くにしても、やっぱりいろいろな意味での物理的な部分で厳しいと思いますので、これについては、しっかりと腹くくってやっていっていただかないと、本当の意味でのニーズにお応えできなくなるし、サポーターの数では、寒川は非常によくなってきていますから、ですから、その点では、もう本当に私、認めていますので、その体制をさらにきちっとした利用者さんに対応できるような、こういう形をつくるためには、今言ったような推進支援員さんを、支援の推進員さんを増やすことで、さらに効果を上げるという形づくりをつくっていくことが、本当の意味での税金

の使い道かなと思いますので、これについては、部長ちょっと。

【柳田副委員長】 三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 ありがとうございます。委員言われるように、高齢化が避けられない状況の中、需要が高まる一方でありますので、それに不足しないような体制づくりが必要でございます。最前線で住民と直接接して働く職員の声を通じて、住民のニーズ、声を正しく把握して、部課長として、人事であろうか、そういったところ、体制づくりに必要な交渉をしていくのが役割かと思っておりますので、肝を据えて頑張っていきたいと思っております。

【柳田副委員長】 よろしいですか。

ほかに質疑はございますでしょうか。他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、健康福祉部高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、引き続き、保険年金課所管分の審査をお願いいたします。

説明につきましては、原田保険年金課長から、質疑に対しては出席職員で対応いたします。よろしくお願います。

【柳田副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和5年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきます。

なお、予算書の金額は、一部、健康づくり課との合計額となっており、説明資料と一致していないところは、その都度申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、タブレット資料は、060保険年金課一般会計の2ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計繰出金であります。予算書は62、63ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費になります。この予算書の繰出金の金額は、健康づくり課との合計額になります。この繰出金は、一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、被保険者数の減少に伴い、前年度より減額となっております。なお、繰り出し額の内訳は備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この繰出金の特定財源ですが、歳入番号①、予算書は26、27ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険料軽減分と、1つ飛びまして、歳入番号③、予算書は28、29ページの県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、未就学児や一定所得以下の世帯を対象として、保険料を軽減した場合に交付されるものであります。

1つ戻りまして、歳入番号②、予算書は26、27ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分と、1つ飛びまして、歳入番号④、予算書は28、29ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分は、保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が交付されるものです。

次に、タブレット資料は3ページ、後期高齢者医療事業特別会計繰出金であります。予算書は64、65ページ、3目老人福祉費になります。これは一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ事業費を繰り出すもので、こちらは被保険者数の増加により増額になっております。なお、繰出額の内訳につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源であります。歳入番号①、予算書28、29ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、一定所得以下の方に対して、保険料を軽減した場合に交付されるものであります。

次に、タブレット資料の4ページ、予算書は64から67ページの4目国民年金費の、まず、職員給与費です。こちらは職員3名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源であります。予算書は全て28、29ページになり、歳入番号①、国民年金協力連携事務費委託金、歳入番号②、国民年金特別障害給付事業費委託金、歳入番号③、国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

続いて、タブレット資料の5ページ、予算書は64から67ページの年金事務経費になります。これは国民年金の事務に関わる経費で、主に消耗品の購入費や年金システムの借上料であります。

下表をご覧ください。年金事務経費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の28、29ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

最後に、タブレット資料の6ページ、予算書は64から67ページの国民年金推進事業費になります。こちらは窓口対応業務のための会計年度任用職員1名分の報酬等であります。

下表をご覧ください。国民年金推進事業費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の28、29ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

以上で一般会計の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 なければ、ここで質疑を打切り、次に移ります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について、執行部の説明をお願いいたします。

原田保健年金課長。

【原田保険年金課長】 続きまして、令和5年度国民健康保険事業特別会計の予算につきまして、ご説明いたします。

まず、予算書の中ほど、一番最初の緑色の中表紙かと思うんですが、寒川町国民健康保険事業特別会計予算書をお開きいただき、その次の1ページをご覧ください。令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、第1条において、歳入歳出予算それぞれの総額を48億2,257万4,000円とし、第2条において、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用について定めております。

続いて、2ページ、3ページをご覧ください。第1表として、歳入歳出予算になります。歳入は、1款国民健康保険料から7款諸収入まで、歳出は、1款総務費から9款予備費までとなり、それぞれ前年

度予算額と比較して、0.45%の減、金額にいたしまして、2,202万4,000円の減としております。

主な要因としましては、保険給付費等につきまして、前年度はコロナウイルス感染拡大による受診控えの反動等を予想し、増額したところですが、現時点で当初予算を下回る状況であるため、5年度は減額としたことによるものです。

それでは、詳細につきまして、ご説明いたします。なお、この特別会計も、予算書の金額は一部健康づくり課との合計額となっており、説明資料と一致していないところは、その都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

では、予算書は、国保特別会計の24、25ページ、タブレット資料は、061保険年金課、国民健康保険事業特別会計の2ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員給与費になります。こちらは健康づくり課と保険年金課を合わせた担当職員8名分の人件費になります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の16から19ページの職員給与費等繰入金を充てております。

続いて、タブレット資料3ページ、予算書は24、25ページの国民健康保険運営事業事務経費であります。こちらは国民健康保険事業を行うための事務経費で、この科目の予算書の金額は健康づくり課との合計額になります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この経費の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16から19ページの職員給与費等繰入金を充てております。

続いて、タブレット資料4ページ、予算書は24、25ページの診療報酬明細書、共同電算委託事業費であります。これは県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して、共同で電算処理をする費用であります。この科目の予算書の金額は健康づくり課との合計額になります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16から19ページの職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料5ページ、予算書は24、25ページの2目連合会負担金の国保連合会負担金であります。これは、神奈川県国民健康保険団体連合会の安定した運営を図るための負担金であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源も、歳入番号①、予算書の16から19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料6ページ、予算書は24、25ページの2項徴収費、1目賦課徴収費の国保料賦課徴収事業事務経費であります。これは保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、増減理由につきましては備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この経費の特定財源も、歳入番号①、予算書の16から19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料7ページ、予算書は24、25ページの3項1目運営協議会費の国保運営協議会運営経費であります。これは、町国保運営協議会委員9名分の報酬と会長の研修に伴う旅費であります。

下表をご覧ください。こちらの経費の特定財源につきましても、歳入番号①、予算書の16から19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料8ページ、予算書は24、25ページの2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費及びタブレット資料9ページ、予算書26、27ページの2目退職被保険者等療養給付費であります。こちらは、被保険者の疾病及び負傷に対して、保険給付を行うものであります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

続いて、タブレット資料10ページ、予算書は26、27ページの3目一般被保険者療養費及びタブレット資料11ページ、予算書は同じく26、27ページの4目退職被保険者等療養費であります。これは被保険者の疾病負傷に対し、療養の給付を受けない者の費用及び医療用装具の保険者負担費用であります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

続いて、タブレット資料の12ページ、予算書は26、27ページの5目審査支払い手数料の診療報酬審査支払い手数料であります。これは、医療機関の診療費請求額について、神奈川県国民健康保険団体連合会等に委託している審査点検手数料であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金、及び、歳入番号②、予算書は16から19ページ、職員給与費等繰入金を充てております。

次に、タブレット資料13ページ、予算書は26、27ページの2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、及びタブレット資料14ページ、予算書は同じく26、27ページの2目退職被保険者等高額療養費になります。こちらは被保険者の所得段階等に応じ、一部負担金が一定金額を超えた場合、現金または現物給付をするものです。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

続いて、タブレット資料15ページ、予算書は26、27ページの3目一般被保険者高額介護合算療養費及びタブレット資料16ページ、予算書は同じく26、27ページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費になります。こちらは被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものであります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

次に、タブレット資料の17ページ、予算書は26、27ページの3項移送費、1目一般被保険者移送費、及びタブレット資料18ページ、予算書は同じく26、27ページの2目対象被保険者等移送費であります。これは疾病等により移動が困難な患者が、緊急的な必要性があり、医師の指示により一時的に移送された場合に現金給付されるものであります。

それぞれの下表になりますが、両事業の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の普通交付金を充てております。

次に、タブレット資料19ページ、予算書は26、27ページの4項出産育児諸費、1目出産育児一時金であります。これは被保険者が出産をした場合、もしくは、妊娠12週以降であれば、死産や流産でも1人

につき支給するもので、備考欄にありますように、令和5年度から増額になります。

下表をご覧ください。この事業の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の18、19ページ、出産育児一時金繰入金で、出産育児一時金総額の3分の2を法定繰入れするものであります。

次に、タブレット資料20ページ、予算書は26、27ページの5項葬祭諸費、1目葬祭費であります。これは被保険者が死亡した場合、その葬祭を行ったものに5万円を支給するもので、財源につきましては、一般財源であります。

次に、タブレット資料21ページ、予算書は28、29ページの6項1目傷病手当金であります。これは、新型コロナウイルスの感染等により、労務に服することができなくなった被保険者に支給するものであります。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下表をご覧ください。この事業の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の16、17ページ、県支出金の特別調整交付金を充てております。

次に、タブレット資料22ページ、予算書は28、29ページの3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分であります。これは県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するもので、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。こちらの特定財源ですが、予算書は16、17ページで、歳入番号①、県支出金の特別調整交付金を充てております。歳入番号②、こちら県支出金の県繰入金2号分で、保険料の収納率や保健事業等の実績に基づいて交付されます。歳入番号③の保険基盤安定繰入金、保険料軽減分は、保険料法定軽減分を県と町で負担するものです。歳入番号④の保険基盤安定繰入金、保険者支援分は軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を国、県及び町で負担するものです。歳入番号⑤の未就学児均等割保険料繰入金は、対象の保険料軽減分を国、県及び町で負担するものです。歳入番号⑥、ここから予算書の18、19ページになりますが、財政安定化支援事業繰入金は、主に高齢者が多い等、市町村の責めによらない理由による国保財政への影響を勘案して算出されています。歳入番号⑦の一般会計繰入金につきましては、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により、国庫負担金が減額されるため、町が納付する国民健康保険事業費納付金に影響が出ないように、被保険者の負担軽減を図るため、一般会計から繰り入れるものです。歳入番号⑧の国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため、積立額を確保しつつ、保険料上昇抑制のため、活用するものであります。

次のタブレット資料23ページ、予算書は28、29ページの2目退職被保険者等医療給付費分につきましては、県の推計に基づき、予算額はゼロとなりました。

次に、タブレット資料24ページ、予算書は28、29ページの2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分であります。これは、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するもので、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。こちらの特定財源ですが、予算書は16、17ページで、歳入番号①、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号②、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号③、未就学児均等割保険料繰入金、歳入番号④、国保財政調整基金繰入金を充てております。

次のタブレット資料25ページ、予算書は28、29ページの2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分に

つきましては、県の推計に基づき、予算額はゼロとなりました。

続いて、タブレット資料の26ページ、予算書は28、29ページ、3項1目介護納付金分であります。これは国民健康保険被保険者のうち、40歳から64歳までの者に賦課され、介護保険制度に要する費用に充てるため、県へ納付するものであります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この特定財源ですが、予算書の16、17ページで、歳入番号①、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号②、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号③、国保財政調整基金繰入金を充てております。

次に、タブレット資料27ページ、予算書は28、29ページ、4款1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金の年金受給権者一覧表作成経費拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認を行うため、年金受給者の一覧表を作成する経費であります。財源は全て一般財源であります。

次に、タブレット資料28ページ、予算書は30、31ページ、5款1項保健事業費、1目保健衛生普及費の国民健康保険制度周知事業費につきましては、国民健康保険制度を周知するために小冊子を作成する費用と医療費通知の郵送料であります。財源につきましては、一般財源のみであります。

次に、タブレット資料29ページ、予算書は30、31ページ、6款1項基金積立金、1目保険給付基金積立金の国保財政調整基金積立金につきましては、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てるもので、予算額は利子を計上しております。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

なお、基金の残高ですが、令和5年3月末ですよね、この先にはなるんですけども、3億5,000万円ほどを見込んでおります。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、予算書の16、17ページの国保財政調整基金積立金利子であります。

次に、タブレット資料30ページ、予算書は30、31ページ、7款1項公債費、1目利子の一時借入金利子につきましては、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に一時的に借入れをする際の利子で、財源につきましては、一般財源であります。

次に、タブレット資料31ページ、予算書は30、31ページ、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金と、タブレット資料32ページ、予算書は32、33ページの2目退職被保険者等保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金と還付加算金であります。財源につきましては、一般財源であります。

続いて、タブレット資料33ページ、予算書は同じく、32、33ページ、3目保険給付費等交付金償還金の保険給付費交付金返納金につきましては、精算のために科目設定として予算計上しており、財源につきましては、一般財源であります。

続いて、タブレット資料34ページ、予算書は同じく32、33ページ、4目国庫支出金返納金の災害等臨時特例補助金返納金につきましては、備考欄にもありますように、令和2年度分の補助金の精算が終了したため、予算額はゼロになりました。

次に、タブレット資料35ページ、予算書は同じく32、33ページ、2項1目指定公費負担医療立替金につきましては、特例措置の廃止により、科目設定として予算計上をしております。

下表をご覧ください。特定財源は歳入番号①、予算書の18、19ページの指定公費負担医療立替交付金

であります。

次に、タブレット資料36ページ、予算書は32、33ページ、9款1項1目予備費につきましては、突発的な予算不足等に備えるもので、財源につきましては一般財源であります。

最後に、歳入の一般財源分につきましては、ご説明いたします。こちらは、健康づくり課分も合わせた、国保特別会計全体の数字となります。

では、タブレット資料37ページ、予算書は16、17ページの1款1項国民健康保険料であります。被保険者に納めていただく保険料は、そのほとんどが県に納める国民健康保険事業費納付金の支出に充てるために賦課をしております。先ほど歳出のところでご覧いただきましたが、令和5年度の県納付金内示額は、医療分、支援金分、介護分と合わせて460万円ほど増加しております。加えて、同じく保険料を財源に持つ出産育児一時金や特定健康診査等事業費予算が増加しております。

一方、昨日の町税の説明の中でありましたように、景気の動向や個人の所得状況から増額ということもあり、また、毎年繰入れしております国保財政調整基金も、残高がかなりの勢いで減っておりますので、基金繰入額の減額も検討いたしました。しかし、新型コロナウイルスの感染症の影響はまだ完全になくなったわけではありませんし、さらに物価高という状況も加わってまいりました。

以上のことから、被保険者の負担を少しでも軽減するために、国保財政調整基金を前年度と同額、2億6,000万円の繰入れを行い、国民健康保険料の予算が大幅に上がるのところ、この表の中ほどになりますが、合計で前年度比2.11%の増に抑えております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目証明手数料につきましては、国民健康保険料の納付証明手数料であります。

次に、予算書は18、19ページの6款1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度同様50万円を計上しております。

次に、7款諸収入1項延滞金及び過料、1目延滞金につきましても、前年度と同額を計上しております。

続いて、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金と、2目退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故等による納付金で、前年度同様の見込額を計上しております。

続いて、3目一般被保険者返納金と、4目退職被保険者等返納金につきましては、国保の資格がなくなった後に、国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金で、前年度と同額を計上しております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【柳田副委員長】 ここで暫時時間を延長いたします。

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。まず、13ページの一般被保険者の高額医療費のところなんですけど、見込みで増ということなんですけど、どういう傾向があるのか、お聞かせください。

それから、21ページの傷病手当金のここまでの増額の実績の見込みということなんですけど、これの解釈

は、コロナの感染に対してのことだと思いましたが、これは少し定着して認知されてきたのかなと思うんですけど、今、動向はどうなっているかというのをお聞きします。

あと、負担金補助金のところ、22ページです。県の推計による減ということですけど、これはどういふことで減になっているのか、それと、先ほど説明の中で、障害者の医療費を使った場合、国、県からのお金が入ってなくなるので、一般会計から繰入れしているという話がありましたけど、それについて、もう少し詳しくお願いします。

【柳田副委員長】 吉野副主幹。

【吉野副主幹】 まず、第1点目の高額療養費の件についてですが、高額療養費というのは、療養給付費、もしくは療養費の個人所得の負担区分を超えて、限度額を超えた分が給付するものになるんですが、そちらについて推計したところ、コロナにかかった年、もしくはそうじゃない年も関わらず、金額が上がったり下がったりというのがありましたので、令和元年度、コロナじゃないときより、令和2年度のほうに下がっているというときもありましたので、こちらについては、どれくらい下がるか、上がったり下がったりするのかなかなか難しいので、近年、金額の高いところで、その金額を予算計上させていただきました。

続いて、傷病手当金の関係です。傷病手当金なんですけど、今年度、令和4年4月から9月までの実績を基に推計しまして、6か月分を推計したところ、金額としては、推計しましたところ、137万2,162円でしたので、それを1年間分に直して、令和5年度、傷病手当金の金額の要求をさせていただきました。

【柳田副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 事業費納付金の減の理由ということなんですけども、こちらにつきましては、県内市町村が、医療費の推計ですとか、あとは被保険数の見込みですとかを県のほうに提出しまして、そこから算定されているものになります。寒川町としましては、被保険者数の減で、先ほど申し上げましたように、給付費のほうも減ということになりますので、一般医療の部分については減となったということになります。

次、その他繰入れなんですけども、こちらにつきましては、町単独で障害者の医療費助成、子どもの医療費助成、ひとり親の医療費助成というものを行っておりますが、その分につきましては、国の補助金の減額対象になるというルールに今、現状なっております。その減額された部分につきましては、一般会計のほうから繰入れしていいですよというルールに基づきまして、その他繰入れという形で一般財源をいただいている状況です。

以上になります。

【柳田副委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。

次、続きまして、後期高齢者医療事業特別会計について、執行部の説明をお願いいたします。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 では、続きまして、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計の予算につつま

して、ご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険制度で、神奈川県内全ての市町村が加入する特別地方公共団体の神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内市町村と連携しながら、制度の運営を行っております。

当広域連合では、被保険者の資格の管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、町では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、相談などの業務を行っております。令和5年度の寒川町の後期高齢者医療被保険者は、広域連合の見込みで7,239人と見込んでおります。被保険者証の更新は2年ごとに行っており、令和5年度の更新はありません。保険料率は2年に一度見直しをしており、令和5年度は、4年度と同じ料率であります。

それでは、予算についてご説明いたします。予算書は、先ほどご覧いただいていた国民健康保険事業特別会計の次にある緑色の中表紙、寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算書をお開きいただき、その次の1ページをご覧ください。令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、第1条において、歳入歳出予算それぞれの総額を12億1,450万円とし、第2条において、一時借入金の限度額を2,000万円と定めております。

続いて、2ページ、3ページをご覧ください。第1表として、歳入歳出予算になります。歳入は1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金まで、歳出は1款総務費から5款予備費までとなっております。

それでは、詳細につきまして、説明資料を基にご説明いたします。予算書は後期特別会計の24、25ページ、タブレット資料は、062保険年金課後期高齢者医療事業特別会計の2ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員給与費は、職員2名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金を充てております。

続いて、タブレット資料3ページ、予算書は24、25ページの後期高齢者医療事業事務経費であります。こちらは後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、主に会計年度任用職員報酬や、コンピューター借上料等になります。

下表をご覧ください。この経費の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金を充てております。

続いて、タブレット資料4ページ、予算書は24、25ページの診療報酬点検事業費であります。これは医療費適正化のため、レセプトの点検を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託している審査点検手数料であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源も歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料5ページ、予算書は24、25ページの2項1目徴収費の後期高齢者医療保険料徴収事業費であります。これは主に保険料決定通知書等の印刷製本費や郵送料、及び、保険料コンビニ収納の代行委託料で、増減理由につきましては備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この事業費の特定財源につきましては、歳入番号①、予算書の16、17ページの諸証明手数料及び、歳入番号②、予算書同じく16、17ページの事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料6ページ、予算書は24、25ページの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。これは、制度を運営する神奈川県後期高齢者医療広域連合へ、保険料や療養給付費等を納付するもので、備考欄にもありますように、被保険者の増に伴い、大幅な増額となっております。

下表をご覧ください。特定財源につきましては、予算書の16、17ページで、歳入番号①は、現年度分特別徴収保険料、②は、現年度分普通徴収保険料、③は、滞納繰越分普通徴収保険料になります。歳入番号④の後期高齢者医療広域連合事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費を一般会計から繰り入れるものであります。歳入番号⑤の保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料軽減分の補填として繰り入れするもので、県と町で負担いたします。歳入番号⑥の療養給付費定率負担分繰入金につきましては、町の被保険者の給付見込額の12分の1を広域連合へ納付するために繰り入れするものです。歳入番号⑦の延滞金につきましては、保険料の延滞金であります。

次に、タブレット資料7ページ、予算書は24、25ページの3款1項公債費、1目利子の一時借入金利子につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の運営で資金不足となった場合に、一時的に借入れを行う際の利子であります。

下表をご覧ください。こちらの特定財源は、歳入番号①、予算書の16、17ページの事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料8ページ、予算書は26、27ページの4款諸支出金、1項1目償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料に対する還付金等であります。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。こちらの特定財源は、歳入番号①の保険料還付金、及び、歳入番号②の還付加算金で、ともに予算書の16、17ページになります。これは後期高齢者医療広域連合から交付されるもので、前年度保険料の還付金や還付加算金の実績により計上しております。

次に、タブレット資料9ページ、予算書は26、27ページの5款1項1目予備費につきましては、突発的な予算不足に備えるもので、下表にありますように、特定財源として、事務費繰入金を充てております。

最後に、歳入の一般財源分につきましては、ご説明いたします。タブレット資料10ページ、予算書は18、19ページの5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額を計上しております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【柳田副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

山田委員。

【山田委員】 後期高齢者ですけど、先ほどから国民健康保険のほうは加入者が減っているわけです。逆に後期高齢者の高齢化に伴って加入者は増えているわけですけど、今回、昨年の窓口負担が2割負担になったというところがありますけど、ここに関して、影響というのはどういうふうに出ているか、分かるでしょうか。

【柳田副委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 2割負担にそもそもなられる方が全体の20%なんですけれども、まず、その方々が上がったことによりという通知文に対するお問合せはありました。なかなか通知文が理解できなかったということもありまして、ありましたが、それによって、保険費、保険料、それが上がるという、大幅にということには直接は結びつかず、その対象の方々が支払う医療費は上がっているかもしれませんが、病院にかかった場合は、ですが、それに対するお問合せというものは、特に苦情のような形であるわけではありませんし、これとって、大きな影響というものはございません。

【柳田副委員長】 よろしいでしょうか。ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、健康福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

健康福祉部、最後の審査になります。健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、ご案内いただきましたように健康福祉部最後の健康づくり課所管分の審査をお願いいたします。

説明につきましては、大平課長から、質疑につきましては、出席職員で対応いたします。よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 それでは、健康福祉部、健康づくり課所管の令和5年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

タブレット資料2ページをご覧ください。予算書は62、63ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。02国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、一般会計より国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、予算書の金額は保険年金課との合計額になってございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。予算書は64、65ページの3目老人福祉費でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、及び、75歳以上の高齢者の健康診査についての事業に係る経費でございます。

報償費は、高齢者をはじめ、地域住民が主体となり、介護予防やフレイル予防などを目的とした活動を行う場、いわゆる通いの場などにおける健康教育のための講師への謝礼。旅費は職員の研修旅費。消耗品費は、保健指導で訪問する際に使用するパンフレット、高齢者健診の受診券に同封する検診を促すチラシの購入代金等。印刷製本費は、高齢者健診の受診券、検診票、封筒の印刷代でございます。役務費は、高齢者健診受診券の郵送料等。委託料は、高齢者健診委託料でございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書の36、37ページ、歳入番号1、広域連合後期高齢者保健事業費補助金100万円は、健康診査に係る役務費委託料に、歳入番号2、広域連

合高齢者健康診査事業費補助金2,637万円は、本事業の役務費、委託料に、歳入番号3、広域連合委託金1,078万円は、本事業の報償費、需用費に充てるほか、備考欄に記載の事業へ充ててございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。予算書は68、69ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に係る旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、健康増進事業主管課長会議や保健師等専門職を対象とした研修などに参加するための交通費。使用料及び賃借料は、健康システム借り上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会、及び公益財団法人神奈川健康財団、アイバンク臓器移植協力会への負担金でございます。本経費において、特定財源の充当はありません。

続きまして、タブレット資料5ページをご覧ください。健康づくり事業費につきましては、健康維持増進を図るための各種検診を行うとともに、健康教育、健康相談の実施、そして、保健指導の各対象者への事業の周知と勧奨、また、ライフステージに合わせた健康づくりの支援をし、自主的に健康づくりや食育に取り組むための場を提供するなど、自分の健康は自分で守るという意識の促進を図るものでございます。

令和5年度につきましては、健康づくり事業費の中で、3つの新規取組を実施いたします。1つ目は、将来、胃がんになるリスクを減らし、胃がんの罹患率や死亡数を減らすことを目的とした胃がんリスク検診、2つ目は、がん治療により脱毛症状のある町民に対し、ウィッグ購入費の一部を助成することにより、精神的、経済的な負担の軽減。また、就労社会参加等の支援を目的とした、がん患者ウィッグ購入費助成金。3つ目は、がん検診の受診券を国民健康保険加入者、後期高齢者保険加入者に限らず、社会保険加入者等を含めた対象者全ての方に送付いたします。

報酬は、健康教育事業実施により、雇用する会計年度任用職員の管理栄養士及び歯科衛生士への報酬、報償費は、ロコモ予防教室及び運動ボランティア養成セミナー開催に伴う講師謝礼、そして、さむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼でございます。旅費は、健康教育事業実施により、雇用する会計年度任用職員の費用弁償。消耗品費は健康づくり事業に係るパンフレット、がん検診受診勧奨のための用紙などの購入費、食生活改善推進事業で使用する消毒用アルコール洗剤等の購入費でございます。印刷製本費は、がん検診の記録票や窓付封筒の作成費等。役務費は、主に健康診査及びがん検診の実施に伴う勧奨通知等の郵送料でございます。委託料は食生活改善推進事業、歯科保健教育、健康診査、各種がん検診、歯科検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診を実施するためのものでございます。負担金補助及び交付金は、未病サミット神奈川に参加するための負担金と、骨髄等の移植を推進することを目的に、ドナー及びドナーが勤務する事業所に対し、交付する骨髄移植ドナー支援事業費助成金、ウィッグ購入費助成金でございます。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。健康づくり事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書26、27ページの新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金95万5,000円は、消耗品費及び役務費、委託料に充当しており、補助率は2分の1となっております。

歳入番号2、予算書30、31ページの市町村健康事業費補助金130万5,000円は報償費、消耗品費、役務費、委託料に充当しており、補助率については、健康教育及び健康診査に係るものが3分の2、肝炎ウ

イルス検診に係るものが10分の10となっております。

歳入番号3、予算書30、31ページの骨髓ドナー支援事業費補助金10万5,000円は、骨髓移植ドナー支援事業費助成金に充当しており、補助率は2分の1となっております。

続きまして、タブレット資料は、6ページをご覧ください。予算書は70、71ページの2目予防費でございます。高齢者予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎とインフルエンザの重症化予防、並びにその蔓延を防ぐために予防接種を行うものでございます。消耗品費は、予防接種事務に係る書籍の購入費。印刷製本費は、インフルエンザ予診票の作成費。役務費は、予防接種実施医療機関及び肺炎球菌予防接種対象者への通知を送付するための郵送料。委託料は、インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種実施のための委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、施設に入所しているなど、特別な理由により委託医療機関での予防接種が受けられない方に対し、償還払いにより補助するものでございます。なお、本事業において、特定財源の充当はありません。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。予防事務経費につきましては、会議に出席するための旅費、「さむかわ健康だより」を作成するための経費でございます。旅費は、予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療に係る会議などに参加するための旅費。印刷製本費は、全戸配布する健康だよりを作成するための経費でございます。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書36、37ページの広告掲載料30万円は、印刷製本費の健康だより作成に充当しており、令和5年度は10件の広告掲載を見込んでおります。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。地域保健医療体制充実事業費につきましては、休日、夜間における救急医療体制の充実、そして、地域医療を担う茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会への事業費補助でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、耳鼻咽喉科及び眼科の初期救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付する補助金、そして、寒川町民の医科及び歯科の初期救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターを運営管理する茅ヶ崎市への負担金でございます。初期救急医療確保対策負担金につきましては、備考欄に記載のとおり、地域医療センターにおける受診者数の減少に伴い、増額となっております。本事業において、特定財源の充当はありません。

続きまして、タブレット資料9ページをご覧ください。感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防と、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るためのものがございます。委託料は、水害により床下浸水した家屋の床下等の消毒を実施するための委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会の会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために事業費補助を行うものでございます。本事業において、特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料10ページをご覧ください。予算書は3目保健施設費でございます。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理にかかる経費でございます。消耗品費は、駐車場及びゲートボール場用地借り上げのために締結する契約書の印紙代。役務費は、施設の火災保険料。委託料は指定管

理者である社会福祉協議会への指定管理料。使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と、町職員が事業のために使用するコピー機の借上料でございます。本経費において、特定財源の充当はございません。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。予算書は、22、23ページの13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、01保健衛生使用料でございます。タブレット資料は、11ページをご覧ください。行政財産使用料につきましては、健康管理センターに設置されている飲料水の自動販売機設置に係る使用料でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

関口委員。

【関口委員】 まさしく名前のお通り、健康づくり課が、ある意味では、町民の安全な健康というものをしっかりと担保していくための予防分野を任されている、そういった担当課だと、こういうふうに思っています。そういった意味では、全ての事業が予防という感じがいたします。

予防の大事さというのは、誰もがやはり感じていることなんです、要は、自己負担があった場合の選択がどうしても遅れてしまうということがあったり、だからといって、何でもかんでも全て町が持つということじゃありませんので、そういった意味では、その辺の進行、事業推進をどうやって進めていくかということが非常に大事になってくると思います。やはり健康づくりが町民の願いでもありますし、今の健康志向という町民一人一人の意識からしても、行政と相まった形でいくことが一番いい自分自身の健康につながってくるんだらうと思います。

そういった意味では、一つ一つの事業をとにかく親切に、丁寧に周知をしていただくのと併せて、この事業に参加していただくということが大事になってくるんだらうと思います。命の強さと命の弱さというのをつくづく感じるんですが、何でもろいんだらうという部分と、それから、いや、しぶといもんだねという部分と、両面あるような気がするんですが、それも全て、きちっと予防ができたときの状況と、予防ができなかったときの状況だらうと、こういうふうな気がするんです。

ですから、そういった意味では、どうか担当課の皆さんにお願いしたいのは、いかに受診をしていただくかということと、参加していただくかということと、それから、おびえというか怖さを払拭した上で、なったら嫌だから行かないみたいなことじゃなくて、健康になるんだということでの参加をしていただくような、こういう周知徹底も含めて、この5年度、さらに成果を出してもらいたいなという、健康づくり課としてのいろいろな意味での成果を出していただきたいなと思います。

そういった意味では、一つ一つの事業についてどうのこうのということじゃないんですが、予防対策の、健康のための予防対策を推進する担当課として、5年度への思いというか、大平課長の、また、そこにおられる担当の方たちのことも含めて、しっかりとした対応をしていただきたいという、この願いを聞き入れていただいて、5年度に対する、思いを聞かせていただけたらありがたいんですが。

【岸本委員長】 大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 令和5年度の施政方針の中にもございましたけれども、町民の皆様お一人

お一人が主体的に、自分の健康は自分で守るという意識を持っていただくことが大切だと感じています。そのきっかけづくりとして、私たちが知恵を絞り、各種検診の受診勧奨や、それから楽しんでいただける講座や教室づくりをしていかなければならないと思っています。

がん検診につきましては、今、先ほど申し上げたとおりに、令和5年度、社会保険加入者の皆様にも受診券を送付させていただき予定となっておりますけれども、そのほか子宮がん検診、乳がん検診の受診率の向上として、集団検診の中で1日、女性医師による検診ということを考えております。子宮がん検診につきましては、20歳以上の方が対象となっておりますけれども、若い方にとっては、婦人科検診は非常に敷居が高く感じられるということもあるかと思えます。女性医師による検診というところで少しでも安心といいますか、気軽に受診していただければいいなと思っています。

また、小さいお子さんがいる方が安心して健診を受けていただけるように、保育ボランティアさんをお願いいたしまして、託児所的なものを設ける、検診の日には設ける日を1日予定しております。

それから、自分の健康の見える化というところで、この3月に民間の企業と町民の健康増進に関する協定を結びました。そこで、血管年齢や脳年齢の測定と連携できることとなりましたので、検診時や、それから食育広場等のイベント開催時など、積極的に実施してまいりたいと思っています。また、健康に対しての意識を継続していくために、相談支援体制というような、保健師であったり、管理栄養士による相談体制が重要ななと思っています。

健康は何ものにもかえがたい大切なものであり、町民の皆さんが健康で充実した毎日を送っていただけるよう、健康づくり課としても、しっかり取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 令和5年度の事業について、細かくお話をさせていただきましたけれども、どうか一つ一つの事業を確実に実りあるものにしていてもらいたいなと思います。がんにしても、早期発見ならば、普通の病とちっとも変わらない。恐ろしいものではないんだと。ですから、そのためには、もう早期発見というのは予防しかない、こういうような気がいたしますし、2人に1人がかかると言われている、がんにしてもそうですけれども、せんだって、あることがあって、横浜の県立がんセンターに行ったんですけども、もう出てくる数字が、本日のとって数字が出るのは、1,348人とかと、こういう数字が出るんです。それはもうがんのことだけで医療機関にかかって、それで、紹介状をいただいて来るといって、行くという、こういうような、そういう人たちだけで、初診の人たちというのは行かないんです。ですから、そのくらい、1日に千何人という方が行って、そこでもって受診を受けるという、こういう、大勢参加しているからいいということじゃないと思いますけれども、参加することがいいことでもあるんです。

そういう意味では、健康志向はあるんだけど、なかなか病院に行くということに抵抗というものがあつたりしますので、そういった意味では、どうか、大平課長が言われたように、行政がきっかけをつくって、そこに本人の意思として参加していくという形をつくり上げていくということが大事だと思いますので、どうか一つ一つの機会を通じながら、さらなる徹底と情報提供しながら、徹底と、そして、予防の事業が本当に効果のある形に持っていけるように推進を図っていただきたいなと、こういうふう

に思います。

ともかく予防事業の今年度の成功を、本当によろしくお願ひしたいなと思いますので、お世話かけますけども、よろしくお願ひします。結構です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。大丈夫ですか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 地域保健医療体制充実事業費の部分なんですけども、負担補助及び交付金のところに、地域医療センターにおける受診者数の減少に伴い、運営費用の主な財源である診療報酬の減少が見込まれ、市町の持ち出しが増額となったためと書かれているんですけど、これは受診者が減って、診療報酬も減った分だけ地域医療センターの運営維持管理費などの費用分が上がったので、市町の持ち出しが増えたと解釈しているんですけど、その上で確認なんですけど、令和3年、4年の受診者数がそれぞれ何人で、何人減ったのかという点と、また、コロナも今、収まりつつある中で、令和5年度の受診者数が減る見込みの数字を根拠として、増加した予算を算出しているのか、または、令和4年に受診者が減った数字を根拠に増加した予算を算出しているのか、どちらなのか、お伺いします。

【岸本委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 令和3年度の実績についての数字を回答させていただきます。2,337件のうち、369件が寒川町で受診されています。

【岸本委員長】 令和4年の途中までの数字はお持ちじゃないでしょうか。

大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 令和4年度の人数については、現在のところ把握してございません。

【岸本委員長】 大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 令和5年度の予算につきましては、まず、令和2年度までが発熱診療等医療機関として、地域医療センターが登録されることによって、補助金が3,500万円ありました。令和3年度は、その補助金がなくなったために、茅ヶ崎市が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資といたしまして、支援金を3,100万円、交付しているところです。

それで、何とか若干の赤字というところになったんですけども、令和4年度からそういう補助金等が一切なくなったというところで、当然受診控えとか、1時間に受診ができる人数とかも限られてしまっている中で、それから、診療報酬自体もPCRに対して段階的に下がってきていると、そういうところもありまして、今年度につきましても、3月の補正をしていただいたところですので、それと同等程度の令和5年度は予算となっております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 じゃあ、今までの令和4年度の実績を基に、市町の負担が増えたという解釈でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【岸本委員長】 よろしいですか。それでは、ここで質疑を打ち切ります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の説明を求めます。

大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 引き続き、健康福祉部、健康づくり課所管の令和5年度国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明させていただきます。なお、予算書の金額は、一部保険年金課との合計額となっており、説明資料と合致しないところがございますが、よろしくお願いたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。予算書は24、25ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国保事務に関する事務経費で、旅費につきましては、研修のための旅費でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書の16、17ページ、歳入番号1、職員給与費等繰入金1,772万3,000円は、本事業に充てているほか、備考欄記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。診療報酬明細書、共同電算委託事業費につきましては、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して、共同で電算処理する費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書の16、17ページ、歳入番号1、保険者努力支援分1,949万4,000円は、本事業に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。予算書の30、31ページ、5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、医療費適正化事業費につきましては、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、年2回のジェネリック差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、保険者努力支援分は、本事業に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目特定健康診査等事業費、特定健康診査事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象に6月から8月、そして2月と実施いたします。特定健診の費用でございます。消耗品費につきましては、パンフレット代のほかに職場等で受けられた健康診査結果を町に提供していただいた方に対する粗品代。印刷製本費につきましては、特定健康診査受診券等の印刷製本費。役務費につきましては、受診券等の郵送料と国保連合会への審査支払い手数料。委託料につきましては、医師会への健康診査委託料と受診率向上のための委託料、また、令和6年度に改定となります。国民健康保険データヘルス計画、特定健康診査等実施計画策定委託料でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、保険者努力支援分は、本事業の消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

歳入番号2、特定健診等負担金1,049万2,000円は、本事業の印刷製本費、役務費、委託料に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査の受診結果において、生活習慣を改善する必要がある被保険者に対し、保健指導を行うものがございます。報酬、職員手当等、共済費につきましては、保健指導に携わる会計年度任用職員に係る費用でございます。報償費につきましては、生活習慣病予防講演会の講師謝礼。旅費につきましては、会計年度任用職員の費用弁償。消耗品費につきましては、保健指導用の教材費。役務費では、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号1、保険者努力支援分は、本事業の報酬、報償費、役務費に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

歳入番号2、特定健診等負担金は、本事業の報酬、消耗品費、役務費に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

歳入番号3、職員給与費等繰入金は、本事業の職員手当等、共済費、旅費に充てているほか、備考欄に記載の事業に充ててございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

山田委員。

【山田委員】 では、特定健診のところでお聞きしたいんですけど、今回、受診率の向上のための委託料の増とありますけど、これに関して、どういうことをやるのかお聞きします。

【岸本委員長】 安藤主査。

【安藤主査】 今まで令和3年度、令和4年度のほうは、40から74歳までの国民健康保険に加入している方たちに対しまして、はがきによる受診勧奨のほうを行っていましたが、若い世代に対しまして、40、50代の方たちに対しまして、そこのはがきのところにQRコードのほうをつけまして、そのQRコードのほうを読み込んでいただきますと、動画でお手紙を書いているふうな形の動画が流れるようになりまして、そちらのほうで受診勧奨のほうを行っていきます。

また、今までおはがきだけ受診勧奨だったんですが、健康診断を受けたときに、携帯電話のほうを検診票のほうに記載をしていただいた方たちに対しまして、携帯のショートメッセージのほうをお送りしまして、受診勧奨のほうを行っていく予定になります。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、健康福祉部、健康づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、予算委員会2日目でございますが、学び育成部、健康福祉部の審査が終わりました。

あしたは環境経済部を皮切りに、監査事務局までの審査がありますので、あしたもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最後に副委員長から一言お願いいたします。

【柳田副委員長】 スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これにて、予算特別委員会2目を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。

午後5時50分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 岸 本 優